

どうしたらいいの？
そんなときに使う

Life Index

ライフインデックス

朝霞市役所

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1

TEL 048-463-1111(代表)

FAX 048-467-0770(代表)

■電話番号に市外局番の記載がない場合は、市外局番は「048」です。



結婚

- 婚姻届 28



出産

- 出生届 28
- 赤ちゃんが産まれたら 57



住まい・暮らし

- 避難所 23
- 印鑑登録 31
- 国民健康保険 34
- 国民年金 35
- 税金 37
- 選挙 38
- ごみ 51
- 自治会・町内会 52
- 水道・下水道 52
- 市内循環バス 54
- 公共施設の利用 71・78



引っ越し

- 戸籍 28
- 住所の変更 29
- 小・中学校 41



子育て・教育

- 出生届 28
- 保育園 39
- 小・中学校 41
- 児童手当 43



健康・福祉

- 高齢者福祉サービス 44
- 介護保険 46
- 障害者福祉 48



お悔やみ

- 不幸があったら 25
- 死亡届 29





地震発生！そのときは

揺れを感じたら

自宅等の建物内にいるとき

- ・丈夫なテーブルや机の下で身を伏せる
- ・座布団やクッションなどで頭を守る
- ・玄関や窓を開けて出口を確保する
- ・揺れがおさまってからすべての火を消す
- ・慌てて外に飛び出さない

屋外にいるとき

- ・ブロック塀や自動販売機など、転倒の危険がある物のそばから離れる
- ・窓ガラスや看板、壁タイルの落下などに注意し、頭をかばいなどで保護する
- ・店舗では係員の指示に従う

揺れがおさまったら

- ・家族や近所の人の安否を確認する（近くにいない場合は災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板などを活用）
- ・正しい情報を入手する（テレビ、ラジオ、防災行政無線など）
※防災行政無線の放送内容は ☎0800-8000-744（フリーダイヤル）で確認できます。
- ・避難するときはガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る
- ・海岸や海に近い地域にいたときは、津波情報に注意する

誰かの手助けができるときは

自主防災組織（自治会・町内会）の集合場所に集まる

自宅の安全が確認されたら

- ・自宅が倒壊や火災の恐れのない場合、自宅で避難生活を送る（在宅避難）
- ・家庭内備蓄の食料、飲料水、携帯トイレなどで生活を送る
- ※避難所は家が火災になり、あるいは倒壊してしまい住むところなくなったという場合に活用する場所で、地震が起こったからといって必ず行かなければならない場所ではありません。家が耐震化されており、きちんと食料の備蓄をしていれば、あえてプライバシーもなく不自由な生活を強いられる避難所に行く必要はありません。

非常持出品を準備しましょう

実際に災害が発生した場合、その被災地に救援物資が届くまでには3日ほどかかると予想されます。
非常持出品や非常食は、3日分（推奨は1週間分）は備えるようにしましょう。



避難所へ避難したときは

- ・避難所運営を手伝う（自主防災組織などが中心となって避難所運営を行います）
- ・女性や児童、障害のある人や高齢者など、まわりに配慮した避難生活を送る
- ・ペット同行の場合は、避難者の生活スペースから離れて飼育スペースを確保し、飼い主の責任で飼育管理を行う

河川はん濫や土砂災害からの避難と備え

事前に情報を確認しておきましょう

自分のお住まいの場所やよく行く場所などが浸水や土砂災害の恐れがある場所なのか、ハザードマップなどを参考に事前に確認しておきましょう。

大雨時、浸水や土砂災害の恐れがない場所にいるときは、不要不急の外出は避けましょう。

洪水などの恐れがあるときの避難情報の発表に伴う避難行動の目安

避難指示

○避難開始

- ・浸水、土砂災害の恐れがある場所から避難場所への避難を始める
- ・避難の際は安全な場所を通り、危険な場所には近づかない

○避難完了

- ・浸水、土砂災害の恐れがある場所から立ち退く
- ・避難を完了する

高齢者等避難

○避難準備（開始）

- ・家族への連絡、非常用持出品の用意を始める
- ・避難行動に支援が必要な人や、避難行動に時間がかかる人（障害のある人や高齢者等）は避難を開始する

※一般的な大雨や台風は、事前に避難対策が行えますが、ゲリラ豪雨（局地的大雨）や竜巻は、発生場所や時間の特定が難しく、避難情報の発表が困難です。

身の危険を感じたら、避難情報の発表によらずとも避難を開始しましょう。

防災情報の入手

気象庁

台風・大雨・土砂災害・竜巻に関連する情報

<http://www.jma.go.jp/>



Yahoo! 防災速報

朝霞市の緊急情報

<https://emg.yahoo.co.jp>



国土交通省 川の防災情報

全国の河川の雨量や水位などの情報

<http://www.river.go.jp/>



国土交通省 荒川上流河川事務所

川の状況のリアルタイム映像

<http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/>



埼玉県 防災情報メール

気象警報や地震などの防災情報を配信（登録制）

<http://saitamapref.bosai.info/bosaimail>



埼玉県 川の防災情報メール

県内河川の災害情報などを配信（登録制）

<http://www.bousai-mail.jp/saitama/>



※市のホームページやメール配信サービスなどは P.10 をご覧ください。





地域防災ネットワーク

地域防災ネットワークとは

大規模な災害が起こったときには、初期消火、救出救助、応急手当、配慮を要する方の安否確認や避難誘導等の支援、避難所運営など活動が多岐にわたることから、市民一人ひとりや地域全体が協力して対応することが重要です。

日頃から「地域の個人や団体が顔の見える関係づくり」を築いておくことで、災害時における活動が強化され、被害を最小限に抑えることができます。

これが地域防災ネットワークです。

自助・共助・公助の連携

自助（自分や家族の身体・生命を自分で守ること）

- ・住宅の耐震化
- ・食料や非常用物資の家庭内備蓄
- ・被災時における連絡手段の確保

公助（市や県、消防、警察等による救助・支援活動）

- ・防災対策の検討、整備
- ・地域防災ネットワークの構築支援
- ・災害時の道路復旧等の応急対策など
- ・災害時の関係機関への迅速な救助、支援要請

共助（地域や近隣の人々が互いに協力しあいながら活動すること）

- ・地域防災の担い手となる団体、個人や地域防災活動の支援団体との連携
- ・地域の防災訓練や研修会の実施
- ・災害時の初期消火活動、救出救助、応急手当、配慮を要する方の安否確認や避難誘導等の支援、避難所運営

○地域防災の担い手

自主防災組織（自治会・町内会）、地域防災アドバイザー、民生委員児童委員、消防団 など

○地域防災活動の支援団体

朝霞市商工会（建設部会）、朝霞アマチュア無線クラブ、各地域にある企業、事業所 など

朝霞市では防災啓発冊子『あさか防災』を作成しており、

URL <https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/6/asakabousai.html> からダウンロードすることができます。



自主防災組織への支援

●地域自主防災活動等事業費補助金

防災訓練や防災マップ、防災マニュアルなどの作成、備蓄食料、自主防災資機材整備に関する費用の一部を補助します。

●消火器設置詰替等事業費補助金

まちかど消火器および格納箱の新設、交換などに関する費用の一部を補助します。

避難場所等一覧

No	名 称	所在地	MAP	緊急避難場所 地震 洪水 土砂	避難所
1	朝霞第一小学校 (地域防災拠点)	膝折町 4-11-7	5図 C-5	○ ○ ○	○
2	朝霞第二小学校 (地域防災拠点)	岡 3-16-13	6図 B-3	○ ○ ○	○
3	朝霞第三小学校 (地域防災拠点)	大字浜崎 230	6図 A-1	○ × ○	○
4	朝霞第四小学校 (地域防災拠点)	幸町 1-6-9	7図 D-2	○ ○ ○	○
5	朝霞第五小学校 (地域防災拠点)	泉水 3-16-1	1図 B-4	○ ○ ○	○
6	朝霞第六小学校 (地域防災拠点)	本町 1-25-1	6図 A-4	○ ○ ○	○
7	朝霞第七小学校 (地域防災拠点)	北原 2-6-1	5図 D-1	○ ○ ○	○
8	朝霞第八小学校 (地域防災拠点)	栄町 5-1-41	7図 E-2	○ ○ ○	○
9	朝霞第九小学校 (地域防災拠点)	大字台 295	6図 C-3	○ × ○	○
10	朝霞第十小学校 (地域防災拠点)	大字溝沼 828-1	5図 D-4	○ × ○	○
11	朝霞第一中学校	大字膝折 2-31	7図 E-2	○ ○ ○	○
12	朝霞第二中学校	大字岡 199	6図 A-2	○ × ○	○
13	朝霞第三中学校	大字溝沼 1043-1	5図 D-4	○ × ○	○
14	朝霞第四中学校	栄町 5-1-60	7図 E-3	○ ○ ○	○
15	朝霞第五中学校	大字宮戸 1580	4図 A-4	○ × ○	○
16	浜崎保育園	大字浜崎 662-1	1図 E-3	○ × ○	×
17	東朝霞保育園	根岸台 1-5-27	2図 D-1	○ ○ ○	×
18	溝沼保育園	溝沼 7-13-11	1図 D-5	○ × ○	×

No	名 称	所在地	MAP	緊急避難場所 地震 洪水 土砂	避難所
19	本町保育園	本町 1-20-4	2図 C-1	○ ○ ○	×
20	根岸台保育園	根岸台 8-2-41	6図 C-5	○ ○ ○	×
21	北朝霞保育園	朝志ヶ丘 1-3-26	1図 C-1	○ ○ ○	×
22	栄町保育園	栄町 1-5-43	8図 A-2	○ ○ ○	×
23	泉水保育園	泉水 2-12-11	5図 C-4	○ ○ ○	×
24	さくら保育園	大字溝沼 435-1	1図 D-4	○ × ○	×
25	宮戸保育園	宮戸 4-6-2	3図 E-4	○ ○ ○	×
26	仲町保育園	仲町 2-4-31	2図 D-5	○ ○ ○	×
27	南朝霞公民館	溝沼 1-5-24	2図 A-2	○ ○ ○	○
28	北朝霞公民館	朝志ヶ丘 1-4-1	5図 D-1	○ ○ ○	○
29	東朝霞公民館	根岸台 6-8-45	2図 E-3	○ ○ ○	○
30	内間木公民館	田島 2-18-47	6図 B-1	○ ○ ○	○
31	西朝霞公民館	膝折町 4-19-1	5図 C-5	○ ○ ○	○
32	井財市民センター	西井財 2-2-3	1図 B-3	○ ○ ○	○
33	朝志ヶ丘市民センター	朝志ヶ丘 3-8-16	3図 D-5	○ ○ ○	○
34	宮戸市民センター	宮戸 1-2-60	3図 D-4	○ ○ ○	○
35	栄町市民センター	栄町 4-4-26	8図 A-4	○ ○ ○	○
36	仲町市民センター	仲町 1-2-16	2図 D-3	○ ○ ○	○
37	溝沼市民センター	大字溝沼 1057-3	5図 D-4	○ × ○	○
38	根岸台市民センター	根岸台 2-15-12	6図 B-4	○ ○ ○	○
39	膝折市民センター	膝折町 1-7-40	7図 D-2	○ ○ ○	○
40	青葉公園	大字膝折 2-30	2図 A-4	注2 注2 注2	×
41	県立朝霞高等学校	幸町 3-13-65	7図 E-3	○ ○ ○	○
42	東洋大学朝霞キャンパス（体育館）	大字岡 48-1	5図 E-2	○ × ○	○

※ ×は使用不可を表します。

(注1) は市が必要と判断した場合、開設します。

(注2) は空地部分を避難スペースとします。

防犯

■防犯のまちづくりに参加しましょう

日常生活の中で起きている、ひったくりや自転車盗難、空き巣などの犯罪を防ぐためには、一人ひとりの防犯意識を高めることが大切です。防犯意識を個人から地域へ広げ、ご近所同士の連携で、犯罪を起こさせないまちをつくりましょう。

■わがまち防犯隊

自主防犯パトロール団体を「朝霞わがまち防犯隊」として認定しています。

■防犯活動への支援

●防犯灯 LED化促進事業費補助金

自治会等が維持管理する既設の防犯灯（蛍光灯など）をLED防犯灯に交換する費用の一部を補助します。

●防犯灯設置工事費補助金

自治会等が防犯灯を新規に設置する費用の一部を補助します。

●防犯灯維持管理費補助金

自治会等が所有する防犯灯の維持管理費用の一部を補助します。

●防犯活動推進補助金

自主防犯団体の活動事業に対して、費用の一部を補助します。

●防犯カメラ設置工事費補助金

自治会等の防犯カメラ設置工事に対して、費用の一部を補助します。





交通事故

▶保険年金課 TEL 463-0283
TEL 463-1928

■交通事故と国民健康保険・後期高齢者医療保険

交通事故など、第三者から傷害を受けた場合、その治療費は加害者が支払うのが原則です。国民健康保険、後期高齢者医療保険を使う場合は必ず届け出てください。

救急

■休日・夜間等の救急医療体制

市民の健康と生命を守るため、朝霞市を含めた朝霞地区4市では、次のような救急医療体制を整備しています。

●病院案内

急な病気やけがなどで、救急車を要請するほどではないときなどにご利用ください。埼玉県南西部消防本部火災・病院案内『048-461-8181』にダイヤルし、メッセージが流れましたら、希望する科目番号を押すことにより、受診可能な近隣の病院名と電話番号がアナウンスされます。

※119番は緊急電話のため、病院案内などのお問い合わせはご遠慮ください。

▶埼玉県南西部消防本部指令統括課 TEL 460-0123

●埼玉県救急電話相談（#7119）

急な病気やけがに関して、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、看護師がご相談に応じます。

相談受付 24時間 365日

電話番号 #7119

TEL 048-824-4199 (IP電話・PHS・ダイヤル回線)

●救急救命センター

地域の医療機関で対応できない重篤な救急患者に、24時間体制で県内8か所の指定病院が対応します。

●在宅当番医制

外来治療で済むような軽症の救急患者を対象に、日曜日、祝日の午前10時から午後4時まで対応します（当番医は広報あさか、市ホームページに掲載）。

■救急車の要請

- ①119番に電話をかけ、「救急です」と言って事故や病気・けがの内容、住所、氏名、目標物をはっきり伝えます。
- ②病人やけが人の応急手当を続けます。
- ③健康保険証や診察券を用意します。
- ④救急車のピーポー音が聞こえたら、案内人を出します。
- ⑤救急車内の付き添い人は最小限に。

火災

■119番のかけ方

火災発生現場の住所（朝霞市〇〇町〇〇番地です）、目標（△△小学校の隣です）、状況（燃えているものは××です）を正しくはっきり知らせてください。

▶埼玉県南西部消防本部指令統括課 TEL 460-0123

■り災証明書は

火災で被災された方が、「り災証明書」の発行を希望される場合は、担当までお問い合わせください。

▶朝霞消防署消防課 TEL 463-1190

■災害見舞金

火災や自然災害により被害を受けた被災者またはその遺族に、災害見舞金等が支給されます。

① 住家の全焼・全壊・流失	1世帯につき 100,000円
② 住家の半焼・半壊	1世帯につき 60,000円
③ 住家の床上浸水	1世帯につき 50,000円
④ 延焼防止活動により、一時的にその住家に居住することができなくなった場合	1世帯につき 30,000円
⑤ 死亡	1人につき 100,000円
⑥ 負傷（全治1か月以上の者）	1人につき 60,000円

※住民基本台帳に記載されている方が対象となります。

※単身世帯の場合、①～④の被害のときは半額が支給されます。

▶福祉相談課 TEL 463-1594

■テレホンガイド（火災・病院案内）

埼玉県南西部消防本部では、管内で発生している火災や休日・夜間の医療機関（管内および近隣）の診療状況を音声ガイダンスにより案内しています。

下記の番号にダイヤルし、メッセージに従って番号を押してください。病院名と電話番号を音声でお知らせしますので、直接病院に電話連絡のうえ、受診してください。

※119番は緊急電話のため、病院案内などのお問い合わせはご遠慮ください。

▶テレホンガイド TEL 461-8181

1 火災案内
2 病院案内（内科）
3 病院案内（外科）
4 病院案内（小児科）
5 その他の診療科目（消防職員が直接対応）

不幸があったら

死亡診断書を医師に記入していただき、葬儀社や僧侶と通夜、葬儀の打ち合わせを行うことなどがあります。

悲しいことですが、心を落ち着けて手順よく事を選びましょう。

■市民葬制度

亡くなられた方に礼を尽くし、市が定めた仕様により心のもった葬儀を行うことができる制度で、葬儀費用の一部について、市が直接葬儀社に支払う形で負担します。

ただし、葬儀実施前に制度利用の申請書を提出のうえ、市指定委託葬儀社を利用した場合に限ります。

◎利用できる方…亡くなられた方あるいは葬儀を行う方の住民登録が朝霞市にあること

◎利用申し込み…総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所に「市民葬申請書」を提出すると、市から許可書が交付されますので、市指定委託葬儀社に提出してください。

▶総合窓口課 TEL 463-2609

■死亡届の提出（埋火葬許可証の交付）

死亡届を提出したとき（29ページの戸籍に関する届け出「死亡したときは」参照）に、火葬する際に必要な「死体埋火葬許可証」を交付します。

●死体埋火葬許可証の交付時間および交付場所一覧

区分	午前8時30分～午後5時15分	午後5時15分～9時15分	午後9時15分～翌日の午前8時30分
平日	朝霞市役所 内間木支所 朝霞台出張所 朝霞駅前出張所	朝霞市役所 警備員室	※2
土・日曜日	土曜日（※1） 朝霞台出張所 日曜日（※1） 朝霞駅前出張所		
土・日曜日 以外の 祝日、年末年始	朝霞市役所警備員室 （午前8時30分～午後9時15分）		※2

（※1）各出張所については、10ページをご参照ください。

（※2）午後9時15分以降の埋火葬許可証の交付は、連絡を受けた職員が市役所警備員室に来て手続きを行いますので、お時間をいただくことになります。

▶総合窓口課 TEL 463-2617

■斎場

市民の皆さんに安心して葬儀・法要を行っていただける施設です。宗派を問わずご利用いただける式場・和室・祭壇・安置室などを設けています。

◎休場日…1月1日～3日（ただし、臨時休場することがあります）

◎利用の申し込み…葬儀（通夜、告別式）、法事などで利用する場合は、直接斎場にお申し込みください。また、法事などについては、利用を希望する日の属する月を含めて4か月前から受け付けます（ただし、市外の方は利用を希望する日の属する月を含めて3か月前から受け付けます）。

▶大字溝沼1259-1 TEL 460-0055





各種相談のご案内

朝霞市の各種相談の概要を紹介します。お気軽にご利用ください（年末年始を除く）。
なお、日時などは変更される場合がありますので、各問い合わせ先にご確認ください。

名 称	内 容	日 時	場 所	相談員(担当課)	問い合わせ
法律相談 (予約制)	相続、離婚、多重債務などの相談(企業、法人などを除き、個人の相談に限る)	毎週水・金曜日(1組30分) 午前10時～正午、 午後1時～3時	法律相談室 (市役所別館4F)	弁護士 (地域づくり支援課)	☎463-2648 予約方法… 電話または窓口
行政相談	市政に対する意見や要望、苦情などの相談	毎月第2・4木曜日 午後1時～4時	市民相談室 (市役所1F)	行政相談員 (地域づくり支援課)	☎463-2648
消費生活相談	商品の品質や安全性、契約、悪質商法、多重債務などの相談	毎週月～金曜日 午前10時～正午、 午後1時～4時	消費生活センター (市役所別館4F)	消費生活相談員 (地域づくり支援課)	☎463-1111(代表) 内線2256
人権相談	家庭内のもめごとや近隣とのトラブルなどで、人権に関すること	毎月第1月曜日(祝日の場合は翌週の月曜日) 午後1時～4時	市民相談室 (市役所1F)	人権擁護委員 (人権庶務課)	☎463-1738
女性総合相談 (女性専用)	親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題など	毎週木曜日 午前10時～午後3時 ※祝日にあたる日も実施	それいゆびらざ (女性センター) ※中央公民館・コミュニティセンター内	女性総合相談員 (人権庶務課)	☎463-2697
DV相談	配偶者やパートナーの間で振るわれる暴力に関する相談	毎週火～日曜日 午前9時～午後5時 ※祝日にあたる日も実施 【専門の相談員による相談】 毎週火・水・金・土曜日 午前10時～午後4時 ※祝日にあたる日も実施		それいゆびらざ(女性センター)職員 (人権庶務課)	☎463-0356
				DV専門相談員 (人権庶務課)	
税務相談 (予約制)	納税および申告手続き等、税務全般に関する相談	毎月第3月曜日 (祝日の場合は翌日) 午後1時～4時30分	市民相談室 (市役所1F)	関東信越税理士会 朝霞支部所属税理士 (課税課)	☎463-2851
休日納税相談	市税を納期限内に納付できない方を対象とした納付方法の相談、市税の納付	毎月第1・3日曜日(5月～7月は第4も実施) 午前8時30分～正午 ※1月・8月の第1日曜日を除く	収納課 (市役所2F)	収納課職員 (収納課)	☎463-2023
年金相談 (予約制)	年金に関する相談	毎月第2・4木曜日 午後1時～5時	市民相談室 (市役所1F)	社会保険労務士 (保険年金課)	☎463-1264
内職相談	内職についての相談・紹介	毎週火・金曜日 午前9時～正午、 午後1時～4時	市民相談室 (市役所1F)	内職相談員 (産業振興課)	☎463-1903
労働・社会保険 相談	賃金・労働時間・解雇をはじめとした労働条件等、労働全般に関する相談	毎月第3土曜日 午後1時～4時	産業文化センター (令和3年4月～12月は并 財市民センター)	社会保険労務士 (産業振興課)	☎463-1903
金融よろず 相談	事業運営や経営の安定化に必要な運転資金、設備資金など保証協会の保証付き融資に係る相談	随時 午前9時～午後5時20分 ※土・日曜日、祝日を除く	埼玉県信用保証協会 川越支店	埼玉県信用保証協会 職員	☎049-249-1681
起業家育成 相談 (一週間前までに予約)	開業全般、事業計画、資金繰り、マーケティング、創業後の経営課題に対する相談 ※朝霞市民または朝霞市内で起業を考えている方対象	随時(1組2時間) 午前10時～午後7時 (土・日曜日、祝日、産業文化センター休館日を除く)	産業文化センター	中小企業診断士 (産業振興課)	☎463-1903
就職支援相談 (予約制)	就労希望者等を対象とした就職に関する相談 ※朝霞市在住・在勤・在学者対象	毎月第2・4水曜日 (1組1時間) 午前10時～正午、 午後1時～4時	第2水曜日… 産業文化センター (令和3年4月～12月 并財市民センター) 第4水曜日… 市民相談室(市役所1F)	キャリアアドバイザー等 (産業振興課)	☎463-1903
栄養相談	食生活、栄養に関する相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	保健センター	管理栄養士 (健康づくり課)	☎465-8611

名 称	内 容	日 時	場 所	相談員(担当課)	問い合わせ
高齢者 健康相談	健康づくりや病気療養、そのほかの健康上の心配ごとに関する相談	毎月各会場1回 午後1時30分～3時 ※日程は各会場にお問い合わせください。	浜崎老人福祉センター 満沼老人福祉センター	看護師・管理栄養士 (各老人福祉センター)	☎486-2476(浜崎) ☎464-5488(満沼)
妊娠・出産の 相談	妊娠や出産、育児に関するさまざまな疑問や不安、心配ごとなどの相談	毎週月～金曜日 第2土曜日、第4日曜日 午前8時30分～午後5時 15分	子育て世代包括支援 センター (保健センター内)	助産師・保健師	☎451-0155
こころの 健康相談 (予約制)	精神面の健康に心配のある方や認知症を含む精神障害者およびその家族	毎月1回 ※広報あさかに掲載	保健センター	精神科医師・精神保健 福祉士 (健康づくり課)	☎465-8611
精神保健福祉 相談(予約制)	精神の病気や福祉サービスなどについての相談	原則毎月第1・3火曜日 午後1時～5時15分 ※詳細はお問い合わせください。	障害福祉課 (市役所1F)	精神保健福祉士 (障害福祉課)	☎463-1598
障害のある方 のための相談	障害福祉サービスの利用などの各種相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	はあとびあ障害者相談支援 センター (はあとびあ3F)	相談支援専門員	☎486-2400
障害者虐待に ついての相談	障害者の虐待について ・虐待を受けている、または 見たり聞いたりした ・障害のある方の介助の負担 が重いなどの相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分 ※上記以外は、市役所代表(☎ 463-1111)まで	障害者虐待防止センター 障害福祉課 (市役所1F)	障害福祉課職員	☎463-1598 ☎463-1599
障害者差別に ついての相談	障害を理由とする差別を受けたり、合理的配慮の提供がなされなかったなどの相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	障害福祉課 (市役所1F)	障害福祉課職員	☎463-1598 ☎463-1599
障害のある方 のための就労 支援相談 (予約制)	障害のある方の就労や雇用についての相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	はあとびあ障害者就労支援 センター (はあとびあ3F)	就労支援員	☎486-2575
児童についての 相談	子どもの養育に関することや 子どもの虐待に関する相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	こども未来課 (市役所2F)	こども未来課職員 (こども未来課)	☎463-0364
子育て 電話相談	乳幼児の育児に関する相談	毎週月～土曜日 午前9時～午後5時 毎週月～木・土・日曜日 午前9時30分～ 午後5時30分	さくら子育て支援センター (さくら保育園内) きたはら子育て支援セン ター(きたはら児童館内)	子育て支援センター職員 (保育課)	☎467-4152 ☎476-8686
朝霞市子ども 相談室	不登校、いじめ、非行等に関する問題、学校生活や家庭生活に関する相談、道徳指導教室に関する相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	子ども相談室	教育相談員 (教育指導課)	☎471-6080 ☎487-1234
福祉の総合 相談 (生活困窮者自 立支援相談)	・高齢者困りごと相談をはじめ、さまざまな福祉に関する相談 ・経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある方の就労支援や自立に関する相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	福祉相談課 (市役所1F)	福祉相談支援員 (福祉相談課)	☎423-5082
生活保護相談	病気や失業などにより生活が困窮しているなどの相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	生活保護課 (市役所4F)	生活保護課職員 (生活保護課)	☎463-1562 ☎463-1576 ☎423-0163
家庭児童相談	家庭における子どもの養育に関する相談	毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時	家庭児童相談室 (市役所2F)	家庭児童相談員 (こども未来課)	☎463-2231
税務相談 (予約制)	納税および申告手続きなど、税務全般について(税理士会)	毎週水曜日 午後1時30分～4時	関東信越税理士会 朝霞支部事務局	関東信越税理士会 朝霞支部所属税理士	☎465-0025
不動産無料 相談(予約制)	不動産に関わる賃貸、売買、またはトラブル等について	毎月第2水曜日 (祝日の場合は第3木曜日) 午前10時～正午	市民相談室 (市役所1F)	不動産相談員 (宅地建物取引業協会 県南支部)	☎468-1717
住宅建築相談 (予約制)	住宅の耐震工事やリフォーム、省エネ住宅等について	毎月第2水曜日(1月は第3木曜日) 午後2時～4時 (8月は未実施)	市民相談室 (市役所1F)	建築士 (建築士事務所協会 県南支部)	☎461-4507
分譲マンション 管理相談 (予約制)	分譲マンションの管理や管理組合の運営について	毎月第1水曜日 (1・5月は第2水曜日) 《定員3組 1組50分》 午後1時30分～4時20分 ※5月のみ午前9時～11時50分	市民相談室 (市役所1F)	マンション管理士 (開発建築課)	☎423-3854

名 称	内 容	日 時	場 所	相談員(担当課)	問い合わせ
空き家のワンストップ 無料相談窓口	市内にある空き家を所有または管理している方を対象にした空き家の管理・売買・修繕等についての相談	随時 午前10時～午後4時 ※水・土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く	①(公社)埼玉県宅地建物取引業協会県南支部	①空き家相談員(宅地建物取引業協会県南支部)	☎468-1717
		随時 午前10時～午後4時 ※土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く	②(一社)埼玉県建築士事務所協会県南支部	②空き家相談員(建築士事務所協会県南支部)	☎461-4507
		随時 午前9時～午後6時 ※土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く	③(一社)日本空家対策協議会	③空き家相談員(日本空家対策協議会)	☎042-453-8000
外国人生活相談	10言語とやさしい日本語での電話による生活相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	外国人総合相談センター 埼玉	外国人生活相談員	☎833-3296

届け出・申請

届け出

戸籍の届け出および住民登録の異動は、それぞれ法律などによって定められています。下記のとおり速やかに、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所に届け出てください。

なお、朝霞台出張所では土曜日、朝霞駅前出張所では日曜日も届け出を受け付けています(年末年始を除く)。

■戸籍に関する届け出

※外国人に係る戸籍の届け出については、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所では受け付けていません。総合窓口課にお問い合わせください。

▶総合窓口課 TEL 463-2617 ▶内間木支所 TEL 471-1632
▶朝霞台出張所 TEL 467-1115 ▶朝霞駅前出張所 TEL 452-6000

●赤ちゃんが生まれたときは

種類	届出期間	届出先	届出人	届け出に必要なもの
出生届	生まれた日を含め14日以内	本籍地、出生地、届出人の所在地のいずれかの市区町村役場	父または母	・出生証明書 ・母子健康手帳 ・印鑑(届出人のもの) ・生計主の健康保険証および預金口座のわかるもの

※命名は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナに限ります。

※届出人が届出をする事が困難な場合は、「同居者」、「出産に立ち会った医師、助産師、その他の立会者」の順

※外国籍の出生届は、確認資料が必要になりますので事前にお問い合わせください。

●結婚するときは

種類	届出期間	届出先	届出人	届け出に必要なもの
婚姻届	届け出が受理された日から効力が発生	夫または妻の本籍地、所在地のいずれかの市区町村役場	婚姻の当事者	・双方の戸籍謄本(届出先に本籍がない場合) ・婚姻当事者の印鑑(一方は旧姓) ・届出書に証人(成人2人)の署名押印 ・届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど) ・マイナンバーカード(保有者)

※結婚する方が未成年であるときは、その方の父母の同意が必要です。

※外国籍の方と結婚する場合は、届け出に必要なものが異なりますので事前にお問い合わせください。

●離婚するときは

種類	届出期間	届出先	届出人	届け出に必要なもの
離婚届	届け出が受理された日から効力が発生(裁判離婚は確定日または調停成立の日から10日以内)	夫婦の本籍地、所在地のいずれかの市区町村役場	離婚の当事者(裁判離婚の場合は申立人)	・婚姻中の戸籍謄本(届出先に本籍がない場合) ・印鑑(夫と妻別のもの) ・協議離婚は届出書に証人(成人2人)の署名押印 ・届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど) ・マイナンバーカード(保有者)

※婚姻により氏が変わった方は、離婚によって婚姻前の戸籍に戻る(復籍)か、単独で新戸籍を編製することとなります。

※離婚の際に称していた氏を名乗りたい場合は事前にお問い合わせください。

※裁判離婚の添付書類については、事前にお問い合わせください。

※外国籍の方が離婚する場合は、届け出に必要なものが異なりますので事前にお問い合わせください。

●死亡したときは

種類	届出期間	届出先	届出人	届け出に必要なもの
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地、死亡地、届出人の所在地のいずれかの市区町村役場	・同居の親族 ・同居していない親族 ・親族以外の同居者 ・家主、地主、家屋(土地)の管理人 ・公設の長	・死亡診断書または死体検案書(届書中、医師が記入) ・印鑑(届出人のもの)

※死亡の届け出は、後見人等(後見人、保佐人、補助人および任意後見人)もすることができます。

※後見人等が届け出をする場合には、発行3か月以内の「登記事項証明書」または「裁判所の謄本」の提出が必要です。

●本籍を移すときは

種類	届出期間	届出先	届出人	届け出に必要なもの
転籍届	届け出が受理された日から効力が発生	転籍する人の本籍地、新しい本籍地、または届出人の所在地のいずれかの市区町村役場	戸籍筆頭者および配偶者	・戸籍謄本 ・印鑑(筆頭者と配偶者別のもの)

上記のほか、認知届、養子縁組届、養子離縁届、入籍届、分籍届などの届け出があります。詳しくは、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所にお問い合わせください。

■住民登録(住民異動)に関する届け出

●市内に転入したときは

種類	届出事由	届出期間	手続きに必要なもの
転入届	ほかの市区町村から朝霞市に転入	転入した日から14日以内	・前に住んでいた市区町村発行の転出証明書またはマイナンバーカード、住民基本台帳カード ・在留カードまたは特別永住者証明書(外国人のみ) ・届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証など) ・委任状(届け出が代理人の場合) ・15歳以下のお子さんをお持ちの方で、児童手当およびこども医療の登録が必要な方は、生計主とお子さんの健康保険証、生計主の預金口座のわかるもの ・マイナンバーカード(保有者)

※国外から転入してきたときには、日本国籍の方はパスポートおよび戸籍謄本、戸籍の附票、外国籍の方はパスポートおよび在留カードまたは特別永住者証明書が必要になります。なお、土・日曜日および午後5時15分以降は、届け出できません。

※マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方も、前に住んでいた市区町村で転出の手続きが必要です。

※転入前の市区町村で介護認定を受けていた方は長寿はつらつ課で手続きが必要です。



●市内で住まいが変わったときは

種類	届出事由	届出期間	手続きに必要なもの
転居届	朝霞市内で転居	転居した日から14日以内	・国民健康保険被保険者証(加入者) ・マイナンバーカード(保有者)、住民基本台帳カード(保有者) ・在留カードまたは特別永住者証明書(外国人のみ) ・後期高齢者医療被保険者証(該当者) ・介護保険被保険者証(該当者) ・こども医療受給資格証(受給者) ・届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証など) ・委任状(届け出が代理人の場合)

※アパートや寮など、同じ建物内で部屋が変わった場合でも転居届をお出しください。

●市外へ引っ越すときは

種類	届出事由	届出期間	手続きに必要なもの
転出届	朝霞市からほかの市区町村に転出	転出をする前(転出予定日・転出先の住所が決まったとき)	・印鑑登録証(登録者) ・マイナンバーカード(保有者)、住民基本台帳カード(保有者) ・国民健康保険被保険者証(加入者) ・後期高齢者医療被保険者証(該当者) ・介護保険被保険者証(該当者) ・こども医療受給資格証(受給者) ・届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証など) ・委任状(届け出が代理人の場合)

※国外に異動するときは、出国前に手続きを行ってください。

●世帯に変更があったとき

種類	届出事由	届出期間	手続きに必要なもの
世帯変更届	世帯主の変更、世帯の分離または合併	変更した日から14日以内	・国民健康保険被保険者証(加入者のみ、世帯合併のときは、両方の被保険者証) ・後期高齢者医療被保険者証(該当者) ・こども医療受給資格証(受給者) ・届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証など) ・委任状(届け出が代理人の場合)

※住民登録(住民異動)に関する届け出に関しては、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所にお問い合わせください。

※学校の転校手続きなど、本庁担当課で手続きが必要な場合があります。

■外国人住民に関する届け出

法務省出入国在留管理庁から「在留カード」が交付された方は、入国後新たに住所を定めた場合、または住所を変更した場合には、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所のいずれかで住民異動届の提出が必要となります。

●住民登録に必要なもの

・在留カード、または特別永住者証明書、パスポート、家族関係を証する証明書および同訳文

●住所に変更が生じたら

- ・朝霞市からほかの市区町村へ転出する場合は、転出予定日が決まったとき(おおむね14日前から)に届け出をしてください。
- ・朝霞市内で転居した場合は、転居した日から14日以内に在留カードまたは特別永住者証明書、住民基本台帳カード(顔写真付)またはマイナンバーカードを持参し、届け出をしてください。
- ・ほかの市区町村から朝霞市へ転入する場合は、前に住んで

いた市区町村発行の転出証明書、在留カードまたは特別永住者証明書、住民基本台帳カード(顔写真付)、マイナンバーカードを持参し、届け出をしてください。

- 在留カードを所有している外国人の方で、氏名・国籍などに変更が生じたら、在留カードを紛失・破損したら
- ・地方出入国在留管理官署へ届け出をしてください(必要な書類等は地方出入国在留管理官署へご確認ください)。

※外国人在留総合インフォメーションセンター
(対応言語:英語、中国語、韓国語、スペイン語など)
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
電話 0570-013904

※東京出入国在留管理局さいたま出張所
さいたま市中央区下落合5丁目12番1号
さいたま第2法務総合庁舎1F
電話 048-851-9671

※法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>
※出入国在留管理庁ホームページ <http://www.moj.go.jp/isa/>
※総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

- 特別永住者証明書を所有している外国人の方で、氏名・国籍などに変更が生じたら、特別永住者証明書を紛失・破損したら

・総合窓口課(内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所)では届け出できません)へ届け出をしてください(必要な書類等は事前にお問い合わせください)。

■住居表示区域内の新築などの届け出

住居表示区域内に住宅やアパート、倉庫などを新築(建て替え)する場合には、新たに住居番号を付定し、住居表示板(無料)をお渡ししますので、建物が完成するまでに、新築届に案内図、公図、配置図、平面図等を添えて、届け出をしてください。朝霞台出張所、朝霞駅前出張所では、届け出できません。

■印鑑登録の申請

●登録できる人

市内に住民登録をしている満15歳以上の方(外国人住民を含む)。

●登録できる印鑑

- ・住民基本台帳に登録されている氏名(氏または名のみ可)の印鑑
- ・印影の最長が8.1mm以上で、一辺の長さが25mm以下の正方形に収まるもの
- ・変形しない材質で縁が欠けていないもの(スタンプ印および

びぐム印は不可)

●登録申請の手続き

直接本人が来庁してください。やむをえない理由により、本人が来られない場合は、代理人による登録申請もできますが、登録する方の直筆の委任状が必要になります。ただし、この場合、申請のみとなり、当日は登録することはできません。

●登録申請者の確認方法

次の方法により、本人であること、本人の意思に基づく申請であることを確認したのちに登録となります。印鑑登録の手続きが済むと、印鑑登録証が交付されます。

①即日による登録方法

登録申請者本人が登録する実印と次のいずれかの書類(有効期限内のもの)を持参した場合のみ即日登録ができます。

- ・官公署発行の顔写真付きの証明書
運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、マイナンバーカードなど(会社、法人、団体で発行したものを除く)

②照会書による方法

当日は申請のみになります。本人が登録する実印を持参または代理人が委任状と登録する実印を持参してください。申請内容を確認後、「照会書」を本人宛てに郵送しますので、「回答書」に必要事項を記入のうえ、申請した実印、健康保険証や運転免許証、年金手帳などの本人確認参考資料と一緒に持参してください(代理人の場合は代理人の本人確認参考資料も必要)。

●印鑑登録証明書の交付

申請書に必要事項(住所、氏名、生年月日)を正確に記入し、印鑑登録証を提示して申請してください。印鑑登録証の提示がないと交付できません(実印は必要ありません)。

なお、代理人が申請する場合、委任状は必要ありません。

※印鑑登録証、実印を紛失した場合は、速やかに届け出をしてください。また、実印を変えたい場合など、詳しくは、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所にお問い合わせください。

●委任状の書き方

委任状は、登録者本人が使せん等に直筆でお書きください。また、委任状には登録を申請する印を必ず押印してください。すでに印鑑登録している人が、印鑑登録証や登録印鑑の亡失などで代理人により再度、登録申請する場合は、登録申請の委任状のほかに、「印鑑登録証亡失届出」や「登録印鑑亡失届出」などの委任事項を書いた委任状も必要になります。





■主な証明の手数料

種類	内容	手数料
全部事項証明 (戸籍謄本)	戸籍の原本に登録されている方全部を謄写したもの	1通 450円 除籍は750円
個人事項証明 (戸籍抄本)	戸籍の原本から必要とする方の分だけを謄写したもの	1通 450円 除籍は750円
戸籍の記載事項 証明書	戸籍に記載のある必要事項について証明したもの	1件 350円 除籍は450円

※ 朝霞市に本籍または除籍がないと取得できません。

種類	手数料
住民票の写し	1通 200円
住民票の記載事項に関する証明	1通 200円
戸籍の附票	1通 200円
不在住に関する証明	1通 200円
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1冊 4,000円
届出受理証明	1通 350円
印鑑登録に関する証明	1通 200円
身分証明	1通 200円

※ 戸籍の附票および身分証明については、朝霞市に本籍がないと取得できません。

●証明書等の取得上の注意

個人情報の保護の観点から、むやみに他人の戸籍関係証明書や住民票の写しなどを取得することはできません。

また、なりすまし等による不正な取得を防ぐため、申請時に本人確認をしていますので、運転免許証や健康保険証など、申請者の本人確認ができるものを持参してください。

■マイナンバー(個人番号) 社会保障・税番号制度

●マイナンバー

マイナンバーは、住民票を有するすべての方が持つ1人1つの12桁の番号で、社会保障、税、災害対策の分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

●マイナンバーカード

マイナンバーカードの取得には申請が必要です。申請された方はマイナンバーカード(券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載され、本人の顔写真が付いたICカード)の交付がされます。

転入や転居で住所が変わった場合、戸籍届け出により氏名

等が変わった場合は、変更事項をカードに追加記載しますので、手続きの際はマイナンバーカードを持参してください。

内閣官房ホームページや、国のマイナンバー総合フリーダイヤルもご利用ください。

TEL 0120-95-0178 平日 午前9時30分～午後8時
土・日・祝 午前9時30分～午後5時30分

■コンビニ交付

マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストアで証明書を受け取ることができます。

◎交付できる証明書と手数料

- 住民票の写し 1通 200円
- 印鑑登録証明書 1通 200円
- 課税所得・非課税証明書 1通 200円

◎利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコーマート、国分グローサリーチェーン、Aコープ北東北、エコープ鹿児島

※ キオスク端末(マルチコピー機)が設置されている店舗のみ利用可能です。

◎利用時間 午前6時30分～午後11時

※ 年末年始(12月29日～1月3日)およびシステムメンテナンス時は除きます。

※ コンビニ交付では、有効な利用者証明用電子証明書が記録されたマイナンバーカードが必要です。

※ 取得された証明書について、返金・差し替え等はできません。

■住民票の写し等の交付に係る本人通知

本人通知は、本人の代理人や第三者からの請求により本籍が記載された住民票の写しや戸籍謄本などを交付したときに、あらかじめ市に登録をしている方に交付したことを通知するものです。

●本人通知の目的

本人通知は、住民票の写し等が第三者に交付されたことを本人へ早期に知らせることで、不正請求による個人の権利や財産の侵害の防止を図ることを目的としています。

●登録できる方

本市に住民登録もしくは本籍のある方(削除された住民票がある方または除かれた戸籍がある方を含む)

●登録方法

登録者本人が運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)などの本人確認資料

を持参のうえ、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所で登録してください。

※ 代理人による登録の場合は、代理人の本人確認書類と、法定代理人であることが証明できる書類、法定代理人以外の代理人の場合は、登録者本人が自署した委任状が必要です。

※ 国・県などから住民票の写し等の不正取得に関する情報提供があった場合には、本人通知の登録の有無にかかわらず、対象となる方に通知します。

■旅券(パスポート)の申請・交付

●申請できる人

- ・朝霞市に住民登録をしている方
- ・埼玉県外に住民登録があり、朝霞市に居所のある方

●申請・交付場所

朝霞駅前出張所パスポートコーナー

●受付時間

申請	月～金曜日	午前9時～午後4時30分
交付	月～水曜日、金曜日、日曜日 木曜日	午前9時～午後4時30分 午前9時～午後7時30分

●休所日

土曜日、祝日、年末年始

※ただし、祝日が日曜日の場合は開所

●手数料

申請区分	手数料	内訳	
		収入印紙	埼玉県収入証紙
10年有効旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年有効旅券 (12歳未満)	11,000円 (6,000円)	9,000円 (4,000円)	2,000円 (2,000円)
記載事項変更旅券	6,000円	4,000円	2,000円
増 補	2,500円	2,000円	500円

※ 収入印紙と埼玉県収入証紙は、朝霞駅前出張所でも販売しています。

●申請に必要な書類

- ・一般旅券発給申請書…申請書は、朝霞駅前出張所のほか、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所にも備えてあります。また、外務省ホームページの「パスポート申請書ダウンロード」から必要事項を入力してPDF形式でダウンロードでき、印刷して所持人自署等を記入することで申請書を事前に準備することもできます。
- ・戸籍抄本または謄本…最新の記載内容で提出前6か月以内

に発行されたもの

- ・写真…提出前6か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cmのもの

※ 写真の規格については、外務省ホームページ(「パスポート申請用写真の規格について」http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html)を参照してください。

・本人確認の書類…

1点でよい書類: 日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、写真付き住基カード、マイナンバーカード、身体障害者手帳など

2点必要な書類: 健康保険証、国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳(証書)、厚生年金手帳(証書)、恩給証書など

・前回取得した旅券…旅券を取得された方は、失効している場合でもその旅券をお持ちください。

・特別に必要な書類…県外に住民登録があり朝霞市に居住している方などは、朝霞市で申請することができますが、その場合は住民票(提出前6か月以内に発行されたもの)などが必要となります。

※ 詳しくは、朝霞駅前出張所パスポートコーナーにお問い合わせください。

●代理申請

パスポートの申請は、申請者が指定した代理の方を通じて行うことも可能ですが、申請者本人が記入しなければならない事項がありますので、事前に申請書を入手し、必ず申請者本人が記入してください。

代理の方が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理の方それぞれの本人確認書類(運転免許証など)が必要となります。

●パスポートの交付(受取)

パスポートは、年齢に関係なく必ず本人が受け取りに来てください。代理人による受け取りはできません。パスポートをお渡しできるのは、申請日から土・日曜日、祝日、年末年始を除く、6日目以降です。

※ そのほかパスポートに関する情報は、埼玉県ホームページ(「パスポートセンター」<http://www.pref.saitama.lg.jp/passport/index.html>)でもご覧になれます。

▶ 朝霞駅前出張所パスポートコーナー TEL 452-6033





国民健康保険

▶保険年金課 TEL 463-0283
TEL 463-1178

■国民健康保険の加入

職場の健康保険に加入している方や生活保護を受けているなど適用除外の対象となる方以外は、すべて加入しなければなりません。

■被保険者証(保険証)

診療を受けるときは医療機関などの窓口で提示してください。

■ほかの健康保険に加入した場合

ほかの健康保険に加入した日から国民健康保険被保険者証は使用できません。誤って使用した場合は、すぐに医療機関に連絡してください。連絡をしないと、市から医療費返還請求のお知らせが届く場合があります。

※必ず国民健康保険脱退手続きをしてください。

■国民健康保険税

●保険税の決め方(令和3年度の場合)

下記の項目の医療保険分と後期高齢者支援金等分を合算し、世帯ごとの年間保険税が決まります。また、40歳以上65歳未満の方は、医療保険分と後期高齢者支援金等分以外に介護保険分が合算されます。

項目	医療保険分	後期高齢者支援金等分	介護保険分(40歳以上65歳未満)
所得割	加入者の所得に応じて計算	加入者の所得に応じて計算	加入者の所得に応じて計算
均等割	加入者数に応じて計算	加入者数に応じて計算	加入者数に応じて計算
平等割	一世帯につきいくらかと計算	—	—
資産割	加入者の固定資産税額に応じて計算	—	—
最高限度額	年間63万円	年間19万円	年間17万円

※内容が変更になる場合があります。

※倒産、解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇止めによる離職(特定理由離職者)をされた方に対する軽減措置が適用される場合がありますので、対象となる方は手続きを行ってください。

●保険税の納め方

【普通徴収】国民健康保険に加入している65歳未満の方がいる世帯の世帯主の方は、年税額を8回(7・8・9・10・11・12・1・2月)に分けて納めていただきます。

【特別徴収】世帯主が国民健康保険被保険者であり、同じ世帯内の国民健康保険に加入している方全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主の方は、あらかじめ年金から差し引かせていただきます。ただし、75歳以上の方が世帯主の場合や年金が年額18万円未満の方、国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える場合には、納付書または口座振替により納めていただきます。

※年金から差し引かれている方は、申し出により口座振替による支払方法への変更も可能です。

※災害や病気、失業など、特別な事情によって生活が困難になり保険税が納められないときは減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

■療養の給付等

病気やけがをしたときの療養の給付のほか、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの支給があります。

■特定健康診査・人間ドック検診

特定健康診査(40～74歳)および人間ドック検診(35～74歳)は、生活習慣病の予防や疾病の早期発見のために実施しています。詳細は市ホームページ、広報あさかななどに掲載しています。

①②から希望の健診を受診できます(年度内1回限り)。

種類	自己負担金額	対象年齢
①特定健康診査(個別)	無料	40～74歳
②人間ドック検診(個別)	10,000円	35～74歳

※①は年度末までに40歳になる方、②は受診日時時点で35歳の方から受診可能。

※ほかの健康保険に加入している方は、そちらの健康保険にお問い合わせください。

■国民健康保険の保養施設

健康の保持増進を図る目的から、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じ、ホテルおよび旅館(約350施設)と保養施設契約をしています。

助成(年度内1回):大人2,000円 小人1,000円

※保養施設の一覧表は保険年金課にあるほか、市ホームページに掲載しています。

後期高齢者医療制度

▶保険年金課 TEL 463-1928

75歳以上の方(生活保護を受けている方を除く)と65～74歳で一定の障害の状態にある方(本人の申請により、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方)が加入する医療保険制度です。制度の運営は、埼玉県内の全市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合が行い、市町村は各種申請の受付などの窓口業務を担当します。

●埼玉県後期高齢者医療広域連合が行うこと

被保険者の認定、保険証の交付、保険料の決定、医療の給付など制度の運営を行います。

●朝霞市が行うこと

保険証の引き渡し、保険料の徴収、申請や届け出の受付などの窓口業務を行います。

■被保険者証(保険証)

被保険者には、埼玉県後期高齢者医療広域連合から保険証が1人に1枚交付されます。医療機関にかかるときは、必ず提示してください。

窓口では、かかった医療費の一部[1割または3割(現役並みの所得のある方)]を負担していただきます。

■保険料

保険料は被保険者一人ひとりに納めていただきます。保険料の納付方法は、年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則として特別徴収(年金から天引き)となります。

年金額が年額18万円未満の方や後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方は、普通徴収(納付書または口座振替)となります。

※特別徴収の方でも、申し出により口座振替へ変更できます。

■療養の給付金

病気やけがをしたときの療養の給付のほか、療養費、高額療養費、葬祭費などの支給があります。

■健康診査・人間ドック検診

生活習慣病の予防や疾病の早期発見のために健康診査(無料)・人間ドック検診(有料)を実施しています。

※健康診査および人間ドック検診の受診については、どちらか一方になります(年度内1回限り)。

■保養施設

健康の保持増進を図る目的から埼玉県国民健康保険団体連合会を通じ、ホテルおよび旅館(約350施設)と保養施設契約をしています。

助成(年度内1回):2,000円

※保養施設の一覧表は、保険年金課にあるほか、市ホームページに掲載しています。

国民年金

▶保険年金課 TEL 463-0284

■資格

●被保険者

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が国民年金に加入します。

●国民年金の被保険者は次の3種類です

1. 第1号被保険者
日本国内に住所のある自営業・学生などで20歳以上60歳未満の人(第2号被保険者および第3号被保険者以外の人)
2. 第2号被保険者
厚生年金・共済組合に加入している人
3. 第3号被保険者
第2号被保険者の配偶者で第2号被保険者の収入により生計を維持する20歳以上60歳未満の人

●任意加入被保険者

次のいずれかに該当する人は、申し出により被保険者として加入することができます(第2号被保険者および第3号被保険者以外の人)。

1. 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
2. 外国に居住し日本国籍を有する20歳以上65歳未満の人
3. 昭和40年4月1日以前に生まれ、65歳までに老齢基礎年金受給資格を満たせない人で、日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の人または外国に居住し日本国籍を有する65歳以上70歳未満の人(特例任意加入)

■保険料

日本年金機構から送付される納付書により納める「納付書(現金)払い」、「口座振替での納付」、インターネットなどから





納める「電子納付」、「クレジットカードでの納付」があります。

●保険料額

定額保険料 月額 16,610円（令和3年度）
付加保険料 月額 400円（納めると老齢基礎年金に付加年金が加算されます）

●法定免除

障害年金・生活扶助を受けているときや、厚生労働省令で定める施設に入所しているときには、届け出をすることで保険料が免除になります。

●申請免除

被保険者本人、配偶者および世帯主のいずれもの所得が政令で定める金額以下のときには、申請し承認を受けると保険料が免除になります。

特例免除：天災や失業により納付が著しく困難と認められる場合は免除が認められる場合があります。

全額免除：保険料の全額が免除されます。

4分の3免除：保険料の4分の1を納付すると、残りの4分の3が免除されます。

半額納付：保険料の半額を納付すると、残りの半額が免除されます。

4分の1免除：保険料の4分の3を納付すると、残りの4分の1が免除されます。

●学生納付特例

政令で定める学校の学生本人の所得が一定額以下のときには、申請し承認を受けると保険料の納付が猶予になります。

●納付猶予（50歳未満）

被保険者本人および配偶者の所得が政令で定める金額以下のときには、申請し承認を受けると保険料の納付が猶予になります。

●産前産後免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は3か月前からの6か月間）の保険料が申し出により免除されます。

出産日が平成31年2月1日以降の方の、4月分以降の保険料が対象です。

■給付

老齢になったとき、障害が残ったとき、死亡したときなどに生活を守るため、国民年金では、一定の資格を満たした人に老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金が支給されます。

なお、老齢基礎年金等を受給するためには、ご自身で請求する必要があります。請求には戸籍謄本等の書類が必要ですので、保険年金課国民年金係（TEL 463-0284）にご確認ください。

●老齢基礎年金

受給資格期間の合計が10年以上ある人に、65歳から支給される年金です。

◎年金額

年金額は780,900円（年額・令和3年度）です。未納や免除期間がある場合はその分だけ減額になります。

◎老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ支給

老齢基礎年金の支給開始は65歳ですが、60～64歳の希望する年齢から減額された年金を受け取ることができます。また、66～70歳の間に受給開始を遅らせ、増額された年金を受け取ることできます。

●障害基礎年金

国民年金加入中または加入期間後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住所があるときに初診日のある病気・けがで法に定められている障害の状態になった場合に支給されます。ただし、保険料納付要件を満たさなければ支給されません。

1級障害 976,125円（年額・令和3年度）
2級障害 780,900円（年額・令和3年度）

●遺族基礎年金

国民年金加入中または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。ただし、保険料納付要件を満たさなければ支給されません。

子（1人）のある配偶者 1,005,600円（年額・令和3年度）
子（1人） 780,900円（年額・令和3年度）

●寡婦年金

第1号被保険者として、保険料を納めた期間と免除を受けた期間を合わせて10年以上ある夫が年金を受けずに亡くなったとき、妻（夫によって生計を維持され、婚姻期間が10年以上）に60歳から65歳になるまで支給されます。

●死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに亡くなり、妻や子が遺族基礎年金を受けられない場合に一定の遺族に支給されます。
※寡婦年金と死亡一時金はいずれかの選択受給となります。

●外国人のための脱退一時金

保険料を6か月以上納めた外国人が老齢年金の受給資格を満たさず帰国したとき支給されます。

税金

税金

▶課税課（市民税：特別徴収・法人） TEL 463-2852
▶課税課（市民税：普通徴収） TEL 463-2853
▶課税課（固定資産税・都市計画税） TEL 463-2875
▶課税課（軽自動車税・市たばこ税） TEL 463-2851

■個人の住民税

個人の住民税（市民税・県民税）は、毎年1月1日現在の住所地で課税されます。一定額以上の所得がある方に均等の税額を負担していただく「均等割」と、前年の所得に応じて負担していただく「所得割」の合計額が納める税額になります。

■納税方法

●普通徴収

普通徴収とは、納税通知書によって市役所から納税者に税額が通知される方法で、個人で年4回（6月・8月・10月・翌年1月）に分けて直接金融機関等で納めていただきます。

●特別徴収

特別徴収とは、市民税・県民税を給与の支払者を通じて納めていただく方法で、6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引かれます。
なお、ボーナスからは差し引かれませんが。

●公的年金などの特別徴収

65歳以上の方の公的年金などに係る市民税・県民税は、受給される年金から差し引かれます。

■法人の市民税

市内に事務所や事業所を有する法人等には、「均等割」と「法人税割」の合算額が課税されます。

申告納付は、事業年度終了後2か月以内にしてください。また、前期の法人税額が20万円を超える法人等については、翌期の事業年度の中途において、中間（予定）申告納付をしていただくことになります。

■固定資産税

毎年賦課期日（1月1日）現在、市内に所在する土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

税率…1.4%

土地…土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

家屋…建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

償却資産…償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

■都市計画税

都市計画事業や土地地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税で、毎年賦課期日（1月1日）現在、市街化区域内に土地、家屋を所有している方に課税されます。

税率…0.2%

■軽自動車税

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車を所有している方に課税されます。

新たに所有した場合、住所変更や申告事項に異動があった場合は15日以内に、また、譲渡や廃車をした場合は30日以内に申告してください。

■市たばこ税

たばこの代金には、市の貴重な財源となる市たばこ税が含まれています。

■税の証明

証明書の種類	窓口	手数料
課税所得証明、非課税証明、営業証明、固定資産課税台帳登録証明、公租証明、評価証明、無資産証明	課税課	200円
納税証明	収納課	

※本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証など（公的機関が発行した証明書類）が必要です。代理人が申請する場合は、委任状または代理人選任届が必要です。
※委任者が法人の場合は、代表者印の押印のある委任状が必要です。

■税の納期

区分		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市税	市民税・県民税				1期		2期		3期			4期		
	固定資産税 都市計画税			1期		2期					3期		4期	
	軽自動車税 （種別割）			全期										
	国民健康保険税					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

■税を納めるには

●納付場所

市税は、市役所、内間木支所、各出張所のほか、納付書に記載された市の取扱金融機関の窓口またはコンビニエンスストアなどで納めることができます。

●納付書を紛失したら

納付書を紛失したときは、収納課窓口で再交付を受けてください。電話による再交付も受け付けます。

▶収納課 TEL 463-2023

●納税は便利な口座振替で

口座振替は、市税を市の取扱金融機関の預金口座から自動振替する方法です。この制度を利用すれば税金を窓口を持参する必要もなく、納め忘れもなくなります。納税は便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替を希望する方は、納税通知書、預金通帳および通帳印を持参のうえ、市の取扱金融機関で手続きをしてください。

▶収納課 TEL 463-2040





選挙

▶選挙管理委員会事務局 TEL 463-2444

■選挙権と被選挙権

選挙権があるのは、日本国民で満18歳以上の方です。ただし、朝霞市の議会議員および長の選挙権は、朝霞市に引き続き3か月以上住んでいることが必要です。

なお、選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていないと選挙のときに投票できません。

被選挙権は、日本国民であり、次の年齢要件を満たしていることが必要です。

- ・衆議院議員、市区町村長は満25歳以上
- ・都道府県議会議員、市区町村議会議員は満25歳以上で、その選挙権を有すること
- ・参議院議員、都道府県知事は満30歳以上

■いろいろな投票制度

投票日当日、何らかの理由で投票所へ行けない方は、次のいずれかの方法で投票をすることができます。

●期日前投票

朝霞市役所および朝霞台出張所において、選挙期日前でも投票することができます。

●不在者投票

○指定された施設、病院で行う方法

不在者投票ができる施設に指定されている病院に入院または老人ホームなどに入所している場合は、その施設で不在者投票をすることができます。その施設が指定されているかどうかは、各施設の長もしくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

○朝霞市以外の選挙管理委員会で行う方法

他市区町村に滞在中の場合は、滞在している市区町村で不在者投票をすることができます。この場合、事前に朝霞市へ

投票用紙などの請求が必要になります。郵送に日数がかかりますので、早めに請求してください。

なお、この請求は公示日または告示日前でもできます。

○郵便で投票する方法

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、規定以上の障害がある方や介護保険法上の要介護者で介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方は、郵便による投票ができます。ただし、郵便等投票証明書をお持ちでない場合は、あらかじめ交付を受けておく必要があります。

市議会

▶議会事務局 TEL 463-0549

■市議会

朝霞市議会は、皆さんから選ばれた24人の議員（任期4年）によって構成されています。

市議会は、年4回開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」とがあります。

また、議員は総務・教育環境・建設・民生の4常任委員会のいずれかに所属しています。

■議会の傍聴

本会議は公開されていますので、どなたでも傍聴できます。傍聴は、市議会の活動状況を直接知ることのできる身近な方法です。ぜひ、傍聴にお出かけください。

なお、団体の場合は事前にご連絡ください。

また、市議会では、本会議の手話通訳を無料で手配します。お気軽にご連絡ください。

市議会では、インターネットで本会議の模様をライブ映像および録画映像により公開しています。

■請願・陳情

請願・陳情は、皆さんが市政に対する意見や要望を文書で提出するものです。なお、請願は議員の紹介が必要です。

幼稚園

▶保育課 TEL 463-2939

■幼稚園の入園

市内には私立幼稚園が8園あります。募集については各幼稚園へお問い合わせください。

●市内幼稚園一覧

名称	所在地	電話番号	MAP
朝霞幼稚園	幸町3-5-16	463-7915	7図 E-3
菩提樹の森幼稚園	膝折町1-16-17	461-0240	7図 D-2
さいか幼稚園	西井財1-6-17	461-6039	1図 C-2
あさか幼稚園	根岸台7-2-6	461-6753	2図 E-2
根岸幼稚園	根岸台4-8-38	461-7112	6図 B-4
朝霞花の木幼稚園	田島1-12-1	456-0055	6図 B-2
朝霞なかよし幼稚園	北原2-7-16	472-5739	3図 D-5
朝霞たちばな幼稚園	宮戸3-7-1	473-8787	3図 D-4

■私立幼稚園児に補助金

私立幼稚園の保護者の方に、入園料および保育料の一部を補助しています。幼稚園を通して申請書を配布します（提出先は幼稚園になります）。

保育園等

▶保育課 TEL 463-2836

■保育園等の入所

市内には、市立12園、法人立33園の保育園（分園を含む）、26か所の地域型保育施設および2か所の認定こども園があります。入所要件は保護者が次のいずれかに該当する場合です。

- ① 仕事をしている場合
- ② 出産前後で、子どもを保育できない場合
- ③ 病気・負傷または心身に障害があるため子どもの保育ができない場合
- ④ 病人や心身障害の親族等の介護または看護をしなければならない場合
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている場合
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
- ⑦ 就学もしくは職業訓練を受けている場合
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育園等を利用しており、継続利用が必要である場合
- ⑩ その他市長が認める上記に類する状態にあるため、子どもの保育ができない場合

■一時保育

保護者の就労や病気、出産などの理由により、一時的に家庭で子どもを保育することができない場合に、保育園でお預かりします。リフレッシュを理由とした利用もできます。

◎場 所…東朝霞保育園、さくら保育園

◎利用料…3歳児未満 1日2,100円

3歳児以上 1日2,035円（主食代35円含む）

※生活保護世帯および前年度市民税非課税世帯については無料。ただし主食代は徴収します。

※民営の仲町保育園でも一時保育を実施しています。詳しくは仲町保育園にお問い合わせください。

■休日保育

朝霞市内に住所があり、かつ休日で保護者の就労などで保育を必要とする事由に該当する生後8か月以上で既に認可保育園および小規模保育施設に在園している健康で集団保育が可能な児童に、仲町保育園で休日保育を実施しています。

◎利用料…3歳児未満 1日2,100円

3歳児以上 1日 260円（主食代35円含む）

※生活保護世帯および前年度市民税非課税世帯については無料。ただし主食代は徴収します。

●保育園一覧

名称	所在地	電話番号	MAP
浜崎保育園	大字浜崎662-1	471-0394	1図 E-3
東朝霞保育園	根岸台1-5-27	461-6011	2図 D-1
溝沼保育園	溝沼7-13-11	463-7165	1図 D-5
本町保育園	本町1-20-4	464-3750	2図 C-1
根岸台保育園	根岸台8-2-41	464-8710	6図 C-5
北朝霞保育園（本園）	朝志ヶ丘1-3-26	474-2530	1図 C-1
北朝霞保育園（分園）	朝志ヶ丘1-5-40	486-5774	5図 C-1
栄町保育園	栄町1-5-43	465-3811	8図 A-2
泉水保育園	泉水2-12-11	465-9625	5図 C-4
さくら保育園	大字溝沼435-1	469-7061	1図 D-4
宮戸保育園	宮戸4-6-2	486-5562	3図 E-4
仲町保育園	仲町2-4-31	450-7707	2図 D-5
大山保育園	宮戸3-10-45	473-6713	3図 C-3
朝霞しらこぼと保育園	田島2-4-11	456-1100	6図 B-2
滝の根保育園	溝沼2-10-24	463-5503	2図 A-1
あさかたんぽぽ保育園（本園）	栄町5-1-30	467-5191	8図 A-3
あさかたんぽぽ保育園（分園）	本町2-10-4	487-8545	2図 C-3
さわらび保育園	本町1-8-26	461-5200	2図 B-3
朝霞どろんこ保育園	大字浜崎字下谷69-1	474-6137	6図 A-1
ゆりの木保育園	膝折町1-6-29	450-8600	7図 D-2
太陽と大地のこども保育園	大字岡44-1	483-5334	6図 A-2
朝霞ゆりかご保育園	西井財1-1-2	466-1205	1図 C-3
いずみばし保育園	大字溝沼863-1	487-7223	5図 D-5
ひまわり保育園	根岸台2-2-6	487-8686	6図 B-4
朝霞ひだまりの森保育園	栄町4-4-8	423-4492	8図 A-4
三原どろんこ保育園	三原3-23-2	486-7470	1図 B-1
仲町どろんこ保育園	仲町2-9-48	450-3001	8図 B-2
メリー★ポピンズ kids朝霞ルーム	青葉台1-3-15 リブリ青葉1階	465-5345	2図 C-5
メリー★ポピンズ 朝霞台ルーム	東井財1-4-7 ルパンビル1階	487-4108	1図 D-3
メリー★ポピンズ kids北朝霞ルーム	西原2-4-17 GEMINIビル1階	472-2645	1図 C-1
駅前おれんじベビー保育園	仲町2238アスナル101	424-5739	2図 D-4
仲町エンゼル保育室	仲町2-1-21 プリランテ1階・2階	485-8122	2図 D-4
白百合園	大字根岸257-1	461-8177	6図 C-3
朝霞にじいろ保育園	本町2-4-44	462-2216	2図 C-4
つくし保育園	溝沼7-9-10	487-8851	1図 E-5
北原保育園	北原2-10-25	485-1197	3図 D-5





名称	所在地	電話番号	MAP
おれんじゆめ保育園	根岸台5-15-18	424-3738	2図 E-2
あさかだいアンジュ保育園	西原1-2-45	485-8028	1図 D-2
メリー★ポピンズ 北新館ルーム	西原1-3-31 タウンピア西原1F2号室	471-4980	1図 D-1
保育園元気キッズ第二朝霞岡園	岡2-10-10	450-6115	5図 E-3
かえで保育園	東弁財3-19-7	458-8709	1図 B-4
メリー★ポピンズ 朝霞東口ルーム	仲町1-1-27 コートホルン2F	465-4995	2図 D-3
みはら保育園	三原3-26-11	474-5668	1図 B-1
保育園元気キッズ 第二朝霞根岸台園	根岸台5-2-18	487-7955	2図 E-3
保育園元気キッズ 第二あさかりードタウン園	根岸台3-19-5 ハイムスイート朝霞1階	486-9546	6図 B-3

●認定こども園一覧

名称	所在地	電話番号	MAP
第二あさかたんぽぽこども園	大字溝沼1336-4	423-8631	5図 E-3
あさかがおかアンジュ こども園	朝志ヶ丘3-7-47	473-8650	3図 D-5

●地域型保育施設一覧

名称	所在地	電話番号	MAP
めぐみ保育室	根岸台6-5-9	465-6707	2図 E-4
さくらんぼ保育室	本町1-15-29	463-3965	2図 B-2
しらとり保育室	根岸台6-1-17-9	451-4630	2図 E-3
さつき保育園	本町2-4-25 T-BLD朝霞ビル1階	465-5005	2図 C-4
エルアンジュ	西弁財1-10-25 保第一ビル101号	486-6463	1図 C-2
保育園 フェリーチェ朝霞園	本町2-21-2 シンメイ 朝霞第3マンション104	461-7747	2図 C-2
ひざおりしらとり保育室	膝折町4-8-43	463-7178	7図 C-1
ちゅうりつ保育園仲町	仲町1-6-22	487-8173	2図 D-2
メリー★ポピンズ 朝霞南口ルーム	本町3-3-70 アイエステート1階	465-4940	2図 C-5
朝霞本町エンゼル保育室	本町1-8-7 総合ビル1階	458-3607	2図 B-3
プチアンジュ	西原2-14-23 アジサフホームビル1階	458-0702	5図 D-1
幸町しらとり保育室	幸町2-15-50	423-6807	7図 D-2
朝霞台エンゼル保育室	東弁財1-3-17 サクスビル1階A号	458-0533	1図 D-3
保育園元気キッズ朝霞岡園	岡1-15-2	451-5225	6図 A-3
さつき第二保育園	本町2-6-9 LIVEMAX1階	469-5987	2図 C-3
愛育園	大字根岸257-1	461-8177 (白百合園)	6図 C-3
どれみキッズハウス	大字溝沼432-1	451-1003	1図 D-4
三原エンゼル保育室	三原3-26-8	424-8541	1図 B-1
ベビールームゆりかご	西弁財1-3-6 西弁財1丁目ビル1階	487-9793	1図 C-3
保育園元気キッズ朝霞根岸台園	根岸5352クレスタ1F	451-5500	2図 E-3
朝霞たちばな保育室 朝霞台	西弁財1-16-23	471-0333	1図 C-2
Jキッズガーデン朝霞保育園	栄町5-9-28 自衛隊 朝霞宿舎B棟1階	424-5411	7図 E-4
西弁財エンゼル保育室	西弁財2-2-7	424-3130	1図 B-3
保育園元気キッズ あさかりードタウン園	根岸台3-16-17	423-8352	6図 B-3
たちばな保育室 朝霞本町	本町2-6-29	424-5300	2図 C-3
たちばな保育室 北朝霞	西原295 朝霞ビル2F	471-0330	1図 C-1

■家庭保育室の保育料を補助

市と指定契約を結んでいる家庭保育室に入室している0歳児（生後8週間以上）から2歳児の児童の保護者に、月極保育料の一部を補助します。なお、市内の家庭保育室については、一時保育料の一部も補助しています。

■病児保育

お子さんが、風邪などの軽い病気または病気回復期のため集団生活が困難で、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができないときに、保育士・看護師が一時的にお預かり（保育・看護）します。

◎場所…病児保育室たまご（朝霞市溝沼7-6-26）

◎対象…次の①～③すべての項目に該当するお子さん

- ① 市内に居住する生後6か月～小学校3年生
- ② 病気または病気の回復期であり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があるもので、集団保育が困難であること。
- ③ 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等やむを得ない理由により家庭において保育が困難であること。

◎利用日…月～金曜日（土・日曜日・祝日・年末年始を除く）

◎保育時間…午前8時30分～午後6時（時間厳守）
（電話受付は午前8時から、事前登録は午後5時まで）

◎定員…1日原則5人

◎利用料…1日2,000円（生活保護世帯・非課税世帯は無料）
▶病児保育室たまご TEL 080-3429-1171

放課後児童クラブ

▶保育課 TEL 463-2939

▶朝霞市社会福祉協議会 TEL 486-2487

■放課後児童クラブへの入所

共働きなどの留守家庭の小学1年生から6年生までの児童を対象にお預かりしています。

●放課後児童クラブ一覧

公立クラブ：79ページをご確認ください。

民間クラブ：次の一覧をご確認ください。

名称	所在地	電話番号	MAP
本町アンジュクラブ	本町1-32-18	423-2695	2図 B-1
たまみずきっず栄町	栄町4-6-5	423-8806	8図 A-4
あさかだいアンジュクラブ	西原1-2-45 シャン ポール朝霞台4F	485-8038	1図 D-2
さつき放課後児童クラブ	本町2-4-25T-BLD 朝霞ビル2F	423-5239	2図 C-4
キッズクラブさいか本町	本町1-29-44	424-4389	2図 C-1
ぞうさん放課後児童クラブ	東弁財3-13-6 ガー デンサラス1F	423-5773	1図 C-3
キッズクラブさいか本町 あおぞら・つばさ	本町3-4-6	458-3554	2図 C-5
たまみずきっず溝沼	溝沼5-17-1	424-7355	5図 D-4
キッズクラブあさか浜崎	浜崎4-1-58	487-8181	5図 E-1
GENKIKIDS CANVAS (元気キッズキャンパス)	仲町2-2-38 アウステル2F	486-9967	2図 D-4
キッズクラブ さいか本町けやき	本町2-7-28 ミュ ージョン朝霞本町1F	485-8299	2図 B-3

※通学学区によって利用できるクラブが異なります。詳細は、各民間クラブへお問い合わせください。

■ランドセル来館事業

放課後児童クラブの入所を申請し、定員超過により保留となった小学3～6年生の児童に、学校のある日に小学校から児童館へ直接来館することができる事業を実施しています。

◎場所…市内の児童館

◎利用日…小学校の登校日の月～金曜日

※児童館の休館日と学校の長期休業（夏休み、冬休み、春休み）は除きます。

◎利用時間…児童館の開館時間内（午後5時30分まで）

◎利用料…無料

◎利用方法…登録をする児童館の職員と面談後、申請となります。事前に各児童館へお問い合わせください。
▶44ページ参照

▶こども未来課 TEL 463-2930

教育

▶教育管理課 TEL 463-0793

●小・中学校一覧 ▶79ページ参照

■小学校の入学

新入学児童のいる家庭に、小学校入学前の1月ごろ「入学通知書」を郵送します。入学通知書を受け取ったのちに住所の異動がある場合や、国立、私立小学校に入学される場合は、教育管理課にご連絡ください。

▶教育管理課 TEL 463-0793

■転入・転出・転居

●転入のとき

総合窓口課で転入手続きをした場合は総合窓口課で、内間木支所または各出張所で転入手続きをした場合は教育管理課で入学の手続きを行ってください。その際に、前在学校からの必要書類（注1）を持参してください。

●転出のとき

総合窓口課で転出手続きをした場合は総合窓口課で、内間木支所または各出張所で転出手続きをした場合は教育管理課で転学証明書の発行を受け、在学している学校に提出し、必要書類（注1）の交付を受けてから転出先の市区町村へ持参してください。

●市内転居のとき

①学校が変わらない場合

総合窓口課、内間木支所または各出張所で住所変更（転居）の手続きをしてください（教育管理課での手続きは不要です）。

②学校が変わる場合

総合窓口課で住所変更（転居）の手続きをした場合は総合窓口課で、内間木支所または各出張所で住所変更（転居）の手続

きをした場合は教育管理課で転入学の手続きをしてください。
（注1）必要書類…①在学証明書 ②教科用図書給与証明書

▶教育管理課 TEL 463-0793

■教育費でお困りの方に

●義務教育にかかる費用でお困りの方に

経済的な理由から、公立小・中学校の就学にかかる費用（学校給食費・学用品費・修学旅行費・校外活動費・林間学校費など）の負担が困難な保護者に、費用の一部を援助します（所得要件等あり）。※詳しくは、学校または教育管理課へご相談ください。

●入学準備金でお困りの方に

①小・中学校、義務教育学校に入学するお子さんの保護者で、学用品などの資金調達にお困りの方に、審査のうえで資金をお貸しします。

◎貸付額…5万円、7万円、10万円のいずれかから必要とする金額。

②高校、大学への入学を希望するお子さんの保護者で入学準備金にお困りの方に、審査のうえで資金をお貸しします。

◎貸付額…公立高校20万円以内、私立高校45万円以内、大学70万円以内で必要とする金額。

※詳しくは、教育管理課にお問い合わせください。

●学資金でお困りの方に

高校（高等専門学校）、大学（短大・専修学校の専門課程を含む）に入学を許可された方または在学している方で、経済的理由により、修学困難な学生および生徒に対して、審査のうえで奨学金をお貸しします。

◎貸与額…大学（月額）20,000円、高校（月額）10,000円

※詳しくは、教育管理課にお問い合わせください。

▶教育管理課 TEL 463-0793

■特別支援教育

県立の特別支援学校や小・中学校の特別支援学級で障害に応じた教育を受けることができますのでご相談ください。

●特別支援学校一覧

名称	所在地	電話番号	MAP
県立和光特別支援学校	和光市広沢4-3	048-465-9770	8図 A-5
県立和光南特別支援学校	和光市広沢4-5	048-465-9780	8図 A-5
県立特別支援学校 清保こども園	川崎市登戸85-1	049-231-2121	—
県立特別支援学校 坂戸ろう学園	坂戸市鎌倉町14-1	049-281-0174	—
県立けやき特別支援学校	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-5531	—

▶教育指導課 TEL 463-2884



■教育相談

教育相談員が、保護者や児童生徒からの悩みに応じて、適切な相談相手になります。

◎相談方法…電話または直接お越しのうえ、ご相談ください（お越しの際は、事前にお電話ください）。

◎相談日時…毎週月～金曜日 午前9時～午後4時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

◎相談内容…不登校・しつけ・非行・交友関係・いじめ等、学校・家庭生活での子どもの相談に応じます。

▶朝霞市子ども相談室 浜崎3-6-24 TEL 471-8080
TEL 487-1234
e-mail : a.kodomo@beach.ocn.ne.jp

福祉



はあとぴあ（総合福祉センター）

▶大字浜崎51-1 TEL 486-2475

■利用方法

◎利用時間…午前9時～午後9時30分

◎休所日

毎週月曜日、祝日（月曜日が祝日と重なった場合は、翌日以降の開館日も休館）、年末年始

◎利用対象者

- ①市内に在住、在学、在勤のボランティア（個人・団体）
- ②社会福祉団体、公共団体などで、その目的が社会福祉向上のためであること

◎利用施設

以下の施設について、上記①・②の目的に沿った活動である場合、各種の事業で使用していないときは、利用することができます。

①集会室・社会適応訓練室・介護者教育室

プロジェクター、モニター、ビデオデッキ等が利用できます。

②調理実習室

実習用調理台3台が設置されています。

◎利用料金…無料

◎申込受付

総合福祉センター1階総合事務室の窓口で、利用予定日の1か月前の1日（1日が休所日の場合はその日以降の最初の開所日）から。ただし、夜間（午後6時～9時30分）の利用の場合は、利用予定日の3か月前から受け付けます。受付時間は、火～土曜日の午前9時から午後5時までです。

■はあとぴあ福祉作業所

◎利用時間…月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時30分～午後4時

◎[1階：作業室、食堂、喫茶室、2階：売店、アリーナなど]

●生活介護（通称：みらくる）

心身に障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活の支援（食事、排せつ、入浴など）、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。

▶利用相談 TEL 486-2472

●就労継続支援B型（通称：あすのび）

心身に障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動、そのほかの活動の機会を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

▶利用相談 TEL 486-2481

■老人福祉センター事業

◎火～日曜日（祝日、年末年始を除く）

◎[2階：浴室、広間、教養娯楽室、図書室]

市内に居住する60歳以上の高齢者の方に対し、健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための便宜を図るため、各種相談、健康増進指導、教養講座、レクリエーション事業などを行います。

▶利用相談／浜崎老人福祉センター TEL 486-2476

■児童館事業（はまさき児童館）

（44ページ参照）▶はまさき児童館 TEL 486-2477

■はあとぴあ障害者相談支援センター

心身に障害のあるお子さんや、身体・知的・精神などの障害のある成人の方とその家族を対象として、福祉サービスの利用や療育などにおける各種相談に応じ、支援を行います。

◎利用時間…月～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時

◎場 所…はあとぴあ（総合福祉センター）内

◎利用料…相談にかかる費用は無料です。

◎電 話…486-2400

◎FAX…486-2418

■はあとぴあ障害者就労支援センター

障害のある方の就労を促進するため、職業相談、就職準備支援、職場定着支援などを行います。

◎利用時間…月～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時（利用にあたっては、事前にご連絡をお願いします）

◎場 所…はあとぴあ（総合福祉センター）内

◎利用料…相談にかかる費用は無料です。

◎電 話…486-2575

◎FAX…486-2418

児童の幸せのために

■児童手当

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。

◎手当の額（月額、1人につき）

3歳未満および3歳～小学生（第3子以降）	15,000円
3歳～小学生（第1子、第2子）および中学生	10,000円
所得制限限度額以上の方	5,000円

※出生順は、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの間にあるお子さんの中で人数を数えます。

▶こども未来課 TEL 463-2834

■児童扶養手当

ひとり親家庭または父母のいずれかに一定の障害がある家庭などで、18歳到達後最初の3月31日までの児童または20歳未満で一定の障害のある児童を養育している方に支給されます。ただし、所得制限があります。なお、受給にあたっては、事前にこども未来課へご相談ください。

◎手当の額

- ・児童1人の場合43,160円（全額支給の場合）
- ・児童2人の場合53,350円（全額支給の場合）
- ・児童3人以上の場合53,350円に1人につき6,110円を加算（全額支給の場合）

※手当の額は年度により変動があることがあり、また、所得に応じて手当の額が段階的に変わります。

▶こども未来課 TEL 463-2834

■母子および父子ならびに寡婦福祉資金

県では、母子家庭および父子家庭ならびに寡婦の方のために、必要な資金をお貸ししています。

◎資金の種類

事業開始資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、事業継続資金、結婚資金

▶こども未来課 TEL 463-2834

■ひとり親家庭児童就学支度金

市では、小学校に次年度入学予定の児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父または父母のいない児童を養育している方などに、児童の入学準備に必要な経費の一部を助成しています。ただし、非課税世帯の方（生活保護受給者を除く）に限ります。

・新小学生1人につき 8,000円

▶こども未来課 TEL 463-2834

■こども医療費

お子さん（年齢制限あり）が医療機関にかかった場合、支払った保険診療費の一部を支給しています。

▶こども未来課 TEL 463-2834

■ひとり親家庭等医療費

母子家庭、父子家庭などの方が医療機関にかかった場合、支払った保険診療費の一部を支給しています。ただし、所得制限があります。なお、受給にあたっては、事前にこども未

来課へご相談ください。

▶こども未来課 TEL 463-2834

■子どもの学習支援事業

経済的な事情により、学習が進んでいない、ひとり親家庭の中・高生とその保護者の方を対象に、学習教室における学習をはじめ、進学や子育てなどの相談や支援を行います。

▶こども未来課 TEL 463-2834

■自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父または母の能力開発を支援し、自立促進を図るため、指定する教育訓練講座を受講した場合、受講のために支払った費用の一部を助成しています。

ただし、受給要件がありますので、受給にあたっては、事前にこども未来課へご相談ください。

▶こども未来課 TEL 463-2834

■高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父または母が、看護師等の資格を取得するための養成機関で修業中の一定期間、受講期間中の生活の安定と資格取得を支援するため、高等職業訓練促進給付金を支給しています。

ただし、受給要件がありますので、受給にあたっては、事前にこども未来課へご相談ください。

▶こども未来課 TEL 463-2834

■児童についての相談

子どもの養育、子どもが虐待を受けているのではないか、子どもの様子が気になるなどの相談やショートステイ、助産施設の利用などについて相談をお受けします。

◎相談日…毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（年末年始、祝日を除く）

◎相談方法…電話または来庁

▶こども未来課 TEL 463-0364

※その他、児童虐待に関する相談先

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちばやく）
- ・埼玉県虐待通報ダイヤル（児童・障害者・高齢者虐待の共通ダイヤル） #7171

■家庭児童相談室

子どもが成長していく過程でおこるさまざまな悩みや不安の相談を、家庭児童相談員がお受けします。保護者の方だけでなく、子ども自身からの相談もお受けします。

◎相談日…毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時

（年末年始、祝日を除く）

◎相談方法…電話相談または来庁

（事前に電話で予約をお願いします）

▶家庭児童相談室 TEL 463-2231

■ひとり親家庭の方の相談

保護者の経済的自立に向けた給付や子どもの就学支度金、学習支援などの相談をお受けします。

◎相談日…毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）

◎相談方法…電話または来庁

▶こども未来課 TEL 463-2834



■青少年健全育成事業

●青少年健全育成ふれあい体験事業

青少年が家族や地域の方々とはふれあい、絆を深める機会を提供するため、「親子ふれあいハイキング」を実施します。

●青少年健全育成の集い

子どもたちの夢や希望、社会の出来事や青少年問題に対して自分ができると思うこと、身の回りや人と人とのつながりの中で感動した出来事などの作文を募集し、選考された作文を発表することで、家庭・学校・地域の相互理解と連携を深めます。

●青少年健全育成啓発キャンペーン（年2回）

朝霞駅・朝霞台駅・北朝霞駅駅頭において、リーフレットなどを配布し、青少年健全育成に対する市民意識の高揚を促します。

●親子映画会

親子で親しみ、語り合い、ふれあいの日を過ごす機会を提供するために映画会を実施します。

●ふれあい標語の募集

人と人とのふれあいの大切さを標語にし、これを周知することによって青少年健全育成に対する意識を啓発します。

●青少年育成関係団体への活動支援

- ・朝霞市青少年育成市民会議活動支援
- ・青少年相談員朝霞市協議会活動支援
- ・朝霞市子ども会連合会活動支援

▶こども未来課 TEL 463-2930

■ファミリー・サポート・センター

子育ての援助をしてほしい方（ファミリー会員）と子育ての手助けができる方（サポート会員）に会員になっていただき、センターが援助依頼内容や要望に合うサポート会員を紹介し、相互援助活動を行うことにより、子育て家庭を支援する有償のボランティア活動を行う会員組織です。

▶市役所2階 TEL 483-4501

■赤ちゃんの駅

授乳やおむつ替えに対応できる設備を備えた施設を「赤ちゃんの駅」として登録しています。登録施設には、入口付近に「赤ちゃんの駅」ステッカーが貼ってありますので、外出時の授乳やおむつ替えの際には、ぜひお気軽にご利用ください。

▶こども未来課 TEL 463-2930

児童館

◎開館時間…①～⑤：午前9時30分～午後5時30分

⑥：午前9時30分～午後8時（小学生以下の児童の利用は午後5時30分まで）

◎施設内容…遊戯室、ちびっこルーム、活動室、図書室など

●児童館一覧

名称	所在地	MAP	電話番号	休館日
①きたはら児童館	北原2-8-11	3図D-5	471-7140	金曜日、祝日（5月5日を除く）、年末年始、5月6日
②はまさき児童館	大字浜崎51-1（はあとびあ内）	6図A-1	486-2477	月曜日、祝日（5月5日を除く）、年末年始、5月7日
③みぞぬま児童館	溝沼7-13-11	1図D-5	450-0858	日曜日、祝日（5月5日を除く）、年末年始、5月8日
④ねざしだい児童館	根岸台2-15-12	6図B-4	450-1815	月曜日、祝日（5月5日を除く）、年末年始、5月9日
⑤ひざお児童館	膝折町1-7-40	7図D-2	458-6969	火曜日、祝日（5月5日を除く）、年末年始、5月6日
⑥ほんちょう児童館	本町2-3-22	2図C-4	487-8582	木曜日、祝日（5月5日を除く）、年末年始、5月7日

高齢者の方に

▶長寿はつらつ課 TEL 463-1921

■高齢者福祉サービス

●配食サービス

自ら食事の支度をすることが困難で、他から食事の提供を受けられない高齢者等の方に、食事（昼食）を配達するとともに、安否確認を行います。

●徘徊（はいかい）高齢者等位置検索サービス

認知症により徘徊行動のある高齢者等を在宅で介護する家族の方に、位置検索端末機を貸与します。

●徘徊（はいかい）高齢者等見守りシールの配付

徘徊の見られる高齢者等の早期発見・保護を目的とし、靴などに貼付する個人を特定する番号を付したシールを配付します。

●ねたきり老人等手当の支給

在宅で6か月以上寝たきりまたは重度の認知症の状態にある高齢者の方に、月額1万円を支給します。

●訪問理美容サービス

加齢に伴う身体機能の低下や病気などにより、理容・美容店に出向くことが困難な在宅高齢者の方に、出張費分のサービス券を交付します（カット代等は利用者負担となります）。

●新聞販売店による見守り

配達により新聞を購読している高齢者で見守りを希望される方に対し、配達時に異変を感じた場合、市職員などによる安否確認の調査を行います。

●乳酸飲料配付サービス

介護保険のサービスや緊急通報システムなどのサービスを利用していない75歳以上のひとり暮らしなどで、市内に子が住していない方に対し、乳酸飲料を直接手渡し、声かけすることにより安否を確認します。

●寝具類乾燥車の派遣

市県民税非課税世帯で、身体上の理由で寝具類を干すことが困難な状況にある高齢者の方に対して、月2回乾燥車を派遣します。

●移送サービス利用料補助

寝たきりまたは常時車いすを利用して、移送用車両でないと移動が困難な高齢者等が、寝台または車いすに乗りながら乗降できる移送用車両を利用した際の料金を補助します。

●紙おむつの支給

在宅で寝たきり、または重度の認知症により失禁状態にあり、市県民税非課税の高齢者の方に紙おむつを支給します。

●生活支援員の派遣

日常生活で支援を必要とする高齢者が自立した生活が送れるよう、ホームヘルパーを派遣します（介護保険でのサービスが優先）。

●生きがい活動支援通所（ミニデイサービス）

心身機能の維持向上が必要であったり、閉じこもりがちな高齢者の方に対して、地域のボランティア団体などが、レクリエーションや食事、機能訓練などのサービスを行います。

●緊急通報システム

ひとり暮らし等で心臓疾患等のある高齢者の方に、緊急時にボタンを押すことで消防署に通報できる機器を無料で設置します。

●安心見守り通報システム

ひとり暮らしなどで日常生活に不安を感じる高齢者の方に、「緊急通報システム」を有料（500円/月）で設置します。

●安心見守り連絡カードの配付

75歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、本人の身分情報などを伝達する手段の一つとして、緊急連絡先などの情報が記入されたカードを配付します。

●入浴助成

自宅に入浴設備がない高齢者の方に、公衆浴場の入浴券を交付します。

●車いすの貸し出し

けがなどで一時的に車いすが必要になった高齢者の方に、2週間を限度に貸し出しを行います。

●補聴器購入費の助成

市県民税非課税世帯に属する高齢者で、聴覚障害による身体障害者手帳を所持していないが医師により必要性が認められた方に、補聴器の購入費の一部を助成します。1人1回限りで、限度額は2万円です（令和4年3月31日まで）。

●バス・鉄道共通カードの交付

70歳以上の方に、バス・鉄道共通カードまたはチャージ料を給付します。

●敬老祝金の給付

9月1日現在で、1年以上朝霞市に住民登録があり、年度末（3月31日）までに下表の年齢にあたる方に、敬老と長寿を祝して祝金を給付します。

年齢（満）	金額（円）
77歳	10,000
88歳	10,000
99歳	10,000
100歳	30,000

■住宅

●住宅改善費の補助

高齢者等の方が在宅で安心して生活ができるよう、身体状況などにより住宅を改修する場合に、改修費の一部（介護保険対象サービスの給付を超えた金額）を補助します。補助額は、30万円（ただし、階段昇降機は70万円）を限度にその費用の3分の2の額です。

●住替え世帯家賃の補助

家主から立ち退きを要求され、ほかの民間賃貸住宅に転居した高齢者世帯に対し、転居後の家賃の差額を補助します。対象となるのは、2年以上市内に在住で、前年度の市・県民税が非課税等の世帯です。限度額は、月額2万円です。

●高齢者住宅

建て替えなどにより、転居を求められているひとり暮らしの65歳以上の方などに住宅を提供します。空室が発生した際に入居者を募集します。

・つつじ荘 10戸（根岸台1丁目）

・けやき荘 11戸（朝志ヶ丘4丁目）

●家具転倒防止器具等設置費の補助

65歳以上のみで構成されている高齢者世帯に対し、家具転倒防止器具等を取り付ける際の費用を補助します。補助は、1世帯1回限りで、限度額は1万円です。

▶長寿はつらつ課 TEL 463-1921



■地域包括支援センター

●主な業務

- ・高齢者やその家族、地域の方からの総合相談に対する支援業務
- ・高齢者虐待の防止など、高齢者の権利を擁護する業務
- ・ケアマネジャーなどへの支援や地域の社会資源を含めた関連機関との調整業務
- ・健康づくりや介護予防を通じて、自立した生活ができるように支援する業務

●地域包括支援センター一覧

名称	所在地	電話番号	MAP
内間木苑	大字上内間木498-4 特別養護老人ホーム 内間木苑内	458-2022	4図 A-4
つつじの郷	西井財1-10-21 プリランテ朝霞台103	472-1574	1図 C-2
モーニングパーク	溝沼3-2-26	0120-247355	5図 D-5
ひいらぎの里	岡3-17-59	291-9111	6図 B-3
朝光苑	青葉台1-10-32 特別養護老人ホーム 朝光苑内	450-0855	7図 E-3

※令和4年4月1日以降、5か所から6か所に変更予定。

■シルバー人材センター

健康で働く意欲のある60歳以上の方が会員となり、市や民間企業、一般家庭等から高齢者にふさわしい仕事を引き受け、各会員の希望と経験、能力に応じて仕事に従事しています。

▶(公社)朝霞地区シルバー人材センター TEL 465-0339

■老人クラブ

60歳以上の高齢者が、仲間とともに趣味活動や社会奉仕などの活動を通じて、健康の増進や教養の向上を図り、生きがいのある楽しい生活を送るための団体です。

▶浜崎老人福祉センター TEL 486-2476

■老人福祉センター

市内に居住する60歳以上の方が、健康の増進や教養の向上、レクリエーションなどを通じて1日を楽しく過ごしていただくための施設で、無料で利用できます。利用する場合は、直接老人福祉センターへ申し込んでください。

▶溝沼老人福祉センター TEL 464-5488

▶浜崎老人福祉センター TEL 486-2476

■老人ホーム

●特別養護老人ホーム

介護保険の要介護認定を受けた方で、在宅での生活が困難な方を対象とした施設です。市内に5か所あり、「朝光苑」で

は、75人が入所できます。

▶特別養護老人ホーム朝光苑 TEL 465-3255

介護保険

▶長寿はつらつ課 TEL 463-1951

TEL 463-1952

TEL 463-1719

40歳以上になると、原則として全員が介護保険に加入します。

第1号被保険者…65歳以上の方

第2号被保険者…40～64歳の方(医療保険加入者)

■被保険者証(保険証)

第1号被保険者には、1人1枚交付されます。保険証を添えて要介護認定の申請をし、認定(要介護・要支援認定)を受けると、要介護度が明記された保険証が交付されます。

第2号被保険者は、加齢に伴う疾病(特定疾病)が原因で要介護・要支援認定を受けた方に要介護度が明記された保険証が交付されます。

介護サービスを利用するには、要介護度が明記された保険証をサービス提供機関に提示してください。

■保険料

保険料は被保険者一人ひとりに納めていただきます。第1号被保険者の保険料の納付方法は、年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則として特別徴収(年金から天引き)となります。ただし、年金から天引きできなかった方や年度途中で変更事項があった方は、普通徴収(納付書または口座振替)となります。

第2号被保険者は、加入されている医療保険と合わせて納めます。

■介護保険による居宅サービス

居宅サービス計画に基づき、次のサービスを利用できます。サービス費用の1割、2割または3割が利用者負担になります。

①訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護や家事などの身の回りの援助をします。

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

巡回入浴車で家庭を訪問して、入浴介護を行います。

③訪問看護・介護予防訪問看護

看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。

⑤通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴や食事、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。

⑥通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関に通い、入浴や食事、リハビリテーションなどのサービスを日帰りで受けられます。

⑦居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、療養上の管理・指導を行います。

⑧福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

厚生労働大臣が定める福祉用具の貸与を受けられます。

⑨短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を受けられます。

⑩短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理の下で看護や機能訓練、日常生活の介護などが受けられます。

⑪認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。

⑫認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。

⑬小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

⑭特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの施設に入居している高齢者に必要な介護サービスが受けられます。

⑮定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回をしたり、24時間随時通報を受けたり、介護と医療の訪問サービスが受けられます。

⑯特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

特定福祉用具(入浴、排せつなどの用に供する福祉用具)を購入した場合、年間10万円を上限にその9割、8割または7割が支給されます(1割、2割または3割が自己負担)。

⑰居宅介護住宅改修・居宅介護予防住宅改修

手すりの取り付け、段差解消などの住宅改修をした際、

費用の20万円を上限にその9割、8割または7割が支給されます(1割、2割または3割が自己負担)。

■介護保険による施設サービス

サービス費用の1割、2割または3割と、食費、居住費、日常生活費は利用者負担になります。

①介護老人福祉施設

日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人の生活の場としての施設です。

②介護老人保健施設

病状が安定し、家庭に戻れるようにリハビリを中心とした医療ケアと介護を提供する施設です。

③介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期にわたり療養を必要とする人のための医療施設です。

④介護医療院

主に長期療養を必要とする人のための施設です。

■介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険の被保険者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、要介護状態となることを予防するため、以下のような事業を行っています。

○介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者および基本チェックリストで事業対象者となった方が利用できるサービスです。

【訪問型サービス】

①訪問介護相当サービス

掃除、洗濯など日常生活の訪問型のサービス

②訪問型サービスA

市が実施する研修の受講者などによる掃除・洗濯などの生活援助のサービス

③訪問型サービスC

保健・医療の専門職による、相談指導などの機能改善のための短期集中サービス

【通所型サービス】

①通所介護相当サービス

機能訓練や集いの場など通所型のサービス

②通所型サービスA

市が指定した事業所が提供する緩和した基準による通所型サービス

③通所型サービスC

保健・医療の専門職による、生活機能改善のための短期集中サービス

○一般介護予防事業



65歳以上のすべての方を対象とした、筋力向上トレーニング教室や栄養改善指導、介護予防の講演会、教室などを実施します。

【介護予防普及啓発事業】

介護予防に関する講座や教室・講演会を開催し、皆さんに介護予防活動の重要性を周知します。

①筋力向上トレーニング教室

筋力トレーニングやストレッチ、転倒予防の指導などを行います。

②栄養改善・口腔機能向上教室

栄養士などがバランスの良い食事の取り方について指導するほか、歯科衛生士などが歯磨きや摂食、えん下機能について指導を行います。

③講演会

介護予防事業の普及啓発や介護予防の重要性を広く周知するために、講演会を開催します。

【介護予防把握事業】

普段、家に閉じこもりがちな方など、何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防の活動へつなげます。

【地域介護予防活動支援事業】

地域の住民が主体となって行う介護予防の活動に対し、支援などを行います。

【地域リハビリテーション活動支援事業】

介護予防の取り組みを強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加し、活動を支援します。

障害のある方に

▶障害福祉課 TEL 463-1599 FAX 463-1025

■身体障害者手帳

身体に一定以上の障害（視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・しゃく機能・肢体不自由・心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能障害）のある方が援護や制度上のサービスなどを受ける場合に必要となる手帳です。

■療育手帳

知的障害のある方が援護や制度上のサービスなどを受ける場合に必要となる手帳です。

■精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にある方が援護や制度上のサービスなどを受ける場合に必要となる手帳です。

■重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1～3級、療育手帳㉠・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級、後期高齢者医療制度の加入者で一定の障害がある方に、医療費の一部負担金が助成されます。

※65歳以上で、障害者手帳を取得した方は、手帳の等級にかかわらず助成の対象にはなりません。

※平成31年1月1日以降に新規で資格登録申請をした方を対象に所得制限があります。

■自立支援医療

心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために提供される医療です。原則として保険診療の自己負担が10%になります（本人および世帯の課税状況により上限額が設定されます）。

①更生医療

18歳以上の身体障害者手帳を所持する方で手術などにより障害の程度を軽くしたり進行を防ぐことが可能な場合に指定医療機関で医療の給付を行います。

②育成医療

18歳未満の児童で、身体に障害があるか、現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められ、手術などにより改善が認められる場合に指定医療機関で医療の給付を行います。

③精神通院医療

精神疾患の治療を行う場合に指定医療機関における医療費の助成を行います。

■精神障害者通院医療費の助成

自立支援医療（精神通院）を利用した際の一部自己負担金（医療費等の10%）を助成します。所得区分が住民税非課税の方が対象となります。

■特別障害者手当等

●特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神の重度の障害により常に特別の介護を要する状態である方に、月額27,350円（令和3年4月1日現在）が支給されます。ただし、施設に入所中の方および病院などに3か月を超えて入院している方を除きます（所得制限あり）。

●障害児福祉手当

20歳未満の身体障害者手帳の1級、2級の一部、療育手帳の㉠ならびに常時介護を要する精神障害のある方、その他これと同程度の方について、月額14,880円（令和3年4月1日現在）を支給します。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方および施設に入所中の方を除きます（所得制限あり）。

■特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを養育している方に支給されます。ただし、子どもが障害による公的年金を受けられることができる場合や児童福祉施設などに入所している場合は対象になりません。

◎支給額（令和3年4月1日現在）

1級 月額52,500円 2級 月額34,970円

※所得制限があります。

■在宅重度心身障害者手当

身体障害者手帳1・2級、療育手帳㉠、A、B、精神障害者保健福祉手帳1・2級で、住民税非課税の方に月額8,000円を支給します。ただし、施設に入所中の方や他の手当の受給状況に応じて、支給対象外になる場合があります。

■生活の支援

補装具費の交付、紙おむつの支給、住宅改善費の補助、家具転倒防止器具の設置補助、配食サービス、訪問入浴サービス、福祉タクシー利用券・バス鉄道共通ICカード補助金・自動車燃料費補助金の交付（いずれか一つ）、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成、市内循環バス特別乗車証の交付、生活サポート事業、見守りシール、避難行動要支援者名簿・台帳、緊急通報システムなど

■障害者総合支援法によるサービス

この法律は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、障害福祉施策を講ずるものです。障害者手帳取得者に加え、難病患者など（治療方法が確立していない疾病その他の特殊疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が障害福祉サービスなどの対象となります。

①自立支援給付（障害福祉サービス）

障害福祉サービスを利用するためには、申請された方の障害の支援区分などを調査し、審査会において障害福祉に関する有識者の方々の意見を伺うなどし、決定します。利用料金は、原則として1割の負担となります（所得状況に応じて負担上限額が設定されます）。市民税非課税の場合は無料です。

②地域生活支援事業

障害福祉サービスとは別に障害のある人の自立した日常生活・社会生活を支援するため、地域や利用者の実情に応じて市が行っている事業で、意思疎通支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業、その他の事業があります。

■難病患者見舞金

埼玉県発行の指定難病医療受給者証などの交付を受けている方に見舞金（年額2万円）を支給します。

■手話通訳者等派遣事業

手話を必要とする聴覚に障害のある方などの生活における、円滑なコミュニケーションと社会参加の促進を図るため、手話通訳者の派遣を行います。

◎利用相談・申請…朝霞市手話通訳者等派遣事務所

（朝霞市社会福祉協議会内）

TEL 486-2479 FAX 486-2473

生活にお困りの方に

■生活保護

病気やその他の事情により生活に困っている世帯に対し、最低限度の生活を保障して再び自分の力で生活できるよう援助する制度です。保護の種類としては、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助などがあり、能力・資産などを最大限に活用しても国が定める最低生活費に満たない場合、その不足分を扶助しています。

▶生活援護課 TEL 463-1562

TEL 463-1576

TEL 423-0163

■生活困窮者自立支援制度

失業などによる経済的な問題などで生活に困窮している方を支援するために次のような事業を実施しています。

◎自立相談支援事業

生活で困りごとや不安をかかえている場合は、ご相談ください。自立相談支援員（福祉相談支援員）が相談を受けて、情報の提供や助言を行うほか、必要な支援や制度を活用して早期の自立を目指します。

◎住居確保給付金

離職・廃業から2年以内、またはやむを得ない休業などにより収入が減少し離職と同程度の状況にある方は、就職に向けた活動することを条件に、一定期間、給付金を支給することで住居および就労機会の確保に向けた支援を行います。

◎子どもの学習支援事業

経済的な事情により学習が進んでいない中・高校生とその保護者の方を対象に、学習教室での学習をはじめ、進学や子育てなどの相談や支援を行います。

▶福祉相談課 TEL 423-5082



■福祉資金

医療費、葬祭費、転居費、住居設定費その他の臨時の出費により、一時的に生活が脅かされる世帯に対し、貸し付けを行います。

◎貸付対象者…次の基準を満たしている方

- ①本市に住所を有し、引き続き1年以上居住しており、かつ世帯の生計維持者であること
- ②生活保護法による保護の適用を受けていないこと

◎貸付限度額

- ①住宅の賃貸借契約を結ぶための敷金、礼金などに心配な場合 1世帯につき40万円
- ②医療費、葬祭費その他の臨時の出費により生活に困窮する場合 1世帯につき20万円

▶福祉相談課 TEL 463-1594

地域福祉

▶福祉相談課 TEL 463-1594

■戦没者遺族等への特別給付金

戦没者の遺族および戦傷病者などの妻に国から特別給付金等が支給されます。

■民生委員児童委員

民生委員児童委員は、生活にお困りの方や心配ごとがある方の地域の身近な相談相手として活動しています。お住まいの地域を担当する委員の連絡先はお問い合わせください。

朝霞市社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）は、地域の住民の方々やボランティア、福祉、保健などの関係者、行政機関の協力を得て、住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」および地域福祉の推進を目的とする民間の組織です。

朝霞市社協では、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や社会福祉に関わる公私関係機関の連携、調整を進めたり、具体的な福祉サービスの企画を行ったりし、地域福祉の充実を目指した事業を展開しています。

▶朝霞市社会福祉協議会 TEL 486-2479

■ボランティアセンター事業

◎月～土曜日（祝日、年末年始を除く）

◎〔情報コーナー、団体利用室など〕

ボランティア活動など社会福祉活動への参加や社会福祉団体などの活動を支援するため、その活動や組織運営に関する

相談、活動紹介、情報の提供、入門講座などおよび団体利用室の貸し出しを行います。

▶朝霞市社会福祉協議会 TEL 486-2485

■福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

判断能力の不十分な高齢者や知的障害、精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や日常生活上の手続きをお手伝いする有料のサービスです（利用契約が必要です）。

▶朝霞市社会福祉協議会 TEL 486-2478

■生活福祉資金貸付事業

低所得者世帯、障害者世帯や高齢者世帯の生活の安定と、経済的自立を図るため、資金の貸し付けと必要な相談援助を行います。

▶朝霞市社会福祉協議会 TEL 486-2478

■“住民参加型”在宅福祉サービス あいはあと事業

高齢者や障害者、子育てをしている方が、日常生活の中で「ちょっと人の手を借りたいな」と思った時に、地域住民の協力によりお困りごとのお手伝いを行う有償ボランティアサービスです。

▶朝霞市社会福祉協議会 TEL 486-2485

■社協出前講座

社協職員などが町内会や自治会、ボランティア団体、一般市民の方、市内の企業や学校などに直接お伺いして、車いす講習・ガイドヘルプ講習・栄養講習・手話体験などを実施します。

▶朝霞市社会福祉協議会 TEL 486-2485

■福祉体験用具等の貸し出し

福祉に関する講座や学習会で使用する福祉体験用具（車いす・高齢者疑似体験セットなど）や福祉教材（図書・DVD）などの貸し出しを行います。

▶朝霞市社会福祉協議会 TEL 486-2485

■車いすの貸し出し

自立歩行の困難な方の社会参加を促進し、また、介護者の日常介護活動を援助し、在宅福祉の増進を図るため、車いすの貸し出しを行っています。1週間以内の貸し出しであれば無料です。

▶朝霞市社会福祉協議会 TEL 486-2478

ごみ

〈基本的なルール〉以下のルールを守ってごみを出してください。

◎ごみは以下の表のとおり分別してください。

■家庭ごみ（生活ごみ）

集積所に出す日	区 分
資源の日	①びん ②かん ③ペットボトル ④新聞 ⑤ダンボール ⑥紙パック（牛乳等） ⑦雑誌・雑がみ ⑧布類
プラスチック資源・燃やせないごみ・有害ごみの日	⑨プラスチック資源…発泡スチロール、トレイなど ⑩燃やせないごみ…金属、ガラス、陶器、ライター、カセットボンベ、スプレー缶、家電製品（1辺が50cm未満） ⑪有害ごみ…蛍光灯・電球、乾電池、水銀体温計、充電できる電池（電池が取り外せない機器等を含む）
燃やすごみの日	⑫燃やすごみ…生ごみ、草、汚れのとれないプラスチック製品、革、ゴムなど

◎収集日当日、朝8時30分までに、地区ごとに決まっている曜日に、決まった集積所に出す。

◎①～③は中身を使い切って、軽くすすいで指定の容器に入れる（フタ、ラベルは他の分別）。

◎④～⑦はひもで縛る（⑥は洗って開いて乾かしてから、⑦は散乱しそうな場合は紙袋に入れてひもで縛るか透明袋に入れる）。

◎⑧は透明袋に入れる。

◎⑨は透明袋または半透明袋に入れる。

◎⑩は指定の容器に入れる（⑩のうちライターやカセットボンベ・スプレー缶は中身を使い切る（危険ですので缶に穴はあけないでください）。刃物など鋭利なものは紙などに包み「キケン」と表示）。

◎⑪は種類ごとに分け透明袋に入れて分別容器の脇に置いてください。

◎⑫は透明袋または半透明袋に入れる（生ごみは水をよく切って）。

■集積所用具を配布しています

ごみ集積所で使用する用具を、随時、配布しています。必要な場合はクリーンセンターへご連絡ください。

●分別容器（折り畳みかご、ペットボトル用ネット）・キャスター

●集積所プレート

ごみの収集日、分別の絵入り一覧表のプレートです。

●ガラス防止用ネット

ガラスや野良猫などに集積所を荒らされないように、ごみの上にかけておくネットです。

■集積所に出せないごみ

⑬粗大ごみ（一辺の長さが50cm以上のもの）

大型家具類、自転車など

◎戸別有料収集申込先…専用受付電話458-1322

◎受付時間…月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～午後4時

※直接クリーンセンターに搬入することもできます（⑬、⑭に該当するものを除く）。

⑭一時的な多量ごみ（引っ越しごみなど）

◎事業ごみ

商店、飲食店、工場、事務所などから事業活動に伴って出るごみ（個人経営含む）

※従業員の飲食に伴って出たごみ（びん・かん・ペットボトル・弁当の残りなどの可燃ごみ）も集積所には出せません。

⑮処理困難ごみ

消火器、建築資材・廃材、自動車（部品含む）、オイル、バイク（部品含む）、ピアノ等大型楽器、畳、トタン、波板、ペンキ、農業等薬品類、土砂、石材（砂利含む）など

⑯家電リサイクル法対象品目

エアコン・テレビ（液晶・プラズマ式も含む）・冷蔵庫（凍庫・衣類乾燥機・洗濯機

⑰パソコン

本体（ノートパソコン含む）、ディスプレイ（ブラウン管式を除く）、そのほか本体購入時付属していた装置

※⑮、⑯は市の許可業者に収集を委託するか、クリーンセンターに直接搬入（⑮は受け入れ品目に制限があります）することができます。

⑰はクリーンセンターに直接搬入することができます（データは事前に消去してください）。また宅配便を利用した無料回収サービス（民間事業者）もあります。

※詳しくは、パンフレット（資源とゴミの分け方・出し方）または市ホームページをご覧ください。不明な点はクリーンセンターへお問い合わせください。ごみ分別辞典





クリーンセンター

▶大字浜崎390-45 TEL 456-1593

ごみ焼却処理施設・プラスチック類処理施設・粗大ごみ処理施設・あき缶資源化施設などがあります。

◎搬入受付時間（日曜日、祝日、年末年始を除く）

月～金曜日 午前9時～午後4時

土曜日 午前9時～正午（要予約）

ごみ減量・リサイクル

▶クリーンセンター TEL 456-1593

■地域リサイクル活動推進補助金

市では、集団資源回収（紙・布・金属・びん類）を行っている団体に対し、補助金を交付しています。

エコネットあさか（リサイクルプラザ）

▶大字浜崎664-2 TEL 486-0222

ごみの減量・分別の意識啓発や環境に関する情報を提供する拠点施設です。講座・教室などの啓発事業や、リサイクルショップの運営、再利用可能な家具の引き取り、毎月抽せんによる販売などを行っています。

また、ご家庭でご不用な未開封の食品で、賞味期限内のものを預かり、子ども食堂などに提供したり、不用となった制服などをお預かりしたりする事業も行っています。

◎休所日…毎週木曜日（木曜日が祝日のときは翌日も休所）、祝日、年末年始

◎利用時間…午前9時～午後5時

※リサイクルショップは、午前10時～午後4時（商品登録は午後3時まで）

自治会・町内会

自治会・町内会は、地域に住む人たちで組織された任意の地域自治組織です。

地域の防犯パトロールや防犯灯の維持管理、清掃活動、夏祭り等の親睦活動など、さまざまな活動を行っており、自分たちの地域を住みよくするため、協力しながら運営しています。

自治会・町内会の活動を通じて地域のコミュニケーションを図ることは、災害時の助け合いや、スムーズな地域の課題解決につながります。地域をより住みよくするため、ぜひ加入をご検討ください。

■自治会・町内会に加入するには

お住まいの地域の自治会・町内会長または役員の方にお申し出ください。連絡先が分からない場合は、地域づくり支援課にお問い合わせください。

▶地域づくり支援課 TEL 463-2645

上水道

■水道庁舎・泉水浄水場

水道の使用開始、使用中止、料金の賦課・徴収、水道管の工事など、水道事業に係るすべての業務を行っています。また、浄水場では、安全な水を安定的に供給しています。

◎庁内のご案内

1階…エントランスホール 2階…水道施設課

3階…上下水道総務課・下水道施設課 4階…会議室

▶泉水2-13-1 TEL 462-3366

（休日・夜間用）TEL 463-1204

■水道工事の申し込み

朝霞市指定給水装置工事事業者へ申し込んでください。手続きから施工まで一切のことを行います。

●水道利用加入金

水道利用加入金は、新規に給水契約の申し込みをされる方（メーターの口径変更などの申込者を含む）から、水道施設の整備や維持・管理などの経費の一部に充当するために、設置するメーターの口径に応じた金額を水道利用加入金として負担していただくものです。

●設計審査・工事検査手数料

給水装置工事にあたり、工事設計書の審査および工事の完了検査を行う際の手数料です。

●私道給水管布設替整備工事補助金

私道内に布設されている給水管の出水不良や漏水などを改善するために布設替する方に対し、補助金を交付します。

●私道老朽管布設替整備工事補助金

私道内に布設されている老朽管（石綿セメント管）をダクタイル鋳鉄管等の耐震管に布設替する方に補助金を交付します。

▶水道施設課 TEL 463-8699

■漏水に注意

水道メーターから先の宅内の水道管は、各ご家庭などで維持管理をしていただくものです。漏水があると、多額の水道料金が発生するばかりでなく、家屋自体にも影響を及ぼす場合があります。1か月に一度は、ご自身で水道メーターを確認してください。漏水を調べるには、蛇口をすべて閉め、メーターのパイロットを確認します。このときに、パイロットが

回っていれば漏水しています。

もし、漏水している場合は、必ず朝霞市指定給水装置工事事業者で修理を行ってください。工事事業者が見つからない場合は上下水道部へご連絡いただければ紹介します。

なお、地中・床下・壁の中など目に見えない箇所からの漏水は、水道料金を減額できる場合があります。ただし、朝霞市指定給水装置工事事業者の漏水修繕工事完了証明書が必要となります。詳しくは、上下水道部へお問い合わせください。

▶漏水調査等…水道施設課 TEL 463-1204

▶減免関係…上下水道総務課 TEL 462-3366

■水道料金

●水道料金計算方法

水道料金は、水道メーターの口径に応じた基本料金（月単位）と、使用水量に応じた従量制料金（1㎡単位）の合計額に、消費税を加えた額となります。使用水量を確定するために、2か月ごとにメーターの検針を行っています。

●水道料金のお支払いには

水道料金の支払方法には、「口座振替払い」、「納入通知書払い」「クレジット払い」があります。

口座振替払いは、金融機関の預貯金口座から自動振替する方法です。口座振替払いを利用すれば水道料金を窓口で持参する必要もなく、納め忘れもなくなりますので、便利で確実な口座振替払いをぜひご利用ください。

なお、すでに口座振替払いをしている方が転居をした場合、水道契約者からの申し出により、口座振替払いを継続することができますので、上下水道総務課にご連絡ください。

また、納入通知書払いでは、水道庁舎、市役所、内間木支所、各出張所、取扱金融機関の本支店、取り扱いコンビニエンスストアの各窓口でお支払いいただけます。

●メーターは見やすく

水道メーターは、正しい使用水量を正確に検針できるよう、いつも見やすく、きれいにしてください。

・メーターボックスの上には物を置かないようにしてください。
・家の増改築などで、メーターボックスが床下などになるときは、届け出て見やすい場所へ移設してください。

▶上下水道総務課 TEL 462-3366

■こんなときには届け出を

・家を新築したり、引っ越しで新しく水道を使ったりするとき（使用開始届）
・家を取り壊したり、引っ越しのため水道の使用を中止したりするとき、または、長期にわたって水道を使用しないとき（使用中止届）
・使用者や届け出をした内容に変更があったとき（変更届）

▶上下水道総務課 TEL 462-3366

・給水装置の所有者が変わったとき（変更届）

▶水道施設課 TEL 463-8699

■深井戸天然水 朝霞の雫

市内幸町にある深井戸からくみ上げた地下水をペットボトルに詰めて製品化しています。水道庁舎、朝霞市施設内の一部の飲料自動販売機で販売しています。

▶上下水道総務課 TEL 462-3366

下水道

■下水道使用料

下水道使用料は水道の使用水量と同じ量を汚水排除量として計算し水道料金と一緒に支払っていただきます。

▶上下水道総務課 TEL 462-3366

■受益者負担金制度

受益者負担金制度とは、下水道が整備され、その利益を受ける地域の方（土地所有者、権利者）に、受益者として下水道建設事業費の一部を負担していただく制度です。

▶上下水道総務課 TEL 462-3366

■水洗便所改造資金の融資あっせん

下水道の利用できる区域で、くみ取りおよび尿浄化槽便所を水洗便所に改造する場合の費用の融資あっせんを行っています。

◎あっせん額…1件につき5万円以上50万円以内

◎返済方法…最高52回までの元金均等払い

▶上下水道総務課 TEL 462-3366

■水洗化工事

下水道の利用できる区域では、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造しなくてはなりません。

現在浄化槽を利用している便所は、速やかに下水道に流せるように改造する必要があります。改造工事は、市の「指定工事店」に直接お申し込みください。指定工事店一覧は、市ホームページに掲載しています。

なお、指定工事店以外の業者による工事はできないことになっています。

▶下水道施設課 TEL 463-0920

■私道排水設備工事に補助金

下水道の利用できる区域の私道排水設備工事に対して、次の①、②の条件を満たす場合に補助金を交付しています。

①その排水設備を3戸以上で使用する

②私道所有者全員の土地使用承諾書が得られること

▶下水道施設課 TEL 463-0917





■ 止水板設置費補助金

市では、建物への浸水被害を軽減するため、浸水被害が発生した区域、または発生のおそれのある区域の建物の所有者等に、止水板を設置するための費用の一部を補助しています。

◎補助額… 止水板の設置工事費の4分の3以内で限度額30万円（1回限り）

※ただし、床上または床下浸水の被害が発生し、「防災証明書」の交付を受けた建築物などは、限度額が50万円となります（1回限り）。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

▶下水道施設課 TEL 463-0917

■ ペット（犬・猫など）が亡くなったとき

クリーンセンターで焼却できます（供養をご希望の場合は、ペット専門の霊園などへ）。

◎手数料…1,000円／1体（自分で搬入する場合）
2,000円／1体（収集を希望する場合）

※飼主不明の犬・猫などの死体を見つけた場合は、クリーンセンターにご連絡ください。

▶クリーンセンター TEL 456-1593

交通

▶まちづくり推進課 TEL 463-1514

■ 道路反射鏡設置工事補助制度

市内の私道〔道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路であって、現に一般の交通に利用されているものをいう。以下同じ〕で見通しが悪く危険な場所に、反射鏡を設置または既設の反射鏡の修繕をしようとする方に対し補助金を交付します。

◎適用条件… 次の条件を備える私道で、反射鏡を設置することにより交通事故の防止が図れると認めるものに限ります。

- ①公道に接続し（公道から他の公道に接続している私道は除く）、見通しが悪く、車両の出入りが頻繁な場所であること
- ②反射鏡の設置による受益戸数が5戸以上であること
- ③反射鏡の設置場所の土地所有者の同意を得ていること
- ④市長が特に必要があると認めたとき

※ 次の場合は、補助の対象から除きます。

- ・国有地、公有地および私有地内の私道
- ・そのほか、現地調査の結果、不適当と認めた私道

◎補助金額… 補助金は、設置工事費の2分の1以内とし、3万円を限度とします。

※設置工事費とは、反射鏡の設置工事費にかかる費用とし、事務費、工事雑費などは含みません（設置工事は、市の指定業者に限ります）。

◎申請方法… 次の書類を提出してください。

- ①道路反射鏡設置工事補助金交付申請書
- ②設置場所の案内図
- ③工事設計図
- ④設置場所の土地所有者承諾書

工事完了後は次の書類を提出してください。

- ①道路反射鏡設置工事実績報告書
- ②工事契約書の写し
- ③内訳書の写し

※設置後の反射鏡の維持管理は申請者が行ってください。既設の反射鏡について修繕などをする場合は、設置後5年間は補助の対象となりません。

■ 市内循環バス

市内循環バスは、本町、栄町、膝折・溝沼地区を経由する「膝折・溝沼線」、根岸台、岡地区を経由する「根岸台線」、田島、内間木地区を経由する「内間木線」、浜崎、宮戸、朝志ヶ丘地区を経由する「宮戸線」の4路線が駅と公共施設を結び、

乗合バス方式（バス事業者へ委託）により運行しています。

◎ 運賃

- ・大人150円、小児80円（1回1路線内均一）
- ・障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を提示した方は、大人80円、小児40円
- ・パスモ・スイカによる支払いもできます。

※巻末の地図にバス停を掲載しています。

◎ 特別乗車証

市内在住の障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障

■ 自転車駐車場

● 有料自転車駐車場

◎休日・利用時間… 休業日・休業時間なし

◎利用申し込み… 各自自転車駐車場管理事務所まで ※受付時間（定期券更新・購入）午前6時～午後10時30分

● 市営自転車駐車場一覧

駐車場名		所在地	料金			種別	収容台数(台)
朝霞台駅南口地下自転車駐車場 TEL 470-1778	東弁財1-4-10	朝霞台駅南口第1原動機付自転車駐車場 (受付は朝霞台駅南口地下自転車駐車場)	区分	使用料(1台につき)		自転車	定期利用 2,146
				区分	1か月	3か月	原動機付自転車 定期利用 79
朝霞台駅南口第1自転車駐車場 TEL 460-2911	東弁財1-8-26	朝霞台駅南口第1自転車駐車場	区分	一般	1,800円	4,950円	自転車 一時利用 455
北朝霞駅東口地下自転車駐車場 TEL 470-1794	浜崎1-1-16	北朝霞駅東口第1原動機付自転車駐車場 (受付は北朝霞駅東口地下自転車駐車場)	区分	学生	1,500円	4,200円	自転車 定期利用 2,780 一時利用 666
北朝霞駅東口第1原動機付自転車駐車場 (受付は北朝霞駅東口地下自転車駐車場)	浜崎1-8-17	朝霞駅東口立体自転車駐車場 TEL 451-7871	区分	一般	3,000円	8,400円	原動機付自転車 定期利用 208
朝霞駅東口立体自転車駐車場 TEL 451-7871	仲町1-1-15	朝霞駅東口地下自転車駐車場 TEL 451-5791	区分	学生	2,500円	6,900円	自転車 定期利用 60
朝霞駅東口地下自転車駐車場 TEL 451-5791	仲町2-1-1	朝霞駅東口原動機付自転車駐車場 (受付は朝霞駅東口地下自転車駐車場)	区分	一般	1日1回につき 100円		自転車 定期利用 756 一時利用 112
朝霞駅東口原動機付自転車駐車場 (受付は朝霞駅東口地下自転車駐車場)	仲町1-1272-5	朝霞駅南口原動機付自転車駐車場 TEL 451-9150	区分	学生	1日1回につき 200円		原動機付自転車 定期利用 692 一時利用 156
朝霞駅南口原動機付自転車駐車場 TEL 451-9150	本町3-1-55	朝霞駅南口地下自転車駐車場 TEL 451-9120	区分	一般	1日1回につき 100円		自転車 定期利用 77
朝霞駅南口地下自転車駐車場 TEL 451-9120	本町2-13-50		区分	原動機付自転車	1日1回につき 200円		原動機付自転車 定期利用 143 一時利用 50
			区分	原動機付自転車	1日1回につき 200円		自転車 定期利用 51
			区分	原動機付自転車	1日1回につき 200円		自転車 定期利用 3,586 一時利用 696

※原動機付自転車は、原動機付自転車第1種（50cc）まで

※一時使用料の1日1回とは午前0時から翌日午前2時までとしています。午前2時を過ぎると、別途使用料100円（原動機付自転車は200円）が加算となります。

※北朝霞東口第1原動機付自転車駐車場、朝霞駅南口原動機付自転車駐車場の自転車定期利用は、チャイルドシートを搭載した自転車などに限ります。

● 放置自転車等保管場所

保管場所	所在地	対象地区	返還日時	引取料金
朝霞市放置自転車等浜崎保管場所	大字浜崎697-1	東武東上線朝霞台駅 JR武蔵野線北朝霞駅 周辺おおむね300m 志木陸橋周辺	毎週水・土・日曜日 午後1時～4時 (1月1日～5日および 12月27日～31日を除く)	自転車 1台につき1,500円 原動機付自転車 1台につき2,000円
朝霞市放置自転車等仲町保管場所	仲町1-1235-1	東武東上線朝霞駅周辺 おおむね300m		

消費生活

■ 消費生活相談

「金額が低かったから…」「被害に遭った自分も悪いから…」とあきらめることはありません。購入・契約した商品の品質

害者保健福祉手帳）所持者には、障害福祉課で特別乗車証を発行します。特別乗車証の提示で、無料でバスに乗車できます。

◎ 乗り継ぎ券の利用方法

朝霞市役所、北朝霞駅前、わくわくどーむの各停留所において他の路線に乗り継ぐ場合、乗り継ぎ券を発行しますので、乗車時に運転手にお申し出ください。

・乗り継ぎ運賃… 無料

◎運休日… 12月29日～1月3日

▶まちづくり推進課 TEL 463-1514

や、サービスに対する疑問や苦情、悪質商法のトラブル、未成年者のオンラインゲームによる課金やインターネット通販によるトラブル、多重債務などについて、消費生活相談員が相談に応じます。相談内容の秘密は守られますので安心してご相談ください。



- ◎相談日時…毎週月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）午前10時～正午、午後1時～4時
- ◎相談方法…電話または面談（予約不要）
- ▶消費生活センター TEL 463-1111 内線2256

住宅・土地・道路・緑化

■市営住宅

令和6年4月まで、コンフォール東朝霞の一部を市が借り上げ、住宅に困窮している方に賃貸しています。詳しくはお問い合わせください。

▶開発建築課 TEL 423-3854

■県営住宅

1月、4月、7月、10月に県営住宅募集案内を配布しています。一般住宅のほか、高齢者・障害者住宅、子育て支援住宅、車イス住宅、単身住宅、単身車イス住宅などがあります。募集案内は市役所、支所、各出張所で配布しています。

▶埼玉県住宅供給公社住まい相談プラザ
TEL 048-658-3017

■個人住宅リフォーム資金補助金

地域経済対策の一環として、市民の方が自ら住んでいる持ち家のリフォームを市内の業者で施工する場合に、その工事費の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

▶産業振興課 TEL 463-1903

■建築物耐震診断・耐震改修等補助制度

昭和56年5月31日以前に着工された建築物の耐震診断・耐震改修をされる方に、費用の一部を補助しています。

▶開発建築課 TEL 423-3854

■ブロック塀等撤去費補助金交付制度

市内の道路および公共施設に面する、高さ1m以上で倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去費の一部を補助しています。

▶開発建築課 TEL 423-3854

■地図の販売

都市計画図（1/10,000）、白地図（1/10,000・1/2,500）を有料で販売しています。

▶まちづくり推進課 TEL 463-2518

■都市計画に関する証明

用途地域等証明書、納税猶予の特例適用の農地等該当証明書の発行を行っています。

▶まちづくり推進課 TEL 463-2518

■道路および水路の使用

建築工事の足場、水道管・ガス管・排水管の埋設などで道路や水路を占有するときは、「占有許可申請書」を提出し、許

可を受けてください。

▶道路整備課 TEL 463-0912

■朝霞市みどりのまちづくり基金

「朝霞市みどりのまちづくり基金」は、市内に残る樹林・樹木など、緑の保全および緑化の推進に必要な土地の取得や、良好な景観の形成または生物多様性の保全のための緑化の支援などの費用に充てるため設置しています。この基金は、市の財政や広く市民の皆さんからの寄付などを募って積み立てられます。みどりを将来の子どもたちに残していくために、皆さんの基金へのご協力をお待ちしています。

良好な景観形成のための事業に関しては

▶まちづくり推進課 TEL 463-2518

その他に関しては

▶みどり公園課 TEL 463-0374

■朝霞市生け垣等設置奨励補助金制度

緑化の推進を図り良好な生活環境の整備と災害時におけるブロック塀の倒壊による被害防止のため、既設の塀を取り壊して生け垣等（緑化フェンス含む）を設置する方や、新たに生け垣等を設置する方、既存のフェンスに多年生のつる性植物を取りつける方を対象として生け垣等設置奨励補助金制度を設けています。詳しくはお問い合わせください。

▶みどり公園課 TEL 463-0374

男女平等社会の実現に向けて

▶それいゆぶらざ（女性センター）TEL 463-2697

●それいゆぶらざ（女性センター）

それいゆぶらざには、情報・交流コーナーやお知らせコーナー、相談室があります。

情報・交流コーナーは、男女平等の推進に関する情報の収集や市民の皆さんの交流のための場所で、図書の閲覧や貸し出し、インターネットの閲覧を行っています。

お知らせコーナーには、男女平等に関する情報やリーフレットなどを掲示しています。

また、DV相談や女性総合相談を行っています。

●朝霞市苦情処理委員

社会的な慣行などにより、男女平等の推進を阻害され、人権が侵害された場合などで相手方に改善を求めるような場合に申し出ることができます。

※市内で発生した事案のみが対象となります。

健康と医療

保健センター

▶健康づくり課 本町1-7-3 TEL 465-8611

市民の健康づくりの拠点として、乳幼児から高齢者までの全市民を対象に、各種の健（検）診・相談・教室などを実施しています。

各種の事業予定については、毎月1日に発行される広報あさかの「みんなすこやか」のページや、毎年4月に発行する「保健センターガイド」に掲載しています。

◎開所時間…午前8時30分～午後5時15分

◎休日…土・日曜日、祝日、年末年始（市役所と同じ）

●保健センター内併設機関

▶朝霞地区医師会（2階）TEL 464-4666

▶朝霞地区歯科医師会（2階）TEL 465-2244

▶朝霞准看護学校（3階）TEL 461-5051

▶子育て世代包括支援センター TEL 451-0155

妊娠期の健康

■母子健康手帳

妊娠がわかったら、妊娠の届け出をしましょう。妊娠の経過やお子さんの成長などを記録する「母子健康手帳」を交付します。

▶子育て世代包括支援センター TEL 451-0155

■妊婦健康診査

妊娠中の健康を保つため、妊婦健康診査の一部を公費助成します。妊娠届出書提出時にお渡しする助成券を委託医療機関および助産所に提出してお受けください。委託医療機関以外で受けた場合は、補助金申請により健診費用の一部を助成します。また、転入された方は、子育て世代包括支援センター窓口で、前住所地の助成券を朝霞市の助成券と交換してご使用ください。

▶健康づくり課 TEL 465-8611

子育て支援センター

子育てに関する相談や情報提供、交流の場として、相談室、プレイルームに楽しい遊具や絵本などをそろえています。

名 称	所在地	MAP	電話番号	開所時間	休所日
さくら子育て支援センター「さくらっこ」	大字溝沼435-1 (さくら保育園内)	1図 D-4	469-7065	月～土曜日 午前9時～午後5時	日曜日、祝日、年末年始
きたはら子育て支援センター「げんきっこ」	北原2-8-11 (きたはら児童館内)	3図 D-5	476-8686	月～木曜日、土・日曜日 午前9時30分～午後5時30分	金曜日、祝日（5月5日を除く）、年末年始、5月6日

乳幼児期の健康

■新生児聴覚スクリーニング検査

新生児の聴覚に問題がないかを早期に確認するため、検査費用の一部を公費助成します。妊娠届出書提出時にお渡しする助成券を、委託医療機関および助産所に提出してお受けください。委託医療機関以外で受けた場合には、補助金申請により検査費用の一部を助成します。

※委託医療機関は市ホームページでご確認ください。

▶健康づくり課 TEL 465-8611

■お誕生訪問

赤ちゃんが産まれたら、出生連絡票をお送りください。助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんの発育発達や産後のお母さんの体の状態をともに確認し、育児全般の相談に応じます。

▶子育て世代包括支援センター TEL 451-0155

■乳幼児健康診査

市では、4か月児・10か月児・1歳7か月児・3歳4か月児を対象に乳幼児健康診査を無料で行っています。該当するお子さんには、健診前月末までに、日程・問診票などを個別通知します。転入された方は、健康づくり課へご連絡ください。

▶健康づくり課 TEL 465-8611

■親子歯科健康診査

◎対象者…当該年度で5歳になる幼児とその保護者（原則として幼児と保護者の1組同時受診）

※対象の幼児（基準日に住民登録のある方）には、8月中旬に個別通知します。

◎実施期間…9月1日～11月30日

▶健康づくり課 TEL 465-8611

■相談

育児、お子さんの心身の発育発達、家族の健康などに関する相談は、随時、電話・来所・訪問でお受けしています。お気軽にご連絡ください。

◎相談日時…月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

▶健康づくり課 TEL 465-8611





名 称	所在地	MAP	電話番号	開所時間	休所日
子育て支援センター 「ときわ」	宮戸3-10-45 (大山保育園内)	3図 C-3	090- 2769-6737	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時30分	土・日曜日、祝日、 年末年始
子育て支援センター 「くれよん」	田島2-4-11 (朝霞しらこぼと 保育園内)	6図 B-2	456-1101	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	土・日曜日、祝日、年末年始 ※月に1回土曜日も開所 します。
子育て支援センター 「めだか」	溝沼2-10-24 (滝の根保育園内)	2図 A-1	464-1255	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	土・日曜日、祝日、年末年始 ※月に1回土曜日も開所 します。
子育て支援センター 「ちきんえっぐ」	大字浜崎69-1 (朝霞どろんこ保育園内)	6図 A-1	474-6137	月～土曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	日曜日、祝日、年末年始
子育て支援センター 「さくらんぼ」	仲町2-4-31 (仲町保育園内)	2図 D-5	450-7708	月～土曜日 午前9時～午後5時	日曜日、祝日、年末年始
子育て支援センター 「おもちゃ図書館 なかよしぱあく」	朝志ヶ丘1-4-2 (障害児放課後児童 クラブ内)	5図 D-1	474-7316	月～金曜日 午前10時～午後4時	土・日曜日、祝日、年末年始 ※月に1回不定期で土曜 日も開所します。(振替 休館日があります)

■子育て電話相談

夜泣きがひどい、おむつがとれないなど、子育てに悩みがある方が、気軽に電話で相談できます。

◎相談日時…月～土曜日 午前9時～午後5時

◎電話…467-4152 (さくら子育て支援センター)

予防接種

市では、予防接種法に基づく定期予防接種を実施しています。

▶健康づくり課 TEL 465-8611

※予防接種を受ける際の注意事項は、冊子『予防接種と子どもの健康』をお読みください。

■乳幼児の定期予防接種(無料)

予防接種の種類	対象年齢	接種方法・回数	接種場所	お知らせ方法
ロタリックス	出生24週0日後まで	2回接種	市協定医療機関に直接予約のうえ、接種を受けてください。 ※志木市・和光市・新座市および埼玉県内の協定医療機関で接種を希望される場合には、健康づくり課へお問い合わせください。	対象者には個別に通知します。 転入された方は、健康づくり課へご連絡ください。
ロタテック	出生32週0日後まで	3回接種		
B型肝炎	生後1歳に至るまで	3回接種		
ヒブ	生後2か月～5歳に至るまで	接種開始月齢によって接種回数異なります。最大4回接種		
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳に至るまで	接種開始月齢によって接種回数異なります。最大4回接種		
四種混合(DPT-IPV) (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	生後3か月～7歳6か月に至るまで	初回：3回 追加：1回		
BCG(結核)	1歳に至るまで	1回接種		
水痘(みずぼうそう)	1歳～3歳に至るまで	2回接種		
麻疹風疹混合(MR)	第1期：1歳～2歳に至るまで 第2期：保育園・幼稚園等の年長児	各1回接種		
日本脳炎(第1期)	生後6か月～7歳6か月に至るまで	初回：2回 追加：1回		

※予防接種法等の改正により、予防接種の種類、対象年齢、接種方法などに変更が生じることがあります。

※予防接種時の持ち物：母子健康手帳、予防票

■小学生以上の定期予防接種(無料)

予防接種の種類	対象年齢	接種回数	接種場所	お知らせ方法
日本脳炎(第2期)	9歳～13歳未満	1回	市協定医療機関に直接申し込み、接種を受けてください。 ※志木市・和光市・新座市および埼玉県内の協定医療機関で接種を希望される場合には、健康づくり課へお問い合わせください。	対象者には個別に通知します。 転入された方は、健康づくり課へご連絡ください。
二種混合(DT) (ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳未満	1回		
子宮頸がん予防(HPV)	小学6年生～高校1年生 相当年齢の女子	3回	平成25年6月から積極的勧奨の差し控え中です(個別通知は行っていません)。 希望者は接種が可能です。	

※予防接種法などの改正により、対象年齢、接種方法などに変更が生じることがあります。

■高齢者の定期予防接種(一部自己負担あり)

種類	対象者	接種回数	実施期間	費用	持ち物	接種方法	お知らせ方法
肺炎球菌	①令和元～5年度までの間、各該当年度に、65・70・75・80・85・90・95・100歳となる方、令和元年度のみ100歳以上の方 ②接種日に満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器等の機能およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する身体障害1級に相当する方	1回	各該当年度の 4月1日～ 3月31日	3,000円	健康保険証 ②に該当する方は 身体障害者手帳 ①②に該当する方で、生活保護受給者および中国残留邦人等支援受給者は受給者証	市協定医療機関へ直接予約のうえ、接種を受けてください。	広報あさか、市ホームページ ※対象となる年度の4月に案内はがきを送付します。
インフルエンザ	①接種日に満65歳以上の方 ②接種日に満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器等の機能およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する身体障害1級に相当する方	実施期間中 1回	10月20日～ 1月末日 (予定)	1,500円			医療機関、公共機関のポスター、広報あさか、市ホームページ ※個別通知はしていません。

成人期の健康

▶健康づくり課 TEL 465-8611

■健康ファイル・健康手帳

40歳以上の方を対象に、健(検)診や健康相談の記録などを記載し、ご自身の健康管理に役立てていただくため、健康ファイル・健康手帳を保健センターで無料で交付しています(集団健(検)診の際にも配布しています)。

■健(検)診

市民の皆さんが定期的に健康状態を確認することにより、生活習慣病の予防や早期発見の機会となるよう、以下の各種がん検診、肝炎ウイルス検診、30代のヘルスチェック、骨密度測定・歯の健診を実施しています。どうぞご自身の健康管理の機会としてお役立てください。

◎申し込みできる方…検診日当日に朝霞市に住民登録のある方で対象年齢に達している方
子宮頸がん検診…20歳以上
胃がん・乳がん・肺がん・大腸がん検診…30歳以上
前立腺がん検診…55歳以上
肝炎ウイルス検診…40歳以上で過去に検診を受けたことのない方
30代のヘルスチェック…30～39歳

骨密度測定…40～70歳までの5歳刻みの女性に個別通知
歯科健診…16歳以上

※健(検)診ごとに対象年齢が異なります。

※各種健(検)診は、年度内(実施期間中)1回受診できます(がん検診は、個別か集団のどちらか一方のみ)。

※勤務先などで健(検)診を受ける機会のある方は受診不可。

◎実施期間・費用・検査内容など…詳しくは、市ホームページ、広報あさかなどに掲載します。

■健康相談

健康に関すること、各種健(検)診後の相談は、随時お受けしています。

◎相談日時…月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

■栄養相談

食生活、栄養に関する相談を随時お受けしています。

◎相談日時…月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

■こころの健康

精神面の健康に関すること、家族の対応についてなどの相談は随時、電話・来所・訪問でお受けしています。

●こころの健康相談(月1回)

精神面の健康に心配がある方や認知症を含む精神障害のある方、およびその家族を対象に、精神科医師・精神保健福祉士が病気や対応についての相談、助言指導を行います。





市内医療機関一覧

名称	住所	電話番号 (048)	診療科目	MAP
朝霞厚生病院	大字浜崎703	473-5005	内・外・脳・消・皮・放・整	1図D-3
TMGあさか医療センター	大字溝沼1340-1	466-2055	内・消内・呼内・腎内・小・小外・外・ 消外・呼外・整外・皮・泌・耳・肛外・ 眼・循内・脳外・婦・麻・形外・リハ・ 放・精・神内・心内・救急・血内・糖 内・乳外・歯外・緩和ケア内	1図E-4
朝霞病院	大字溝沼1333-2	465-1181	精・神	5図E-3
塩味病院	大字溝沼2-4-1	467-0016	内・消内・神内・循内・リハ・整・呼内・ 乳外・糖内・肝内・内分泌内	2図A-2
鈴木内科	朝志ヶ丘1-2-3-106	473-6611	内・小	5図D-1
北あさか城北クリニック	朝志ヶ丘3-5-2	474-9066	整・胃・肛・リハ・外	3図D-5
宮戸クリニック	朝志ヶ丘4-7-13	474-5103	内・外・整・肛	3図D-5
三浦医院	幸町1-3-2	461-3802	内・小・皮	2図A-4
朝霞整形外科・外科	幸町2-7-41	461-5128	整・外・内・皮・形・放・リウ・リハ	7図D-3
上野胃腸科	仲町1-2-31	461-6565	胃・外・放・皮・内	2図D-3
阿部レディースクリニック	根岸台6-3-13	465-8118	産・婦	2図D-4
はねだクリニック	根岸台6-8-35根岸台クリニックビル3F	469-2139	内・外・消・肛・放・整	2図E-3
ひるま小児科クリニック	根岸台7-4-10クイーンズキッズ101	466-0320	小	2図E-4
朝霞厚生クリニック	東弁財2-15-1	473-5438	内	1図D-3
石塚医院	東弁財3-9-8	465-1155	内・胃・循・小	1図C-4
富岡医院	豚折町1-9-35	461-7581	内・小・胃内・循内	7図D-2
新谷医院	本町1-2-36	461-3238	内・小・循・呼・胃・消・リハ・放・眼	2図B-3
所医院	本町1-37-12	463-1316	内・小・糖内	5図E-4
谷合眼科	三原5-11-1	462-2355	眼	1図A-3
あおば台診療所	宮戸3-8-2	474-5270	内・小・脳	3図D-4
渡邊クリニック朝霞	仲町2-2-44パールウィング4F	467-3584	精・内	2図D-3
塩味クリニック	大字溝沼867	461-6100	内・小	5図D-5

名称	住所	電話番号 (048)	診療科目	MAP
増田耳鼻咽喉科医院	三原2-13-28	463-9218	耳・アレ・小	1図A-2
磯貝医院	三原3-2-5	463-2370	内・循	1図B-2
関医院	三原4-12-48	465-8550	内・小・耳	1図A-1
青柳診療所	本町2-13-6朝陽ビル1F	465-5077	内	2図D-3
朝霞皮膚科診療所	本町2-13-6朝陽ビル2F	464-2270	皮	2図D-3
福島眼科	本町2-13-6朝陽ビル3F	469-1006	眼	2図D-3
はまなか皮膚科クリニック	西原2-4-21ステラヴィア101	476-1223	皮・アレ・消	1図C-1
北朝霞皮膚科	浜崎1-2-10アゴラ21ビル4F	471-8500	皮	1図D-2
あさか台メンタルクリニック	浜崎1-2-10アゴラ21ビル6F	476-9700	精・神・心療	1図D-2
石原クリニック	浜崎1-2-10アゴラ21ビル5F	486-1890	胃・内・外	1図D-2
北朝霞藤宮眼科	浜崎1-2-10アゴラ21ビル5F	474-1417	眼	1図D-2
SSこどもクリニック小児科	浜崎1-2-10アゴラ21ビル6F	476-3002	小	1図D-2
北朝霞メディカルクリニック	浜崎1-2-10アゴラ21ビル7F	424-3950	美皮・美外	1図D-2
まるやま脳外科クリニック	本町1-8-2	450-0077	脳・内	2図B-3
ひろせこどもクリニック	西弁財2-6-34・1FA	460-2900	小・アレ・内	1図B-3
根本整形外科	西弁財2-6-34	467-4154	整・リハ・リウ	1図B-3
つのだ耳鼻咽喉科	本町2-7-33ビッドステージ3F	469-3331	耳	2図B-3
さない耳鼻科クリニック	仲町1-2-32あさかクリニックモール	450-3710	耳	2図D-3
なおあきクリニック	仲町1-2-32あさかクリニックモール	467-7140	泌・内	2図D-3
朝霞駅東口たんば内科クリニック	仲町2-2-38アウステル1F	450-2211	内・消	2図D-4
メディカルスポーツクリニック	本町2-11-30	485-1102	リハ	2図C-3
まちだ訪問クリニック	本町1-34-1	424-7301	内・呼内・消内・神内	2図B-1
あさか心のクリニック	本町2-12-20丸徳ビル2F	458-5561	心内・精・内	2図C-3
あいかわ循環器内科・内科	根岸台6-3-34	461-8585	循内・内	2図D-4
ファミリーサイズクリニック	本町2-4-25T BLD朝霞5F	458-5522	小・アレ	2図C-4
まつおか眼科クリニック	大字溝沼1058-2	450-2030	眼	5図D-4



名称	住所	電話番号 (048)	診療科目	MAP
かがやき診療所	栄町4-6-4プチファイブ401	464-5055	内	8図A-4
すぎたこどもクリニック	仲町1-2-32あさかクリニックモール3F	458-6600	小・アレ	2図D-3
あさか産婦人科	大字溝沼537-1	466-4103	産	5図D-4
ふじい整形外科	仲町2-2-44パールウィング2F	450-1188	整・リハ	2図D-3
北朝霞整形外科	北原1-4-4	474-7711	整・リウ・リハ・内	1図D-1
あさくらクリニック	北原2-1-30	423-8470	内・消内・小	5図D-1
北朝霞駅前クリニック	西原1-3-31タウン・ピア西原2F	486-6333	内・腎内	1図D-1
くろだ内科クリニック	大字溝沼760朝霞溝沼医療センター1F	450-7711	内・消内	5図D-4
朝霞中央クリニック	大字岡79-3	450-3837	内・循内・消内・神内	5図E-2
朝霞あおば台整形外科	青葉台1-3-2青葉台メディカルプラザ1F	424-2841	整・リハ	2図C-4
みやた内科クリニック	青葉台1-3-2青葉台メディカルプラザ2F	423-0406	内・消内・小・内視鏡内	2図C-4
朝霞すみえ皮膚科クリニック	青葉台1-3-2青葉台メディカルプラザ2F	423-0496	皮・美皮	2図C-4
みらいず眼科	青葉台1-3-2青葉台メディカルプラザ1F	423-7310	眼	2図C-4
大野眼科クリニック	西原2-14-18	424-3733	眼	5図D-1
TMGサテライトクリニック朝霞台	西弁財1-8-21	452-7700	内・腎内(人工透析)・婦	1図C-3
あさか透析クリニック	東弁財3-5-16	485-8255	人工透析内	1図C-4
大城クリニック	本町2-3-8	463-1575	内・胃肝内・内視鏡内	2図C-4
朝霞駅前みなみ耳鼻咽喉科	東弁財1-5-18カロータ2F	474-8733	耳・アレ	1図C-2
朝霞台呼吸器科・内科・外科クリニック	東弁財1-5-18カロータ3F	485-1620	外・呼内	1図C-2
朝霞台はなふさ皮膚科	東弁財1-5-18カロータ3F	485-8405	皮・美皮・形	1図C-2
弁財泌尿器科・内科クリニック	西弁財1-14-4	487-8160	泌・内	1図C-2
栗原整形外科	幸町1-1-5	463-2325	整・外・リハ・内・リウ・皮	2図A-3
あさか内科クリニック	根岸台3-20-1カインズ朝霞店2F	423-7773	内・消内・外・肛外	6図B-3
中村メンタルクリニック	浜崎1-3-6ル・クール302	458-3424	心内・精	1図D-2
伊藤耳鼻科クリニック	西原2-4-17ジェミニビル1F	486-0087	耳	1図C-1
朝霞台クリニック	西原2-4-17ジェミニビル1F	472-1288	内	1図C-1
村山クリニック	朝志ヶ丘1-7-7	471-1636	内・循内・糖内・整	3図C-5

名称	住所	電話番号 (048)	診療科目	MAP
あさかりードタウン皮膚科	根岸台3-20-1カインズ朝霞店2F	424-4170	皮	6図B-3
ウーダンあかちゃんこどもクリニック	根岸台3-20-1カインズ朝霞店2F	487-7563	小・アレ	6図B-3

市内医療機関(歯科)一覧

名称	住所	電話番号 (048)	診療科目	MAP
ホープデンタルクリニック	岡1-17-18	462-4183	歯・矯正・小歯	6図A-4
榎本歯科医院	岡3-1-13	465-5559	歯	6図A-4
朝霞台歯科診療所	北原2-2-27	474-4181	歯	5図D-1
横溝歯科クリニック	北原2-15-7	487-3876	歯・小歯	5図D-1
吉澤歯科クリニック	幸町2-1-2サン・ドミトリー1F	469-0778	歯	2図A-5
安藤歯科医院	栄町4-5-11 ORCインプラント矯正センター	462-1800	歯・小歯	8図A-4
瓜生歯科医院	西原2-2-11	473-2704	歯	1図C-1
大崎歯科医院	西弁財2-4-15	461-7861	歯	1図B-3
はやし歯科医院	根岸台2-1-47ロイヤルメゾン1F	463-7070	歯・矯正・小歯・歯外	2図E-1
根岸台歯科医院	根岸台7-28-28	466-9758	歯	8図B-1
青葉歯科医院	浜崎1-2-10アブラ21ビル3F	474-8246	歯	1図D-2
ヤナセ歯科医院	東弁財1-3-9イーストアレイビル4F	476-0156	歯・矯正・小歯・歯外	1図D-3
小松歯科クリニック	東弁財1-5-8Kステージ2F-3	471-8846	歯・矯正・小歯	1図C-2
あけみ歯科医院	東弁財1-1-24ブエナビスタ1F	462-2122	歯・矯正・小歯	1図C-3
牛山歯科医院	膝折町2-2-19	461-0141	歯	7図D-2
大畑歯科医院	膝折町4-6-12	463-2818	歯	7図C-1
県立あさか向陽園障害者歯科診療所	青葉台1-10-60	466-1411	歯	7図E-3
岡部歯科医院	本町1-7-7本橋ビル2F	463-8275	歯	2図B-3
伊藤歯科医院	本町1-14-30	466-2180	歯	2図A-1
栗原歯科	本町1-29-43	468-0008	歯・小歯	2図C-1



名称	住所	電話番号 (048)	診療科目	MAP
保崎矯正歯科医院	本町2-1-10	464-4300	歯・矯正	2図B-4
シノハラ歯科医院	本町2-5-23フタバビル4F	462-2500	歯・矯正・小歯	2図C-4
アリスバンビーニ小児歯科	本町2-5-23フタバビル4F	464-8388	小歯	2図C-4
野入歯科医院	本町2-25-29	461-4034	歯	2図C-2
小沢歯科クリニック	本町3-3-76	462-6680	歯・小歯・歯外	2図C-5
ながた歯科クリニック	三原2-7-3アミューズタウン1F	465-8644	歯・矯正・小歯	1図A-3
江夏歯科医院	宮戸2-10-45	471-8148	歯・矯正・小歯	3図D-4
こしば歯科医院	東弁財3-11-16	469-3718	歯・小歯・歯外	1図C-4
満沼歯科	満沼7-1-3	469-3993	歯	5図D-4
やまもと歯科クリニック	本町2-7-33ビッドステージ2F	461-0065	歯・小歯	2図B-3
須田歯科医院	西原1-6-5	471-6480	歯・小歯	1図D-1
すぎばやし歯科	朝志ヶ丘1-2朝霞浜崎団地6-102	475-0408	歯・矯正・小歯・歯外	5図D-1
スマイル歯科	根岸台6-8-35 根岸台クリニックビル202	466-2250	歯・矯正・小歯	2図E-3
青木歯科医院	大字満沼泉水前780	451-1212	歯・小歯	5図C-5
小山歯科・矯正歯科クリニック	仲町2-2-44パールウィング3-A	461-1181	歯・小歯・矯正・歯外	2図D-3
三功歯科医院	西弁財1-10-17	487-3453	歯	1図C-2
なかじま歯科クリニック	三原5-13-6インペリアル志木1F	451-4618	歯・矯正・小歯	1図A-3
あさか虹の歯科	大字浜崎724-2	476-8241	歯・矯正・小歯	1図D-4
牛山デンタルクリニック	根岸台6-1-3	461-7865	歯	2図D-3
さとう歯科医院	仲町1-1-27ロートホルン2F-A	468-6874	歯・小歯	2図D-3
歯科タケダクリニック朝霞台たいよう歯科医院	西原2-4-21-102	474-0018	歯・小歯・歯外	1図C-1
ともえホーム歯科診療所	本町3-1-45	451-3581	歯・矯正・小歯・歯外	2図C-4
ファイン矯正歯科	浜崎1-2-10アグラ21ビル7F	472-8856	矯正	1図D-2
大崎デンタルオフィス	東弁財1-7-19	452-6575	歯・小歯・歯外	1図C-3
ひざおり歯科クリニック	膝折町1-6-37	466-6555	歯・小歯・歯外	7図D-1
たべい歯科医院	三原3-6-15-101	462-1240	歯・小歯	1図B-2

名称	住所	電話番号 (048)	診療科目	MAP
にいぬま歯科	西原2-12-6一利喜1F	473-3737	歯・小歯	5図D-1
あさか駅前矯正歯科	本町2-5-24細田ビル1F	464-4222	矯正	2図D-4
友原歯科医院	三原5-10-69	463-6625	歯・矯正・小歯・歯外	5図C-3
シオノデンタルクリニック	膝折町2-3-51	461-0262	歯・矯正・小歯・歯外	7図D-2
あさかハートフル歯科	本町1-12-5ファーストステージ1F	487-8241	歯・小歯・歯外・矯正	2図B-3
青葉台公園歯科クリニック	本町1-4-20	458-5557	歯・小歯	2図A-3
はしもと歯科クリニック	西弁財1-4-22	485-1839	歯	1図B-3
エスペレ歯科	岡1-17-18	464-8333	歯	6図A-4
マハロ歯科	満沼4-7-21ユーコート朝霞台101	424-8661	歯・小歯・歯外・矯正	5図D-4
飯田歯科医院	本町3-3-1ランドマーク1F	460-3733	歯・小歯・歯外・矯正	2図C-4
わたしの歯医者さん	朝志ヶ丘4-1-1メゾンソレイユ1F	423-6423	歯・小歯・矯正・歯外	3図D-5
たんの歯科クリニック	北原2-5-30	471-2300	歯・小歯・矯正・歯外	5図D-1
にこにこ歯科	三原3-7-6	451-2525	歯	1図B-2
朝霞歯科医院	本町3-1-36	461-4053	歯	2図C-4
はっとり歯科医院	根岸台6-3-37スペシアス1F	450-4618	歯・小歯・矯正	2図D-4
みんなのはっとり歯科医院	根岸台6-4-30ライオンズマンション朝霞根岸台第2 102	451-0085	歯・小歯・矯正	2図D-4
じんてん歯科	西弁財1-10-21-5F	080-6639-7696	歯・小歯・矯正・歯外	1図C-2
朝霞本町ファースト歯科	本町1-8-7綿谷ビル1F	464-3329	歯・小歯・矯正・歯外	2図B-3
NAGASE DENTAL CLINIC	仲町1-10-1	423-4300	歯・小歯・矯正・歯外	2図D-2
おがわ歯科医院	三原1-1-13	487-8417	歯・小歯・歯外	5図C-4
歯科タケダクリニック朝霞	仲町1-11-48熊木ビル1F3B	050-5578-0628	歯・小歯・矯正・歯外	2図D-3
あさかデンタルクリニック	本町1-12-10マルエツ朝霞店3F	423-8528	歯・小歯・歯外・矯正	2図B-2
かめだ歯科	本町2-3-21SunPearl Nagasawa1F	485-9151	歯・歯外・矯正・小歯	2図C-4
朝霞フォレスト歯科・矯正歯科	根岸台3-20-1 くみまちモールあさか2F 208	424-7548	歯・矯正・小歯・歯外	6図B-3



名称	住所	電話番号	MAP
アイカ薬局	根岸台3-20-1くみまちモールあさか2F 235	487-7881	6図B-3
アイセイ薬局 朝霞台店	西原2-4-17ジェミニビル	476-9922	1図C-1
アイセイ薬局 北朝霞店	浜崎1-2-10アゴラ21ビル	486-0190	1図D-2
アイン薬局 朝霞青葉台店	青葉台1-3-2	424-3434	2図C-4
あおい調剤薬局 青葉台店	幸町1-1-5	465-4157	2図A-3
あおい調剤薬局 朝霞根岸台店	根岸台6-3-33	424-7960	2図D-4
あおい調剤薬局 二本松店	本町1-37-13	467-5132	5図E-4
あおい調剤薬局 朝霞店	三原5-13-5	463-8466	1図A-3
アカネサポート薬局	大字溝沼五反田1338-1	423-7455	5図E-3
アカネ薬局 1号店	大字溝沼下田1284-8	423-5549	5図E-2
アカネ薬局 2号店	大字溝沼下田1284-7	423-6445	5図E-2
あさか台わたなべ薬局	西弁財1-10-25-106	470-3434	1図C-2
あさか台薬局	西弁財1-7-35	460-3317	1図C-2
ウイン調剤けやき薬局	仲町2-2-44パールウイング1-B	424-7058	2図D-3
ウイン調剤根岸台薬局	根岸台6-8-35根岸台クリニックビル102	468-7131	2図E-3
ウエルシア薬局 朝霞駅東口店	根岸台5-6-37	450-7727	2図E-2
ウエルシア薬局 朝霞根岸台店	根岸台6-8-57	451-5060	2図E-4
ウエルパーク薬局 北朝霞店	西原1-3-31	486-6420	1図D-1
エース薬局 朝霞調剤センター	本町1-33-48グラントフェア1F	450-8931	2図B-1
クオール薬局 志木店	朝志ヶ丘2-13-32	476-7680	3図C-5
ことぶき薬局 朝霞店	幸町1-3-5	462-8825	2図A-4
ドラッグセイムス 朝霞駅前薬局	仲町2-1-6-102	451-3033	2図D-4
なぎさ薬局 あさか店	大字溝沼1333-1	423-7130	5図E-3
高田屋薬局	東弁財2-14-1	474-4090	1図D-3
松栄堂薬局	西原2-15-18シティ光陽1F	473-7289	5図D-1
ファミリープラザ健康薬局 朝霞店	根岸台7-4-11	464-8562	2図E-4

名称	住所	電話番号	MAP
ぶらむ薬局 朝霞店	仲町2-2-39 1F	458-5880	2図D-3
フラワー薬局	朝志ヶ丘3-5-2エクシード高野105	476-4658	3図D-5
フレンド薬局	三原2-13-36	465-5837	1図A-3
ミドリ薬局	仲町1-1-16ウイングビル1F	469-3033	2図D-3
みなみ薬局	朝志ヶ丘4-7-14	474-4804	3図D-5
ミント薬局	本町2-3-12ロル・フルール1F	451-3560	2図C-4
メロディー薬局 朝霞台店	北原1-4-4	423-7440	5図D-1
ヤマグチ薬局 朝霞店	本町1-8-2カーサモア朝霞1F	450-3885	2図B-3
リズム薬局 朝霞台店	北原2-1-30 B-1	423-8810	5図D-1
武蔵野調剤薬局 朝霞店	本町2-13-6朝陽ビル1F	451-0708	2図D-3
健康研究所大空薬局	宮戸4-14-10	474-8906	4図A-5
三原薬局	三原3-1-28	483-5262	1図B-2
昭和薬局	朝志ヶ丘1-2-6-106	473-7830	5図D-1
大沢薬局 朝霞南口店	本町2-5-19	464-3315	2図C-4
朝霞スマイル薬局	本町1-8-7	466-9955	2図B-3
朝霞はなぞの薬局	大字溝沼760	467-7725	5図D-4
朝霞メロン薬局	東弁財1-5-8 K ステージ2F-4	483-4502	1図C-2
朝霞大沢薬局	本町2-4-5	461-2586	2図C-4
富岡薬局	膝折町2-4-32	461-0148	7図C-2
平成薬局 朝霞店	西弁財2-6-34ヴィラクレールⅡ1F-B	451-0258	1図B-3
薬局おくすり本舗 朝霞店	膝折町1-10-10	466-1685	7図D-2
トモズ EQUIA 朝霞店	本町2-13-1EQUIA 朝霞1F	424-7297	2図D-4
マツモトキヨシ 朝霞台駅南口店	東弁財1-5-18	486-4580	1図C-2
パル薬局 溝沼店	溝沼1-5-11	467-2397	2図A-2
パル薬局 朝霞駅前店	本町2-4-24	487-9199	2図C-4



勤労者・就労支援

■労働・社会保険相談

月に1回、社会保険労務士による労働や賃金、解雇などの労働条件や労働全般に関する相談を行っています。

▶産業振興課 TEL 463-1903

■就職支援相談

月に2回、キャリアアドバイザーなどによる履歴書の書き方や適職診断などの就職に関する相談を行っています。

※朝霞市在住・在勤・在学者が対象

▶産業振興課 TEL 463-1903

■就職支援セミナー

年に3回、面接の受け方や履歴書の書き方などについて、キャリアアドバイザーなどを招いてセミナーを行います。受講者募集のご案内は、広報あさかや市ホームページなどで行います。

※朝霞市在住・在勤・在学者が対象

▶産業振興課 TEL 463-1903

■職業紹介と相談

求職について相談したいとき、または人を雇いたいときなど、仕事についてのさまざまな相談に応じています。

▶ハローワーク朝霞 本町1-1-37 TEL 463-2233

商工業

■中小企業者向け融資制度

この制度は、市内中小企業者が経営の安定化を図るうえで必要な事業資金について、市と金融機関、埼玉県信用保証協会が協力して融資を行うものです。

なお、貸付利率については、直接お問い合わせください（利子補給制度あり）。

●無担保無保証人特別資金融資制度（特別小口）

貸付限度額 1,250万円

貸付期間 運転資金10年・設備資金12年

●中口資金融資制度

貸付限度額 運転1,500万円、設備2,000万円、併用の場合は2,000万円まで

貸付期間 運転資金10年・設備資金12年

▶産業振興課 TEL 463-1903

■起業家育成支援事業

朝霞市民の方または市内で起業を考えている方や開業後間もない方をサポートするため、朝霞市商工会、公益財団法人埼玉県産業振興公社（創業・ベンチャー支援センター埼玉）

図書館北朝霞分館と産業振興課が連携し、相談やセミナーなどの起業家育成支援事業を行っています。

※国から「創業支援事業計画」の認定を受けました。

▶産業振興課 TEL 463-1903

■ストリートライブ事業

朝霞駅周辺の活性化と「音楽のまち」としてのPRのため、朝霞駅南口広場での音楽演奏やパフォーマンス活動をする演奏者などを認定する制度を実施しています。

▶産業振興課 TEL 463-1903

■朝霞市商工会の取り組み

商工会は3つの柱で事業を推進しています。

①中小企業、小規模事業者への支援

◎相談したいとき

商工業者の方々からの金融・税務・経営事業承継・販路開拓などの相談に応じています。

◎学びたいとき

企業の事業継続力強化を目指して、経営の近代化・合理化のための研修会、経営に役立つ技術の習得のために各種講習会などを実施しています。

◎知りたいとき

地域社会や企業経営に関する生きた情報を的確・迅速に提供できるよう努めています。

②住みよいまちづくりの推進

◎まちづくりのために

商工会では、産業を振興して地域の活性化を図りながら、行政と連携して、地域振興プランの策定など安全・安心なまちづくりを進めています。

◎地域の福祉向上のために

商工会では、地域の人々が幸せに暮らせるよう、環境美化運動や献血運動、支え合い事業の推進、福祉施設への寄付等の福祉活動を展開しています。一緒に活動しませんか。

◎地域住民とのふれあいのために

商工会では、無料お休み処ホッと茶屋あさかの運営、あさかばるなどさまざまなイベントを開催することにより、地域生活者とのコミュニケーションの場づくりを進めています。

◎子育てを社会全体で支え合うために

商工会では、企業における仕事と子育ての両立支援や仕事と生活の調和などが進むよう、企業と行政が一体となって子育てを社会全体で支え合う環境づくりを進めています。

③意見活動の展開

商工業者の代表として、行政庁などへの建議・具申を行う

ほか、諮問に対する答申、審議会への参加などにより、皆さんの意見を地域づくりや、市内商工業の発展に反映させるよう努めています。

▶朝霞市商工会事務局 大字浜崎669-1
TEL 470-5959

■商工会事業

●あさかの逸品

商工会が推奨するこだわりの食・製品が“あさかの逸品”です。詳しくは商工会ホームページをご覧ください。

URL <http://www.asaka-sci.or.jp>

●あさか産業フェア

市内産業のPRを目的に毎年（2月頃）開催。工業製品の展示やものづくり体験イベントなどを行っています。

●黒目川花まつり

桜の時期に合わせて、朝霞市の桜の名所であり、市民の憩いの場である黒目川周辺で3月下旬～4月上旬に毎年開催。特設ステージ、模擬店の出店など、自然と親しみながらさまざまなイベントを行います。

●あさか商工まつり

あさか商工まつりは、市内商工業の振興を図るためのお祭りで、朝霞市民まつり「彩夏祭」に合わせて開催します。ステージイベントほか、多数の模擬店テントで、日用雑貨品・食品をはじめ、たくさんの品物を紹介・販売します。

●朝霞アートマルシェ

「アート」をテーマに、東武東上線朝霞駅の南口・東口駅前広場を会場にして、アートを「創る」、「観る」、「楽しむ」多彩なイベントを行う中で、市民や若手アーティストの作品の展示と販売を行う「場」を提供する目的として毎年10月に開催します。

※シティ・セールス朝霞ブランドに認定されています。

▶朝霞市商工会事務局 TEL 470-5959

農業

■農地の売買・相続

次の場合は、市街化区域・市街化調整区域にかかわらず、農業委員会へ申請してください。

- ・農地を売買・交換または賃借するとき
- ・農地の相続・贈与をするとき
- ・農地を宅地などに転用するとき
- ・農業経営者を変更するとき
- ・農地改良をするとき

▶農業委員会 TEL 463-1906

■農業近代化資金

農業近代化資金は、農業者の方が必要な資金を円滑に調達できるようにするための県の制度融資です。県や市が利子補給するため、農協を通じて、低い利率で融資を受けることができます。認定農業者については、追加の利子助成が受けられるなど、さらに有利な仕組みもあります。

▶産業振興課 TEL 463-1904

■農業災害

市長が特別災害と指定する自然災害により、農作物や農業用施設に被害を受けたとき、回復にかかる経費の補助および災害資金の利子補給をしています。

▶産業振興課 TEL 463-1904

■農業祭

農業技術の改良ならびに農産物の品質改善を促すとともに、農業者間の交流および広く消費者との交流を通じ、都市近郊農業の健全な発展に寄与することを目的に開催しています。

農業祭当日は、農産物品評会に出品された農産物を展示後、即売します。

▶産業振興課 TEL 463-1904

■市民農園

野菜を栽培することによる農業体験を通じて、自然にふれあい、農業に対する理解を深め、また地域農業の活性化を図るため市民農園を設置しています。

利用者募集については、広報あさかや市ホームページなどで行っています。

▶産業振興課 TEL 463-1904

■浜崎農業交流センター（農産物直売施設）

▶大字浜崎18-2

朝霞産の新鮮な野菜などの農産物を直売し、地産地消の推進を図るとともに、農業者の交流や広く消費者との交流の場としてセンターを設置しています。

◎営業日・時間

- ・毎週水・土曜日 午前11時～午後5時
- ・毎週日曜日 午前11時～午後4時

◎イベント

- ・12月上旬 収穫祭
- ・12月下旬 年末大売出し

▶産業振興課 TEL 463-1904





生涯学習

■学習機会の提供

各種講座や催し物などを実施し、皆さんの学びを支援しています。

●子ども大学あさか

子ども（小学4～6年生）の知的好奇心を刺激する講義や体験学習を行います。講師は、大学教授や専門家などが務め、地域の大学や企業・NPOなどと市が連携して実施しています。

●あさか学習おとどけ講座

市の行政情報や企業による身近な情報を学習したい市民、団体の皆さんへ講座としてお届けします。皆さんの学びの場にお役立てください。

●生涯学習体験教室

生涯学習ボランティアバンクの登録者が持っている資格や技能を生かし、さまざまな教室を開催しています。

●芸術文化展

市民の皆さんの芸術文化活動の成果の発表と鑑賞の機会として、毎年6月に中央公民館・コミュニティセンターで開催しています。

●市民芸能まつり

毎年7月の第1日曜日にゆめばれす（市民会館）で開催する舞台発表会です。市内で活動している舞台芸能・芸術の団体や個人が一堂に集い、日頃の成果を発表します。

●文化祭

毎年11月3日（文化の日）を中心に、ゆめばれす（市民会館）、中央公民館・コミュニティセンターを会場として、芸能のつどい、作品展示、お茶会、囲碁・将棋大会など各種文化事業を開催しています。

●人権問題講演会・研修会

私たち一人ひとりが等しく持つ「人権」と人権問題について、正しい理解を深めるために講演会、研修会を開催しています。

●子育て講座

乳児を持つお母さんやお父さんが、子育ての悩みや不安を解消できるよう、子育てや家庭教育について学びきっかけとなる講座です。（健康づくり課が主催する「母と子のつどい」の中で開催）

▶生涯学習・スポーツ課 TEL 463-2920

●公民館各種講座

市内各公民館では、バラエティーに富んだ講座や教室を開催しています。

▶各公民館

■団体・グループの育成、指導者の発掘・活用

皆さんの学習活動を支援するため、補助金の交付、指導者の紹介などを行っています。

●家庭教育学級

家庭教育や子育てについて学習する市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校の保護者会やPTAなど、また、子育てに関わるサークルや団体に対し、補助金の交付や学級運営の相談、講師の紹介など、活動の支援をしています。

●市民企画講座

市民学習団体が、自ら企画・実施する市民向けの講座に対して補助金を交付するなど、運営を支援しています。

●生涯学習ボランティアバンク

生涯学習に関するさまざまな知識や経験、優れた技術や技能をお持ちの方々（団体含む）を講師として登録し、紹介しています。

※保育ボランティアの登録・紹介も行っています。

●文化協会

市の文化団体により構成されている文化協会の活動を支援し、文化祭などの文化事業を共催しています。市内で活動している文化団体・サークルについては、生涯学習ガイドブック「コンパス」をご覧ください。

▶生涯学習・スポーツ課 TEL 463-2920

▶各公民館

■学習情報の提供、学習相談

各種イベント、講座、行事、施設などの情報提供に努めています。

●生涯学習ガイドブック「コンパス」の発行（毎年5月中旬）

※市内の文化団体、サークルの一覧など、市の生涯学習情報を掲載しています。

●広報あさかや市ホームページなどへ掲載

▶生涯学習・スポーツ課 TEL 463-2920

▶各公民館

■青少年育成活動

青少年の健やかな育成と青少年活動の促進を図るため、次の事業などを行っています。

●成人式

大人になったことを自覚し、新たに大人として歩んでいく新成人を祝い励ますための式典です。

●放課後子ども教室

地域の方々と共に土曜日に市内の小中学校で、勉強やスポーツ・文化芸術活動などの教室を実施しています。

●社会教育関係団体への活動支援

朝霞市PTA連合会などへ活動支援をしています。

朝霞市はぐくみ活動支援

▶生涯学習・スポーツ課 TEL 463-2920

■文化財の保護・活用

市内に残る貴重な文化財や埋蔵文化財を調査し、特に重要なものを指定文化財に指定し、保護・活用に努めています。

また、文化財の保護と活用を促進するため、次のような事業を行っています。

- ・重要文化財旧高橋家住宅 管理運営事業の実施
- ・「あさか みどころマップ」（文化財案内）の配布
- ・文化財調査報告書の発行および頒布
- ・埋蔵文化財センターでの資料の整理作業および展示

▶文化財課 TEL 463-2927

公共施設予約・案内サービス

インターネットから、朝霞市の体育館、テニスコート、グラウンドなどの体育施設や市民センター、ゆめばれす（市民会館）、産業文化センターなどの文化施設の空き照会や予約・抽選申込が行えるサービスです。詳しくは、サービス対象施設窓口で配布している「朝霞市公共施設予約・案内サービスご利用ガイド」をご覧ください。

URL <https://www2.pf489.com/asaka/web/>

●サービスの種類

〈24時間利用できるサービス〉

空き照会／予約の申込／予約内容の確認／予約取消

〈指定された期間または時間内に利用できるサービス〉

抽選申込／抽選申込内容確認／抽選申込取消

※抽選申込は市内登録利用者（利用団体）のみ利用できます。

※抽選申込は、毎月5日午前6時から15日午後11時45分までです。

※抽選結果確認は、毎月20日午前6時から26日午後11時45分までです。当選した予約は必ず予約確定の操作が必要です。

※施設により一部のサービスを利用できない場合があります。

●利用登録

予約や抽選申込をする場合には、事前に「利用登録」が必要です（空き照会サービスの利用には必要ありません）。利用登録の手続方法は施設により異なりますので、各施設窓口へお問い合わせください。

〈利用登録受付窓口およびお問い合わせ〉

- ・体育施設 総合体育館へ

▶75ページ参照

- ・市民センター 直接、利用する市民センターへ

▶74ページ参照

- ・ゆめばれす（市民会館） 直接施設へ

▶下記参照

- ・産業文化センター 直接施設へ

▶74ページ参照

※公民館は空き照会サービスのみ可能なため、公共施設予約・案内サービスの利用登録はありません。

●サービス対象施設

〈体育施設〉

総合体育館、武道館、内間木公園（テニスコート／弓道場／ソフトボール場）、朝霞中央公園（陸上競技場／野球場）、青葉台公園（テニスコート／芝生広場）、北朝霞公園野球場、上野荒川運動公園（サッカー場／野球場）、テニスコート（弁財公園／滝の根）

〈文化施設〉

市民センター（弁財／朝志ヶ丘／宮戸／栄町／仲町／溝沼／根岸台／膝折）、ゆめばれす（市民会館）※1、産業文化センター、公民館（中央（コミュニティセンターを含む）／東朝霞／西朝霞／南朝霞／北朝霞／内間木）※2

※1：ゆめばれす（市民会館）のホール抽選方法は施設にお問い合わせください（下記参照）。

※2：公民館は空き照会サービスのみ利用できます。施設の詳しい利用方法は各施設へお問い合わせください。（72ページ参照）

文化・コミュニティ施設

■ゆめばれす（市民会館）

ホールは、音楽会・演劇・講演など、芸術・文化・教養の場としてご活用いただけます。

リハーサル室は、舞台のリハーサルや稽古の場、ダンス、会議や講演会などで使用できます。

このほか、会議・研修・講習会などのための大・小会議室、レストラン、宴会室など、市民の皆さんが幅広く利用できる設備を備えています。

◎開館時間…午前9時～午後9時30分（準備・後片づけの時間も含まれます）

◎休館日…年末年始

※ただし、臨時に休館することがあります。

◎使用の申し込み…はじめて使用する場合は事前に利用登録が必要です。

▶本町1-26-1 TEL 466-2525





●使用の申込開始月（使用日の属する月を含めます）

区分／内容	抽選申込 (市内のみ)	抽選 (市内のみ)	通常予約 (市内)	通常予約 (市外)
ホール	11か月前	10か月前	9か月前	8か月前
リハーサル室	5か月前	5か月前	4か月前	3か月前
会議室	5か月前	5か月前	4か月前	3か月前
宴会室	—	—	12か月前	9か月前

※市外とは、主催が朝霞市民以外の場合です。

申請の期限は、ホールおよび楽屋は15日前まで、宴会室は前日まで、その他の施設は当日までです。

■公民館

公民館は、談話、学習、スポーツなどいろいろな活動に使えるところ。また、公民館では、皆さんの暮らしを豊かにし、知識や教養を高めるための講座を開いています。

◎使用時間…午前（午前9時～正午）、午後（午後1時～4時30分）、夜間（午後5時～9時30分）を各1単位としています。

◎申込期間・申請

①登録…公民館を利用する自主団体・グループ（以下「団体」という）は毎年度「公民館使用団体活動調査票」（以下「活動調査票」という）を、また、使用料の免除を受けようとする団体は「公民館使用団体会員名簿」（以下「会員名簿」という）を一纏めに提出してください。

②仮予約…「活動調査票」および「会員名簿」により、使用料の免除が認められた団体は、利用したい日の属する月を含めて3か月前の1～20日（20日が休館日の場合は、翌開館日）までの間に、窓口で「使用申請書」に記入のうえ、提出してください。

③利用調整…仮予約を集計し、利用希望の調整を行います。

④申請…窓口で「使用申請書」に記入し、「使用許可書」をもらってください。

※利用調整終了後は、先着順により、窓口または電話で直接予約ができます。

◎使用料…各施設および時間帯により料金が異なりますので、詳しくは各公民館までお問い合わせください。
なお、朝霞市内団体のうち、「会員名簿」の提出が確認された団体については使用料を免除しています。

◎市外団体…「活動調査票」などにより市外団体に認定された「団体」は、仮予約はできませんので、利用調整終了後に予約をしてください。また、使用料は5割増しとなります。

●公民館一覧

施設名	休館日
中央公民館 青葉台1-7-1 465-7272 第1和室 第2和室 会議室 第1学習室 第2学習室 音楽室 美術・工芸室 実習室 レクリエーションホール プラネタリウム	毎週月曜日、 12月28日～1月3日
東朝霞公民館 根岸台6-8-45 463-9211 和室 第1会議室 第2会議室 視聴覚室 体育室	第1・3・5日曜日、 第2・4月曜日、祝日、 12月28日～1月3日
西朝霞公民館 藤折町4-19-1 462-1411 和室 会議室 実習室 視聴覚室 体育室	第1・3・5日曜日、 第2・4月曜日、祝日、 12月28日～1月3日
南朝霞公民館 溝沼1-5-24 461-0163 和室 会議室 実習室 視聴覚室 講堂	第2・4日曜日、 第1・3・5月曜日、祝日、 12月28日～1月3日
北朝霞公民館 朝志ヶ丘1-4-1 473-0558 和室 会議室 実習室 講堂	第1・3・5日曜日、 第2・4月曜日、祝日、 12月28日～1月3日
内間木公民館 田島2-18-47 456-1055 和室 会議室 実習室 視聴覚室 体育室	第2・4日曜日、 第1・3・5月曜日、祝日、 12月28日～1月3日

※中央公民館以外は、日曜日または月曜日の休館日と祝日が重なったときは、その翌日も休館日となります。

■コミュニティセンター（中央公民館併設）

▶青葉台1-7-1 TEL 465-7272

市民の皆さんの相互交流およびコミュニティ活動の場として、談話室・ボランティアビューロー・展示ギャラリー・集会室および舞台付きホールが設置されています。

◎休日…毎週月曜日、年末年始

◎使用時間…午前（午前9時～正午）、午後（午後1時～4時30分）、夜間（午後5時～9時30分）を各1単位としています。

◎利用申込方法

○受付：利用したい日の属する月を含めて

・ホール…市内団体は5か月前の1日（1日が休館日の場合は、その日以降の最初の開館日）午前10時からホール調整会議を行います（市外団体は4か月前から先着順に受付）。

・展示ギャラリー…3か月前から先着順に受付（市外団体は2か月前から先着順に受付）。

■図書館

▶朝霞市立図書館（本館） 青葉台1-7-26 TEL 466-8686

▶朝霞市立図書館北朝霞分館 大字浜崎669-1（産業文化センター2階） TEL 470-6011

●図書館のホームページ（蔵書検索などができます） URL <https://www.asakalib.jp/>

◎利用案内

市内には図書館2館、公民館図書室5室があり、1枚の利用カードで利用できます。

市内にお住まいの方、通勤、通学されている方はどなたでも利用できます。

●図書館一覧

施設名	開館時間	休館日
朝霞市立図書館（本館）	午前9時30分～午後7時 ※土・日曜日、祝日は 午後6時まで	第2火曜日、第4金曜日、年末年始、特別整理期間など
朝霞市立図書館北朝霞分館		第2水曜日、第4木曜日、年末年始、特別整理期間など
東朝霞公民館図書室	午前9時～午後5時15分	毎月第1・3・5日曜日、毎月第2・4月曜日、祝日、年末年始など
西朝霞公民館図書室		
北朝霞公民館図書室		
南朝霞公民館図書室		
内間木公民館図書室		毎月第2・4日曜日、毎月第1・3・5月曜日、祝日、年末年始など





■朝霞市博物館

考古・歴史・民俗・美術工芸の4分野で朝霞のあゆみを紹介する常設展示を中心に、さまざまな企画展示や講座・体験学習などの催しからなる“まなびとやすらぎの空間”です。

◎開館時間…午前9時～午後5時

◎休館日…毎週月曜日（祝日にあたるときは開館）
毎月第4金曜日（祝日にあたるときは開館）
祝日の翌日（土・日にあたるときは開館）
12月27日～1月4日

◎入館料…無料

▶岡2-7-22 TEL 469-2285

■市民センター

さまざまな活動の場（営利目的や不特定多数の方への呼びかけや勧誘を行うことを除く）としてご利用いただける集会所施設です。

◎休館日…月曜日 年末年始（宮戸、栄町、溝沼、根岸台）
火曜日 年末年始（弁財、朝志ヶ丘、仲町、膝折）

◎利用時間

ホール、会議室、和室、工作室（根岸台のみ）

午前：午前9時～午後0時30分

午後：午後1時～4時30分

夜間：午後5時～9時30分

多目的スタジオ（膝折のみ）

1区分 午前9時～11時

2区分 午前11時30分～午後1時30分

3区分 午後2時～4時

4区分 午後4時30分～6時30分

5区分 午後7時～9時

◎利用できる方

朝霞市に居住および通勤・通学している方（市外の方も利用できますが、利用料金は5割増しとなります）

◎利用の申し込み

初めて利用する場合は、事前に利用者（利用団体）登録が必要です。市内登録者（団体）は、利用日が属する月を含め4か月前の5日から15日まで抽選申し込み、また、3か月前の1日から利用日の前日午後5時まで申し込みができます（市外登録者（団体）の申し込みは2か月前の1日から利用日の前日午後5時までです）。

※膝折市民センター多目的スタジオには、中学生・高校生の優先枠や申込期間など、ルールが異なる部分がありますので、膝折市民センターにお問い合わせください。

●市民センター一覧

施設名	
弁財市民センター 西弁財2-2-3 467-1616	ホール、会議室、和室
朝志ヶ丘市民センター 朝志ヶ丘3-8-16 476-5755	第1会議室、第2会議室、 第1和室、第2和室
宮戸市民センター 宮戸1-2-60 472-2134	ホール、第1会議室、 第2会議室、第1和室、 第2和室
栄町市民センター 栄町4-4-26 466-6515	ホール、会議室、第1和室、 第2和室
仲町市民センター 仲町1-2-16 464-6810	ホール、会議室、和室
溝沼市民センター 大字溝沼1057-3 461-8885	ホール、会議室、第1和室、 第2和室
根岸台市民センター 根岸台2-15-12 450-1801	ホール、第1会議室、 第2会議室、工作室
膝折市民センター 膝折町1-7-40 462-4531	ホール、第1会議室、 第2会議室、多目的スタジオ

■市民活動支援ステーション・シニア活動センター

NPOなどの市民活動を支援するため、会議用テーブル・コピー機・印刷機・情報収集用のパソコンなどを設置しています。

また、団体活動のPRのためのポスターの掲示やチラシなどの配布ができるほか、NPOなどの市民活動に関する資料をご用意し、参加や運営のご相談に応じます。また、シニア世代の豊かな知識や経験、能力を地域活動に生かすとともに、生きがいづくりを推進するための施設です。

◎開所時間…午前9時30分～午後6時

◎休所日…月曜日、祝日、年末年始

▶仲町2-1-6-101 TEL 463-1417

■産業文化センター

産業・文化の情報発信の拠点として、展示・販売に活用できるギャラリーや、研修・講演会に利用できる研修室兼集会室などを備えた複合施設です。

◎開館時間…午前8時30分～午後9時30分

◎休日…毎月第4木曜日（ただし、祝日にあたるときは、その日前で最も近い祝日でない日）、12月29日～1月3日

◎使用時間…午前（午前9時～正午）、午後（午後1時～4時30分）、夜間（午後5時30分～9時30分）、全日（午前9時～午後9時30分）

※準備・片付けの時間も含まれます。

◎申し込み

○多目的ホール・ギャラリー

利用予定日の属する月を含めて8か月前から（市外の団体は6か月前から）

○研修室兼集会室・会議室

利用予定日の属する月を含めて5か月前から（市外の団体は3か月前から）

▶大字浜崎669-1 TEL 487-6222

生涯スポーツ

▶生涯学習・スポーツ課 TEL 463-2403

■スポーツ活動

市民の皆さんが日常生活の中にスポーツを取り入れ、楽しみながら体力向上と健康増進を図れるように、各種スポーツ教室・講習会や、市民総合体育大会・各種競技大会などを開催しています。

■スポーツ団体

市内には次のようなスポーツ団体があります。皆さんもお気軽にご参加ください。

◎体育協会（28団体）

陸上競技協会／野球連盟／柔道部／剣道連盟／水泳部／相撲連盟／卓球協会／ソフトテニス連盟／なぎなた連盟／空手道部／バドミントン連盟／バレーボール連盟／スキー連盟／バスケットボール連盟／合気道部／テニス協会／少林寺拳法部／ゲートボール連盟／ソフトボール協会／レクリエーション協会／スポーツ少年団／グラウンド・ゴルフ連合／琉球古武術部本部御殿手／弓道連盟／ミニテニス連盟／エアロビック連盟／中学校体育連盟／小学校体育連盟

■市民体育祭

毎年10月（スポーツの日の前日の日曜日）に、朝霞中央公園陸上競技場において「市民体育祭」を開催しています。市民体育祭で、明るく楽しくスポーツに親しみ、お互いの親睦を深めましょう。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

■スポーツ安全保険

スポーツ団体に所属する人が、活動中に起きた事故などで傷害を受けたり死亡したりしたとき、もしくは後遺障害が生じたときに補償する制度です。申込用紙は、生涯学習・スポーツ課または総合体育館にあります。

体育施設

■学校体育施設開放

身近な場所でスポーツを楽しんでいただくため、市内の全小・中学校を市内在住・在勤の10人以上の団体に開放しています。事前に団体登録をし、「利用申請書」を提出してください。高校については、直接学校へお申し込みください。

▶生涯学習・スポーツ課 TEL 463-2403

■総合体育館

◎施設の内容…メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルームなど。アリーナは、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球など各種大会や練習などで使用できます。

◎利用時間…午前9時～午後9時30分

◎休日…年末年始、そのほか臨時休館日

◎個人開放…毎週火曜日の午後1時～5時と水曜日の午後5時30分～9時30分の時間枠において個人利用ができます（大会などのため中止になる場合があります）。

▶青葉台1-8-1 TEL 465-9811

■朝霞中央公園陸上競技場

◎施設の内容…全天候型トラック、人工芝のフィールド、ナイター設備

◎利用時間…午前8時30分～午後9時

◎休日…年末年始、そのほか臨時休場日

◎個人無料開放…毎週火曜日の午後5時15分～9時と第2・4週の土曜日の午前9時～午後9時の時間枠において個人利用ができます（大会などのため中止になる場合があります）。

▶青葉台1-9-1 TEL 465-7278





■武道

施設名	利用時間	休日	施設の内容
武道館 本町1-12-3【MAP2図B-3】 461-7522	午前9時～午後9時	年末年始、そのほか臨時休館日	柔道場、剣道場、相撲場
内間木公園弓道場 大字上内間木518-3【MAP4図B-5】 456-2282	午前9時～午後9時	年末年始、そのほか臨時休館日	近的6人立ち

■野球・サッカー

施設名	利用時間	休日	施設の内容
朝霞中央公園野球場 青葉台1-9-2【MAP7図E-3】 465-7277	午前9時～午後9時 (3月の第3土曜日～11月)	12月1日から翌年3月第3土曜日の前日まで、そのほか臨時休場日	硬式・軟式野球場、観客席、ナイター設備
北朝霞公園野球場 北原1-3【MAP1図D-1】	午前6時～午後9時(4～11月) 午前8時～午後4時30分(12～3月)	年末年始、そのほか臨時休場日	軟式野球場1面
青葉台公園芝生広場 大字膝折2-30【MAP2図A-4】 463-1333	午前6時～午後9時(4～11月) 午前8時～午後4時30分(12～3月)	年末年始、そのほか臨時休場日	ソフトボール、少年野球、レクリエーションなどが行える広場
上野荒川運動公園野球場 大字上内間木上野651-1【MAP4図B-3】	午前6時～午後4時30分(4～11月) 午前8時～午後4時30分(12～3月)	年末年始、そのほか臨時休場日	軟式・硬式(少年)野球場1面
上野荒川運動公園サッカー場 大字上内間木上野651-1【MAP4図B-2】	午前6時～午後4時30分(4～11月) 午前8時～午後4時30分(12～3月)	年末年始、そのほか臨時休場日	サッカー場1面
内間木公園ソフトボール場 大字上内間木518-3【MAP4図B-5】 456-2282	午前6時～午後9時(4～11月) 午前8時～午後4時30分(3月の第3土曜日～3月31日および12月1日～30日)	12月31日から翌年3月第3土曜日の前日まで、そのほか臨時休場日、年末年始	ソフトボール、少年野球、レクリエーションなどが行える広場

■テニス

施設名	利用時間	休日	施設の内容
青葉台公園テニスコート 大字膝折2-30【MAP2図A-5】 463-1333	午前6時30分～午後9時(3～9月) 午前8時30分～午後9時(10～2月)	年末年始、そのほか臨時休場日	砂入り人工芝5面
滝の根テニスコート 溝沼2-8【MAP2図A-1】 462-1372	午前8時30分～午後4時30分	年末年始、そのほか臨時休場日	クレイコート3面
井財公園テニスコート 東井財3-12【MAP1図C-4】	午前8時30分～午後7時(6～8月) 午前8時30分～午後4時30分(9～5月)	年末年始、そのほか臨時休場日	クレイコート2面
内間木公園テニスコート 大字上内間木518-3【MAP4図B-5】 456-2282	午前6時30分～午後9時(3～9月) 午前8時30分～午後9時(10～2月)	年末年始、そのほか臨時休場日	砂入り人工芝2面

■ゲートボール

施設名	利用時間	休日	施設の内容
青葉台公園ゲートボール場 大字膝折2-30【MAP2図A-4】 463-1333	午前8時30分～午後9時 (ナイターあり)	年末年始、そのほか臨時休場日	ゲートボール場2面
内間木公園ゲートボール場 大字上内間木518-3【MAP4図B-5】 456-2282	午前8時30分～日没	年末年始、そのほか臨時休場日	ゲートボール場1面

■申込方法

予約申込については「朝霞市公共施設予約・案内サービス」をご利用ください(71ページ参照)。
初めて利用する場合は、事前に総合体育館で団体登録が必要です。

〈該当施設〉

総合体育館、朝霞中央公園陸上競技場、野球場(朝霞中央公園、北朝霞公園、上野荒川運動公園)、青葉台公園芝生広場、上野荒川運動公園サッカー場、内間木公園ソフトボール場、テニスコート(青葉台公園、滝の根、井財公園、内間木公園)、武道館、内間木公園弓道場

※総合体育館、武道館、陸上競技場、弓道場については、個人開放の時間帯以外でも団体の利用がない場合は個人利用が行えます。

※北朝霞公園野球場、井財公園テニスコート、上野荒川運動公園(野球場、サッカー場)は無人施設のため、お問い合わせは総合体育館 ☎465-9811)へ

プール等の施設

■溝沼子どもプール

◎利用できる方…未就学児(成人の付き添い人が必要)、小学生、付き添い人

施設名	MAP	利用時間	施設の内容
溝沼子どもプール 大字溝沼1033 464-0023	5図D-4	午前9時30分～午後5時 7月第2土曜日～9月第1日曜日	プール(幼児、児童ほか2種類) コースター(3種類)

■わくわくどーむ(健康増進センター)

利用者の皆さんの健康維持・増進と体力づくりのほか、利用者相互の触れ合いの輪を広げる施設として、5種類の温水プール、リフレッシュルーム、トレーニングルームなどを備えています。

◎利用時間…午前9時～午後10時

◎休館日…3～7、9～11月(毎月第1月曜日)
12～2月(毎週月曜日)

※月曜日が祝日の場合は翌平日が休館となります。

※そのほか、年末年始(12月31日、1月1日)、施設の定期点検、修繕・改修工事に伴う臨時休館日があります。

都市公園

▶みどり公園課 TEL 463-0374

公園名	所在地	MAP	公園名	所在地	MAP	公園名	所在地	MAP
北割公園	西原2-8	1図C-1	朝霞中央公園	青葉台1-1404-12	7図E-2	上野荒川運動公園	大字上内間木上野651-1	4図B-3
浜崎公園	浜崎3-4	1図E-1	青葉台公園	大字膝折2-30	2図A-4	あかね公園	本町2-9-2	2図C-4
西久保公園	東井財2-3	1図D-3	水久保公園	根岸台7-1012-21	8図B-2	三原公園	三原1-266-1	1図B-3
井財公園	東井財3-4	1図C-4	堂之下公園	大字岡字堂之下48-6	5図E-2	宮戸ハケタ公園	宮戸4-606-2	3図E-4
南割公園	西井財1-3	1図C-2	やつじ公園	宮戸3-1075	3図C-3	浜崎狭公園	浜崎4-1266-1	4図A-5
二本松公園	本町1-1670-3	2図B-1	五反田公園	大字溝沼1352-2	5図E-3	旧高橋家住宅	根岸台2-681	6図B-4
越戸公園	栄町1-1588-2	8図A-2	北浦公園	膝折町4-758-1	7図D-1	向山公園	岡3-115	6図A-3
上の原公園	幸町3-1152-1	7図D-3	はなみずき公園	栄町1-1576-24	8図A-2	根岸台自然公園	根岸台8-531-1	6図C-5
泉水公園	泉水2-59-1	5図C-4	田島公園	田島2-1571	6図B-2	向原公園	根岸台7-944-1	8図B-1
島の上公園	膝折町4-2045-13	5図C-5	内間木公園	大字上内間木518-3	4図B-5	宮台公園	根岸台3-1-160	6図B-3
広沢公園	本町3-10-3	2図D-5	中道公園	本町1-107-1	5図E-4	笹橋公園	根岸台3-1-181	6図B-3
南の風公園	本町3-33-3	8図A-2	宮戸大山公園	宮戸3-1051-3	3図D-3	谷中公園	根岸台3-1-26	6図B-4
北朝霞公園	北原1-3	1図D-1	いずみ公園	泉水1-2123-4	5図B-5	まばりみなみ公園	根岸台5-1-1	2図E-2
滝の根公園	溝沼2-1585-2	2図A-1	あけぼの公園	仲町2-24-2	2図D-5	まばりひがし公園	根岸台5-23-1	2図E-2
城山公園	岡3-386	6図A-2	終極古墳歴史広場	岡3-26	6図B-3			





市の主な施設

A…AED設置 授…授乳 オ…オムツ替え

名 称	所在地	MAP	電話番号	A	授	オ
● スポーツ						
総合体育館	青葉台 1-8-1	2 図 B-5	465-9811	●	●	●
武道館	本町 1-12-3	2 図 B-3	461-7522	●	●	●
朝霞中央公園陸上競技場	青葉台 1-9-1	7 図 E-2	465-7278	●	●	●
朝霞中央公園野球場	青葉台 1-9-2	7 図 E-3	465-7277	●	●	●
青葉台公園(テニス、芝生広場、ゲートボール)	大字浜崎 2-30	2 図 A-4	463-1333	●	●	●
内間木公園(ソフトボール、テニス、弓道、ゲートボール)	大字上内間木 518-3	4 図 B-5	456-2282	●	●	●
潮の根テニスコート	溝沼 2-8	2 図 A-1	462-1372	●	●	●
溝沼子どもプール	大字溝沼 1033	5 図 D-4	464-0023	●	●	●
わくわくどーむ(健康増進センター)	大字浜崎 27	6 図 A-1	472-6000	●		●
● 教育・文化・コミュニティ						
図書館(本館)	青葉台 1-7-26	2 図 C-5	466-8686	●	●	●
図書館北朝霞分館	大字浜崎 669-1	1 図 E-3	470-6011		●	
博物館	岡 2-7-22	6 図 A-2	469-2285	●	●	●
ゆめばれす(市民会館)	本町 1-26-1	2 図 C-1	466-2525	●		●
産業文化センター	大字浜崎 669-1	1 図 E-3	487-6222	●		●
中央公民館・コミュニティセンター	青葉台 1-7-1	2 図 B-5	465-7272	●	●	●
東朝霞公民館	根岸台 6-8-45	2 図 E-3	463-9211	●	●	●
西朝霞公民館	膝折町 4-19-1	5 図 C-5	462-1411	●	●	●
南朝霞公民館	溝沼 1-5-24	2 図 A-2	461-0163	●	●	●
北朝霞公民館	朝志ヶ丘 1-4-1	5 図 D-1	473-0558	●	●	●
内間木公民館	田島 2-18-47	6 図 B-1	456-1055	●	●	●
井財市民センター	西井財 2-2-3	1 図 B-3	467-1616	●		
朝志ヶ丘市民センター	朝志ヶ丘 3-8-16	3 図 D-5	476-5755	●		
宮戸市民センター	宮戸 1-2-60	3 図 D-4	472-2134	●		●
栄町市民センター	栄町 4-4-26	8 図 A-4	466-6515	●		●
仲町市民センター	仲町 1-2-16	2 図 D-3	464-6810	●		●
溝沼市民センター	大字溝沼 1057-3	5 図 D-4	461-8885	●		●
根岸台市民センター	根岸台 2-15-12	6 図 B-4	450-1801	●		●
膝折市民センター	膝折町 1-7-40	7 図 D-2	462-4531	●		●
市民活動支援ステーション・シニア活動センター	仲町 2-1-6-101	2 図 D-4	463-1417			
子ども相談室	浜崎 3-6-24	1 図 E-1	471-8080	●		
埋蔵文化財センター	大字浜崎 231-2	6 図 A-1	486-2244	●		
それいゆびらぎ(女性センター)	(中央公民館・コミュニティセンター内)	2 図 B-5	463-2697			
● 福祉						
はあとびあ(総合福祉センター)	大字浜崎 51-1	6 図 A-1	486-2475	●		●
ボランティアセンター	(はあとびあ内)	6 図 A-1	486-2485			
はあとびあ福祉作業所	(はあとびあ内)	6 図 A-1	486-2481			
手話通訳者等派遣事務所	(はあとびあ内)	6 図 A-1	486-2479/FAX 486-2473			
はあとびあ障害者就労支援センター	(はあとびあ内)	6 図 A-1	486-2575			
はあとびあ障害者相談支援センター	(はあとびあ内)	6 図 A-1	486-2400			
朝霞地区更生保護サポートセンター	(はあとびあ内)	6 図 A-1	485-8181			
障害者ふれあいセンター	大字上内間木 493-9	4 図 B-4	456-1402	●		●
あさか福祉作業所	(障害者ふれあいセンター内)	4 図 B-4	456-1400			
ふれあい障害者相談支援センター	(障害者ふれあいセンター内)	4 図 B-4	456-1403			
浜崎老人福祉センター	(はあとびあ内)	6 図 A-1	486-2476			
溝沼老人福祉センター	溝沼 7-13-11	1 図 D-5	464-5488	●		
特別養護老人ホーム朝光苑	青葉台 1-10-32	7 図 E-3	465-3255	●		
障害児放課後児童クラブ	朝志ヶ丘 1-4-2	5 図 D-1	474-2821	●		
きたはら児童館	北原 2-8-11	3 図 D-5	471-7140	●	●	●
はまさき児童館	(はあとびあ内)	6 図 A-1	486-2477		●	●
みぞめ児童館	溝沼 7-13-11	1 図 D-5	450-0858		●	●
ねぎしだい児童館	根岸台 2-15-12	6 図 B-4	450-1815		●	●

名 称	所在地	MAP	電話番号	A	授	オ
ひざおり児童館	膝折町 1-7-40	7 図 D-2	458-6969		●	●
ほんちょう児童館	本町 2-3-22	2 図 C-4	487-8582	●	●	●
さくら子育て支援センター	(さくら保育園内)	1 図 D-4	469-7065		●	●
きたはら子育て支援センター	(きたはら児童館 1 階)	3 図 D-5	476-8686		●	●
ファミリー・サポート・センター	(市役所 2 階)	2 図 B-3	483-4501			
家庭児童相談室	(市役所 2 階)	2 図 B-3	463-2231			
● 保育園						
浜崎保育園	大字浜崎 662-1	1 図 E-3	471-0394	●	●	●
東朝霞保育園	根岸台 1-5-27	2 図 D-1	461-6011	●	●	●
溝沼保育園	溝沼 7-13-11	1 図 D-5	463-7165	●	●	●
本町保育園	本町 1-20-4	2 図 C-1	464-3750	●	●	●
根岸台保育園	根岸台 8-2-41	6 図 C-5	464-8710	●	●	●
北朝霞保育園(本園)	朝志ヶ丘 1-3-26	1 図 C-1	474-2530	●	●	●
北朝霞保育園(分園)	朝志ヶ丘 1-5-40	5 図 C-1	486-5774	●	●	●
栄町保育園	栄町 1-5-43	8 図 A-2	465-3811	●	●	●
泉水保育園	泉水 2-12-11	5 図 C-4	465-9625	●	●	●
さくら保育園	大字溝沼 435-1	1 図 D-4	469-7061	●	●	●
宮戸保育園	宮戸 4-6-2	3 図 E-4	486-5562	●	●	●
仲町保育園	仲町 2-4-31	2 図 D-5	450-7707	●	●	●
● 放課後児童クラブ						
本町放課後児童クラブ	本町 1-25-1	6 図 A-4	463-4433	●		
朝志ヶ丘放課後児童クラブ	北原 2-6-39	5 図 D-1	473-8718	●		
岡放課後児童クラブ	岡 3-17-64	6 図 B-3	464-8281	●		
膝折放課後児童クラブ	膝折町 4-11-26	5 図 C-5	463-9152	●		
栄町放課後児童クラブ	栄町 5-1-50	8 図 A-3	463-8670	●		
浜崎放課後児童クラブ	大字浜崎 220-1	6 図 A-1	474-7125	●		
泉水放課後児童クラブ	泉水 3-16-1	1 図 B-4	465-0818	●		
幸町放課後児童クラブ	幸町 1-6-9	7 図 D-2	467-4760	●		
根岸台放課後児童クラブ	大字台 295-1	6 図 C-3	467-0131	●		
溝沼放課後児童クラブ	大字溝沼 828-1	5 図 D-4	458-5520	●		
● 小・中学校						
朝霞第一小学校	膝折町 4-11-7	5 図 C-5	461-0052	●		
朝霞第二小学校	岡 3-16-13	6 図 B-3	461-0042	●		
朝霞第三小学校	大字浜崎 230	6 図 A-1	471-1630	●		
朝霞第四小学校	幸町 1-6-9	7 図 D-2	461-0363	●		
朝霞第五小学校	泉水 3-16-1	1 図 B-4	462-0455	●		
朝霞第六小学校	本町 1-25-1	6 図 A-4	461-0410	●		
朝霞第七小学校	北原 2-6-1	5 図 D-1	472-9172	●		
朝霞第八小学校	栄町 5-1-41	7 図 E-2	465-8381	●		
朝霞第九小学校	大字台 295	6 図 C-3	466-4481	●		
朝霞第十小学校	大字溝沼 828-1	5 図 D-4	469-5443	●		
朝霞第一中学校	大字膝折 2-31	7 図 E-2	461-0076	●		
朝霞第二中学校	大字岡 199	6 図 A-2	461-6540	●		
朝霞第三中学校	大字溝沼 1043-1	5 図 D-4	464-7575	●		
朝霞第四中学校	米町 5-1-60	7 図 E-3	466-4711	●		
朝霞第五中学校	大字宮戸 1580	4 図 A-4	471-2236	●		
● その他						
朝霞市役所	本町 1-1-1	2 図 B-3	463-1111(代表)	●	●	●
内間木支所	大字浜崎 231-1	6 図 A-1	471-1632	●		
朝霞出張所	西井財 1-9-26	1 図 C-2	467-1115	●	●	●
朝霞駅前出張所	仲町 2-1-6-101	2 図 D-4	452-6000	●		●
保健センター	本町 1-7-3	2 図 B-3	465-8611	●		●
クリーンセンター	大字浜崎 390-45	4 図 B-5	456-1593	●		
エコネットあさか(リサイクルプラザ)	大字浜崎 664-2	1 図 E-3	486-0222	●		●
朝霞駅南口地下自転車駐車場	東井財 1-4-10	1 図 D-2	470-1778	●		



名 称	所在地	MAP	電話番号	A	授	オ
北朝霞駅東口地下自転車駐車場	浜崎1-1-16	1図 D-2	470-1794	●		
朝霞駅東口立休自転車駐車場	仲町1-1-15	2図 D-3	451-7871	●		
朝霞駅東口地下自転車駐車場	仲町2-1-1	2図 D-4	451-5791	●		
朝霞駅南口地下自転車駐車場	本町2-13-50	2図 D-4	451-9120	●		
朝霞駅南口原動機付自転車駐車場	本町3-1-55	2図 D-4	451-9150	●		
水道庁舎	泉水2-13-1	5図 C-4	462-3366	●		
溝沼学校給食センター	大字溝沼1029-8	5図 D-4	451-0371	●		
浜崎学校給食センター	浜崎4-13-63	6図 A-1	473-6291	●		
斎場	大字溝沼1259-1	1図 E-3	460-0055	●		

ほかの主な施設

避…避難場所 洪…洪水避難場所 A…AED設置 授…授乳 オ…オムツ替え

名 称	所在地	MAP	電話番号	避	洪	A	授	オ
● 郵便局								
日本郵便株式会社朝霞郵便局 (郵便窓口および保険)	本町2-1-32	2図 B-4	464-1135 (集荷・配送を除くサービス) 464-1132 (集荷・配送)					
ゆうちょ銀行朝霞店(貯金)			464-1134					
膝折郵便局	膝折町2-3-44	7図 C-2	461-3292					
朝霞本町郵便局	本町2-25-22	2図 C-2	461-3294					
朝霞根岸郵便局	根岸台3-14-2	6図 B-3	461-5188					
朝霞三原郵便局	三原3-10-2	1図 B-2	472-4303					
朝霞宮戸郵便局	宮戸2-1-71	3図 D-5	473-0535					
朝霞溝沼郵便局	溝沼482-5	1図 D-5	468-0787					
● 警察署・交番								
朝霞警察署	栄町5-9-5	7図 E-3	465-0110			●	●	●
朝霞駅前交番	本町2-13-51	2図 D-4	461-4721					
北朝霞駅前交番	浜崎1-1-27	1図 D-2	471-3111					
花の木交番	田島2-16-1	6図 B-1	456-2150					
● その他								
朝霞税務署	本町1-1-46	2図 B-4	467-2211			●		●
陸上自衛隊広報センター	栄町4-6付近	8図 A-4	460-1711					
朝霞保健所	青葉台1-10-5	7図 E-3	461-0468			●		
あさか向陽園	青葉台1-10-60	7図 E-3	466-1411			●	●	●
埼玉県朝霞県税事務所	三原1-3-1	1図 A-5	463-1671			●		●
朝霞公共職業安定所	本町1-1-37	2図 B-4	463-2233			●		
朝霞県土整備事務所	大字浜崎678	1図 E-3	471-4661					
(公財) 朝霞市文化・スポーツ振興公社 (ゆめばれす内)		2図 C-1	424-5122					
(公社) 朝霞地区シルバー人材センター	本町1-12-3	2図 B-3	465-0339					
朝霞地区一部事務組合	溝沼1-2-27	2図 A-3	461-2415					
埼玉県南西部消防本部	溝沼1-2-27	2図 A-3	460-0119			●		
朝霞消防署	溝沼1-2-27	2図 A-3	463-0119			●		
朝霞消防署浜崎分署	大字浜崎宇川端666-1	1図 E-3	470-1190			●		
し尿処理場	大字根岸770	6図 C-3	467-9921			●		
朝霞市社会福祉協議会	大字浜崎51-1	6図 A-1	486-2479			●		
朝霞市商工会	大字浜崎669-1	1図 E-3	470-5959					
JAあさか野本店	大字溝沼466	1図 D-5	451-1122			●		
東武東上線朝霞駅	本町2-13-52	2図 D-3	461-0057			●		●
東武東上線朝霞台駅	東井財1-4-17	1図 D-2	473-0777			●		●
JR武蔵野線北朝霞駅	浜崎1-1-1	1図 D-2	※ JR東日本テレフォンセンター 050-2016-1600 (時刻・運賃など) 050-2016-1601 (忘れもの)			●		

朝霞市 マップ インデックス

朝霞市全体図	82
朝霞市MAP 1図	84
朝霞市MAP 2図	86
朝霞市MAP 3図	88
朝霞市MAP 4図	90
朝霞市MAP 5図	92
朝霞市MAP 6図	94
朝霞市MAP 7図	96
朝霞市MAP 8図	98